

那覇市情報公開および個人情報保護制度

運用状況報告書

平成23年度（2011年度）

那覇市総務部総務課

市政情報センター

目 次

I 情報公開制度

- 1 情報公開制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 情報公開制度の運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（表1）情報公開請求の処理状況内訳
（表2）非公開、部分公開の理由内訳
（表3）実施機関別処理状況・・・・・・・・・・・・ 3
- (1) 情報公開請求の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会、
審査会の開催状況・・・・・・・・ 49
- (3) 那覇市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿・・・・・・・・ 49

II 個人情報保護制度

- 1 個人情報保護制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 2 個人情報保護制度の運用状況・・・・・・・・・・・・ 51
（表1）個人情報請求の処理状況内訳
（表2）非公開、部分公開の理由内訳
（表3）実施機関別処理状況・・・・・・・・・・・・ 52
- (2) 個人情報請求の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (3) 目的外利用・外部提供の状況・・・・・・・・・・・・ 59

III 審査会の答申

- 1 「〇〇〇〇の社長及び社員の〇〇氏からのし尿不法投棄事実返答書面」（「不法投棄したのか、させたのか？」又は「不法投棄したのか、しなかったのか？」の確認書面）
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・・・・・・ 86
- 2 「現在の境界の位置を主張する法的根拠」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・・・・・・ 89
- 3 「杭式擁壁工事の図面」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・・・・・・ 92
- 4 「供託書にある訴状及び判決書」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・・・・・・ 95
- 5 「道路建設課が所有している農道崎山線の陳情書・要請書」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て・・・・・・・・ 98

- 6 「首里崎山町4丁目〇ー〇まで土地賃貸借契約の範囲内と
確認できる資料」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て 102
- 7 「側溝を埋設し、使用するために隣接土地所有者からもらった承諾書」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て 105
- 8 「道路建設課が里道の原状回復をしなくても良い法的根拠」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て 109
- 9 「道路建設課が所有している農道は一般公衆が通ることを容認
されているという資料」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て 113
- 10 「道路建設課が農道を工事の為に使用できる法的根拠」
の公文書非公開決定処分に対する異議申立て 118

IV 会議公開制度

- 1 会議公開制度の目的 122
- (1) 会議の開催状況 123

I 情報公開制度

1 情報公開制度の目的

那覇市は、民主的な開かれた市政を実現するためには、行政の持つ情報を広く市民に公開する必要があると考えています。市民の「知る権利」を保障し、行政に対しては「原則公開」を義務付けるのが情報公開制度です。

次の3点を制度の柱として、ガラス張りの市民参加の市政をめざします。

- (1) 市の行政機関等のもっている情報は、原則としてすべて公開します。
- (2) 市民のプライバシーは最大限に保護します。
- (3) 非公開とする情報は、プライバシー保護や公的保護を図るための必要最小限とします。

情報公開制度の主な内容

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

(2) 対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面や磁気テープから採録したものです。

(3) 公文書の公開を請求できる者

住所、国籍、年齢、個人、法人の区別なく、どなたでも実施機関のもっている公文書の公開を請求できます。

(4) 非公開とすることができる公文書

実施機関のもっている公文書は公開が原則ですが、次のような情報が記録されている公文書は非公開とすることがあります。

- ①法令により、明らかに守秘義務が課されている情報
- ②個人に関する情報
- ③公開すると会社などの法人等に著しい不利益を与える情報
- ④公開すると行政の公正な執行に支障を及ぼす情報

(5) 公開の請求方法

公開請求は、請求書を窓口の市政情報センター（教育委員会、上下水道局及び市立病院はそれぞれのコーナー）に提出して行います。

(6) 決定に対する不服申立

実施機関の決定に対して不服があるときは、不服申立てをすることができます。

不服申立てを受けた実施機関は情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定を行います。

(7) 費用の負担

閲覧は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

2 情報公開制度の運用状況

- (1) この運用状況は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年分です。
- (2) 公開請求件数は518件で、内訳は下記の表のとおりとなっています。(表1参照)
- (3) 受付窓口別にみると、市政情報センター452件(うち監査委員4件、農業委員会1件、消防長9件、議会4件)、教育委員会市政情報コーナー59件、上下水道局市政情報コーナー7件、市立病院情報コーナー0件となっています。(表3参照)
- (4) 月平均の請求件数は、約43件となります。
- (5) 非公開、部分公開の理由内訳は下記の表のとおりです。(表2参照)
- (6) 処分に対する不服申立は7件でした。(表1参照)

(表1) 情報公開請求の処理状況内訳

年 度	請求件数	公 開	部分公開	非公開	取り下げ	不服申立て
平成22年度	495	172	265	55(48)	3	17
平成23年度	518	81	387	43(35)	7	7

※ 非公開欄のかっこ書きは文書不存在の件数である。

(表2) 非公開、部分公開の理由内訳

	非公開	部分公開	計
法 令 秘 情 報	0	1	1
個 人 情 報	3	348	351
法 人 情 報	2	6	8
行 政 執 行 情 報	2	4	6
(時 限 秘)	(0)	(1)	(1)
文 書 不 存 在	35	28	63
そ の 他	1	0	1
合 計	43	387	430

(表3) 実施機関別処理状況

実施機関		公開請求内訳					不服申立て
		請求件数	公開	部分公開	非公開	取り下げ	
市	総務部	23	6	10	6	1	1
	企画財務部	9	1	4	4	-	-
	経済観光部	1	-	1	-	-	-
	環境部	4	-	2	-	2	-
	市民文化部	5	1	2	2	-	-
	健康福祉部	20	8	6	5	1	-
	こどもみらい部	8	2	4	2	-	-
	都市計画部	350	34	313	3	-	-
	建設管理部	14	9	1	3	1	1
	出納室	0	-	-	-	-	-
小計	434	61	343	25	5	2	
教育委員会	59	16	30	11	2	5	
選挙管理委員会	0	-	-	-	-	-	
監査委員	4	-	-	4	-	-	
農業委員会	1	-	-	1	-	-	
固定資産評価委員会	0	-	-	-	-	-	
消防長	9	-	8	1	-	-	
上下水道事業管理者	7	3	3	1	-	-	
議会	4	1	3	-	-	-	
地方独立行政法人 (市立病院)	0	-	-	-	-	-	
合計	518	81	387	43	7	7	

(1) 情報公開請求の内容

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
1	H23.4.1 [1]	1 生活保護法に基づき被保護者に対し乗用車両の所有禁止及び、乗用車両物の処分について指導・指示ができることがわかる那覇市生活保護法施行令(那覇市条例・規則)。 2 前記指導・指示を以って被保護者に対し、不利益処分・生活保護給付金の停止・同給付金廃止処分ができることがわかる証拠明文となっている公文書。	部分公開 (4.14)	1) 那覇市保護法施行令(那覇市条例・規則) (理由) 該当文書等が存在しないため	健康福祉部 保護管理課
2	H23.4.1 [教1]	1. 那覇地区市立学校PTAからの社会教育法を根拠とした社会教育に関する事業活動実施の為の那覇市条例・規則等に基づく手続き書類 1). 学校施設使用許可申請書と許可証 ①各学校PTAからの学校施設使用許可申請書 ②各学校PTAからのPTA室使用許可申請書 ③各PTAからの学校事務所共有使用許可申請書 ④各PTAからの電話回線等学校設備使用許可申請書 ⑤各学校PTAへの学校施設使用許可証 ⑥各学校PTAへのPTA室使用許可証 ⑦各学校PTAへの学校事務所共用使用許可証 ⑧各学校PTAへの電話回線等設備使用許可証 2). 1) の手続きが省略されている場合 ①手続きが省略されることが出来るとされる根拠となる法令 ②手続きの省略を認める議会の議決 ③手続きの省略を認める議会等の承認書 3) PTA活動が公益・公共的活動であると認める資料若しくは報告書 4) PTA活動への公金の支出を認める法令	部分公開 (4.28)	1) ②③④⑥⑦⑧ 2) ①②③文書不存在	生涯学習部 施設課
3	H23.4.1 [教2]	2. 那覇地区市立学校PTAからの地方自治法を根拠としたPTA活動に関連する事業等活動実施の為の那覇市条例・規則等に基づく手続き書類 1). PTA売店設置に関する手続き書類 (1) 売店設置に関する学校施設使用許可申請書と許可証(平成22、23年度) (2) 売店設置許可を決定した根拠となる書類 ①PTAが運営する物品販売事業が地方自治法上の公益・公共的事業とされることを認める資料若しくは報告書 ②PTAが運営する物品販売事業を公益・公共的事業として議会や市長が認めた議決若しくは承認書 ③売店運営事業における販売及び収支計画書(平成21～23年度) (3) 使用許可物件の菜所、面積、土地・建物の資産評価額を示す書類 (4) 実績書(売上及び収支) ①平成21年度②平成22年度③平成23年度の同売店運営実績書 ④平成21年度⑤平成22年度⑥平成23年度の同売店運営収益からの学校支援(寄附・寄贈)の実績	部分公開 (4.28)	(2)③(3)一部文書不存在 (2)②(4)①②③ ④⑤⑥文書不存在	生涯学習部 施設課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)		担当部課名
				非公開部分・理由	
4	H23.4.1 [教3]	2.那覇地区市立学校PTAからの地方自治法を根拠としたPTA活動に関連する事業等活動実施の為の那覇市条例・規則等に基づく手続き書類 2). PTA車の学校敷地内駐車に関する手続き書類 (1)PTAの管理車両に関する学校施設使用許可申請書と許可証 ①平成22年度 ②平成23年度 (2)PTAの管理車両に関する施設使用料免除申請書と許可証 ①平成22年度 ②平成23年度 (3)当該車両が適正に管理されているか事前審査書類の存在確認 ①車検証の写し(平成22、23年度) ②定期点検検査証の写し(平成22、23年度) ③任意賠償保険証券の写し(平成22、23年度) ④保管場所証明書の写し(平成22、23年度) ⑤もしくは①～④の確認書等 (4)駐車を許可した位置 ①平成22年度 ②平成23年度	部分公開 (4.28)	(2)①②一部文書不存在 (3)①②③④⑤ 文書不存在	生涯学習部 施設課
5	H23.4.1 [教4]	3. 那覇地区市立学校おやじの会からの地方自治法を根拠としたとされる「おやじの会」活動に関連する那覇市条例・規則等に基づく手続き書類として 1)「おやじの会」室設置に関する手続き書類 (1)専用客室設置に関する学校施設使用許可申請書と許可証(平成23年度) (2)許可を決定した根拠となる書類 ①同会の活動が地方自治法上の公益・公共的事業として認める若しくは認められた資料又は報告書、承認書など ②同会を公益・公共的団体と認める根拠となる法令 (3)同団体の事業内容を事前・事後に審査した内容を示す書類、報告書(平成21年、22年、23年度) (4)使用許可物件の場所(位置)、面積を示す書類(平成21年、22年、23年度) (5)許可した学校の土地・建物の資産評価額等を示す書類(平成21年、22年、23年度) (6)同会からの活動実績などを報告する文書(平成21年、22年度) (7)同会からの寄附や寄贈の実績(平成21年、22年度)	部分公開 (4.28)	(2)②(5)(6) (7) 文書不存在	生涯学習部 施設課
6	H23.4.1 [教5]	4. 那覇地区市立学校同窓会からの地方自治法を根拠としたとされる「同窓会」活動に関連する那覇市条例・規則等に基づく手続き書類 1)「同窓会」室設置に関する手続き書類 (1)専用客室設置に関する学校施設使用許可申請書と許可証(平成23年度) (2)許可を決定した根拠となる書類 ①許可に際し、同会の活動が地方自治法上の公益・公共的事業として認める若しくは認められた資料又は報告書、承認書など ②同会を公益・公共的団体と認める根拠となる法令 (3)許可に際し、同団体の事業内容を事前・事後に審査した内容を示す書類、報告書(平成21年、22年、23年度) (4)使用許可物件の場所、面積を示す書類(平成21年、22年、23年度) (5)許可した学校の土地・建物の資産評価額等を示す書類(平成21年、22年、23年度) (6)同会からの活動実績などを報告する文書(平成21年、22年度) (7)同会からの寄附寄贈の実績(平成21年、22年度)	部分公開 (4.28)	(2)②(5)(6) (7) 文書不存在	生涯学習部 施設課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)		担当部課名
				非公開部分・理由	
7	H23.4.1 [教6]	5. 学校長にその徴収権限があるとされる学校徴収金に関する書類 1) 新年度に配布される又は配布が予定されている学校徴収金の案内文書(平成23年度) 2) 入学説明会で配布される学校徴収金に関する案内文(平成23年度) 3) 演劇および音楽鑑賞会館賞料徴収に関する文書 4) 教販会社が市立学校へ出入り物品販売することに関する書類について ①各学校へ出入りする事業者名簿等(平成22年度) ②物販を許可する根拠となる法令 ③物販を許可することを認めた議決 ④教販会社との契約書 5) スポーツ振興センター共済保険掛金に関する保護者への案内文 6. 教材費・学級費徴収に関する案内文※安謝小のみ、平成22年度第1学年4月度 ①学校から配布された教材費等徴収案内 ②補助および準用教材など教販会社から納入されたものの納品書 ③②に対する受領書 ④教育委員会への届け ⑤当該教材が有用適切であると認める根拠書類や会議録 ⑥当該教材が保護者の負担軽減に努めたものとしての根拠(相見積書等)	部分公開 (4.27)	5. 4)、6②文書 不存在	学校教育部 学校教育課
8	H23.4.1 [教7]	①損害賠償請求等調停事件 代理人弁護士事務所との契約内容がわかる書類、契約書 ②弁護士報酬等費用請求書及び費用代弁に係る書類 ③当該弁護士事務所の弁護士を指名することを決した会議等の議事録 ④那覇市及び那覇市教育委員会における会議等の議事録	部分公開 (4.14)	③④文書不存在	学校教育部 学校教育課
9	H23.4.5 [2]	平成23年1月1日から平成23年3月31日迄に設定のあった住居番号地番、地名町名、設定された日付が明記されている資料及びそれに対応する住居表示台帳	公開 (4.8)		都市計画部 市街地整備課
10	H23.4.1 [3]	建築計画概要書	公開 (4.5)		都市計画部 建築指導課
11	H23.4.5 [4]	建築計画概要書 道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (4.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
12	H23.4.6 [5]	建築計画概要書	部分公開 (4.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
13	H23.4.5 [6]	建築計画概要書	部分公開 (4.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
14	H23.4.6 [7]	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに付定のあった住居表示実施地区の受付簿等、日付、新築物の住居番号、町名地番が明記されている資料と当該の住居表示台帳	部分公開 (4.14)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 市街地整備課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
15	H23.4.12 [教8]	那覇市立小緑南図書館の管理する生活保護手帳 2010年度版の買い上げの決裁に関する公文書	取下げ (4.12)		
16	H23.4.13 [教9]	埋蔵物監査書の平成5年4月～平成6年12月の発見 分の届出	公開 (4.25)		生涯学習部 文化財課
17	H23.4.14 [8]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (4.15)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
18	H23.4.13 [9]	建築計画概要書	公開 (4.15)		都市計画部 建築指導課
19	H23.4.19 [10]	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認 のおりた「建築計画概要書」の1面、2面、3面 ※建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建 築主となる計画通知も必要。	部分公開 (4.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
20	H23.4.19 [教10]	2010年度那覇市立石田中学校生徒指導全体計画 107ページ～120ページまで	公開 (5.2)		学校教育部 学校教育課
21	H23.4.15 [11]	道路位置指定申請図	部分公開 (4.18)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
22	H23.4.15 [12]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (4.18)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
23	H23.4.20 [13]	生活保護の国の補助金、負担金、利子補給金の過 去1年以内の執行状況に関するすべての公文書	公開 (4.27)		健康福祉部 保護管理課
24	H23.4.18 [14]	道路位置指定申請図・申請書	部分公開 (4.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
25	H23.4.11 [15]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図) 平成23年4月1日～4月15日(工事種別1のみ)	公開 (4.21)		都市計画部 建築指導課
26	H23.4.22 [16]	道路位置指定申請図	部分公開 (4.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
27	H23.4.25 [17]	平成20年度、21年度、22年度の其々の下記項目 1 購入 非常食の品目(仕様) 2 購入 非常食の価格 3 購入 非常食の数量 4 上記、落札業者	公開 (4.28)		総務部 総務課 市民防災室
28	H23.4.21 [18]	道路位置指定申請図	部分公開 (4.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)		担当部課名
				非公開部分・理由	
29	H23.4.25 [19]	1 平成19年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支計画書 2 平成19年度那覇市地域活動支援センターⅡ型事業収支計画書 3 平成19年度那覇市地域活動支援センターⅡ型事業委託契約書 4 平成20年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支計画書 5 平成20年度那覇市地域活動支援センターⅡ型事業収支計画書 6 平成20年度那覇市障害者福祉センター管理運営業務年度協定書 7 平成21年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支計画書 8 平成21年度那覇市地域活動支援センターⅡ型事業収支計画書 9 平成21年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業決算書 10 平成21年度那覇市地域活動支援センターⅡ型事業決算書 11 平成22年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支計画書 12 平成22年度那覇市地域活動支援センターⅡ型事業収支計画書 13 平成22年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業決算書 14 平成22年度那覇市地域活動支援センターⅡ型事業決算書 15 平成23年度那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支計画書 16 平成23年度那覇市地域活動支援センターⅡ型事業収支計画書 17 平成23年度那覇市障害者福祉センター管理運営業務年度協定書 18 平成23年度那覇市障害者福祉センター管理運営業務年度協定者起案用紙	部分公開 (5.9)	⑬⑭に係る決算書については、委託契約先が今後報告予定であり、決算書受理後に交付することとする。	健康福祉部 障がい福祉課
30	H23.4.25 [教11]	1. 損害賠償請求等調停事件に関する書類 ①弁護士事務所からの報告書 ②弁護士報酬請求書と支出を決定した書類 ③報酬額を決するための協議内容を記す書類など 2. 学校内で行われる音楽鑑賞会や演劇鑑賞会に関するもの ①楽団や劇団による収益行為を認める根拠となる法令 ②①について、これを認める議会の議決や市の承認書	部分公開 (5.6)	1②③2①②文書 不存在	学校教育部 学校教育課
31	H23.4.21 [20]	建築計画概要書	部分公開 (4.27)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
32	H23.4.20 [21]	建築計画概要書	部分公開 (4.27)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
33	H23.4.22 [22]	建築計画概要書	部分公開 (4.27)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
34	H23.4.26 [23]	建築計画概要書	公開 (4.28)		都市計画部 建築指導課
35	H23.4.27 [24]	建築計画概要書	部分公開 (4.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
36	H23.4.21 [25]	建築計画概要書	部分公開 (4.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
37	H23.4.8 [26]	確認申請図書(正)写し	公開 (4.28)		都市計画部 建築指導課
38	H23.4.27 [水1]	マンション管理組合法人との契約に基づく水道料金の 納入内容(H14/4～H23/3迄の各年度各月(4月～3 月)水道料納金内容交付)	公開 (5.9)		上下水道局 料金サービス課
39	H23.5.9 [27]	火災事故の出火原因の記載のある書面	部分公開 (5.23)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	消防本部 予防課
40	H23.5.9 [28]	建築計画概要書	部分公開 (5.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
41	H23.5.11 [29]	道路位置指定申請図	部分公開 (5.12)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
42	H23.5.11 [30]	道路位置指定申請図	部分公開 (5.12)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
43	H23.4.27 [31]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図) 平成23年4月16日～4月30日(工事種別1のみ)	公開 (5.12)		都市計画部 建築指導課
44	H23.5.12 [水2]	アパートの平成23年1月分から平成23年4月分まで の水道使用量	部分公開 (5.20)	使用量以外の部 分	上下水道局 料金サービス課
45	H23.5.13 [32]	安里2丁目 1街区 住居表示台帳 牧志3丁目15街区 住居表示台帳	公開 (5.26)		都市計画部 市街地整備課
46	H23.5.16 [33]	1 那覇市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱 2 那覇市地域活動支援センターⅢ型事業業務委託 契約書 3 那覇市地域活動支援センターⅢ型運営事業実績 報告書一式 4 地域活動支援センターⅢ型事業委託契約申請書 一式	公開 (5.23)		健康福祉部 障がい福祉課
47	H23.5.9 [34]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図) 平成23年4月16日から4月30日(工事種別Ⅰのみ)	公開 (5.13)		都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
48	H23.5.12 [35]	建築計画概要書	部分公開 (5.16)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
49	H23.5.18 [36]	現場写真(カラー) 平成17年度 宇宇栄原71号道路改良工事	公開 (5.25)		建設管理部 道路建設課
50	H23.5.13 [37]	建築計画概要書	部分公開 (5.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
51	H23.5.16 [38]	道路位置指定申請図	部分公開 (5.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
52	H23.5.18 [39]	開発道路図面 土地利用計画平面図 56-5.	部分公開 (5.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
53	H23.5.13 [40]	道路位置指定申請図	部分公開 (5.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
54	H23.5.16 [41]	道路位置指定申請図	部分公開 (5.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
55	H23.5.16 [42]	道路位置指定申請図	部分公開 (5.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
56	H23.5.18 [43]	道路位置指定申請図	部分公開 (5.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
57	H23.5.18 [44]	道路位置指定申請図	部分公開 (5.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
58	H23.5.19 [45]	建築計画概要書	部分公開 (5.23)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
59	H23.5.20 [46]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図) 平成23年5月1日から5月20日(工事種別Ⅰのみ)	公開 (5.24)		都市計画部 建築指導課
60	H23.5.23 [47]	建築計画概要書	部分公開 (5.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
61	H23.5.23 [48]	建築計画概要書	部分公開 (5.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
62	H23.5.24 [49]	確認申請書(工作物)の図面一式	部分公開 (5.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
63	H23.5.26 [教12]	配置図、1階2階階平面配置図、1階2階3階平面図、屋根伏図、立面図、断面図、観覧席全体配置図、屋根刑伏図(セルラースタジアム)1階2階平面図、中3階平面図(セルラーパーク)	公開 (5.27)		生涯学習部 市民スポーツ課
64	H23.5.20 [50]	建築確認申請図書	公開 (5.26)		都市計画部 建築指導課
65	H23.5.27 [51]	那覇市地域活動支援センターⅢ型事業所 平成22年度 収支決算書 1 地域活動支援センター ソーシャルハウスあごら 2 地域活動支援センター はんたびあ 3 地域活動支援センター まあーじ 4 地域活動支援センター ふくぎ 5 地域活動支援センター ナカヤ 6 地域活動支援センター 首里 7 地域活動支援センター なは 8 地域活動支援センター ふれんど 9 地域活動支援センター ふいーるど・ぱわー 10 地域活動支援センター ふれあいセンター 11 地域活動支援センター サンブリッジ	公開 (6.6)		健康福祉部 障がい福祉課
66	H23.5.26 [52]	道路位置指定申請図・申請書 建築計画概要書	部分公開 (5.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
67	H23.5.26 [53]	建築計画概要書	部分公開 (5.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
68	H23.5.30 [教13]	1.耐力度調査業務委託現場説明書(久茂地公民館) 2.成果品報告書 久茂地公民館耐力度調査 3.久茂地公民館改修工事図面 4.沖縄少年会館建設時図面	公開 (6.10)		生涯学習部 生涯学習課
69	H23.6.2 [54]	平成20年度 行政監査資料 <監査対象施設> 那覇市障害者福祉センター	公開 (6.15)		健康福祉部 障がい福祉課
70	H23.5.31 [55]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
71	H23.5.31 [56]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
72	H23.5.30 [57]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
73	H23.5.27 [58]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
74	H23.5.30 [59]	建築計画概要書	部分公開 (6.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
75	H23.5.24 [60]	建築計画概要書	部分公開 (6.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
76	H23.5.27 [61]	建築計画概要書	部分公開 (6.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
77	H23.6.1 [62]	建築計画概要書	部分公開 (6.3)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
78	H23.5.31 [63]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.3)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
79	H23.6.3 [64]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (6.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
80	H23.6.3 [65]	建築計画概要書	部分公開 (6.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
81	H23.6.2 [66]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
82	H23.6.6 [67]	建築計画概要書	部分公開 (6.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
83	H23.6.7 [68]	建築協定に関する資料一式 首里城南ヒルズ	部分公開 (6.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
84	H23.6.10 [教14]	2010年度、那覇市立小学校・中学校から那覇市教育委員会に提出された教職員による体罰に関する事故報告書・緊急第一報全て	部分公開 (5.6)	第6条第1項第2号	学校教育部 学校教育課
85	H23.6.10 [教15]	・平成22年度 教育相談支援事業報告書 ・平成23年度 教育相談支援事業 実施計画・要項等事業の内容が分かるもの、教育相談支援員名簿	公開 (6.21)		学校教育部 総合青少年課
86	H23.6.7 [69]	建築計画概要書	公開 (6.9)		都市計画部 建築指導課
87	H23.6.9 [70]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
88	H23.6.13 [71]	平成23年5月23日に住居表示を実施した宇栄原4～6丁目における住居番号が確認できる図面	公開 (6.21)		都市計画部 市街地整備課
89	H23.6.9 [72]	建築計画概要書	部分公開 (6.13)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
90	H23.6.14 [73]	平成23年5月23日に実施されました 宇栄原4～6丁目の住居表示図(建物に附番する番 号が確認できる図面)	公開 (6.21)		都市計画部 市街地整備課
91	H23.6.15 [74]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (6.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
92	H23.6.15 [75]	建築計画概要書	部分公開 (6.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
93	H23.6.15 [76]	建築計画概要書	部分公開 (6.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
94	H23.6.15 [77]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (6.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
95	H23.6.16 [78]	建築計画概要書	部分公開 (6.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
96	H23.6.14 [79]	建築計画概要書	部分公開 (6.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
97	H23.6.14 [80]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (6.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
98	H23.6.22 [81]	2011年4月25日発生 那覇市西2-5-5立体駐車場内での火災出火原因が わかる書類	部分公開 (7.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	消防本部 予防課
99	H23.6.7 [82]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図) 平成23年5月21日から6月15日(工事種別Ⅰのみ)	部分公開 (6.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
100	H23.6.16 [83]	「建設リサイクル法」による受付簿 平成23年5月1日から6月16日(工事種別Ⅰのみ)	部分公開 (6.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
101	H23.6.17 [84]	建築計画概要書	部分公開 (6.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
102	H23.6.20 [85]	建築計画概要書	部分公開 (6.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
103	H23.6.27 [86]	那覇市が事業計画・換地計画等を認可した土地区画整理 事業のうち、平成12年1月1日から平成22年12月31日まで に換地処分がなされた事業についての書類。 ・事業一覧リスト ・換地図その1(従前の土地図) ・換地図その2(換地処分後の土地図) ・施行地区位置図 ・施行地区区域図 ・新旧地番対照表	公開 (6.29)		都市計画部 区画整理課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
104	H23.6.21 [87]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (6.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
105	H23.6.24 [88]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
106	H23.6.24 [89]	建築計画概要書	部分公開 (6.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
107	H23.6.28 [90]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (6.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
108	H23.6.28 [91]	道路位置指定申請図	部分公開 (6.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
109	H23.6.29 [92]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (6.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
110	H23.6.24 [93]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図) 平成23年6月16日から6月30日(工事種別Ⅰのみ)	部分公開 (7.4)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
111	H23.7.4 [94]	建築計画概要書	部分公開 (7.5)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
112	H23.7.4 [95]	建築計画概要書	部分公開 (7.5)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
113	H23.7.7 [96]	平成23年4月25日発生 of 火災 那覇市西2-5-5タワーパーキングにて、12時45分頃 に起きた火災の火元、出火原因についての詳細が わかる書類	部分公開 (7.19)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	消防本部 予防課
114	H23.7.6 [97]	道路位置指定申請図	部分公開 (7.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
115	H23.7.8 [98]	平成23年4月1日から平成23年6月30日までに設定 のあった住居番号地番、地名町名、設定された日付 が明記されている資料及びそれに対応する住居表 示台帳並びに宇栄原4丁目から6丁目の住居番号ま でわかる資料図面	公開 (7.19)		都市計画部 市街地整備課
116	H23.7.4 [99]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (7.5)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
117	H23.7.11 [100]	宇栄原4・5・6丁目の新旧対象表(旧→新)	公開 (7.22)		都市計画部 市街地整備課
118	H23.7.7 [101]	道路位置指定申請図	部分公開 (7.8)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
119	H23.7.11 [102]	平成23年4月1日から平成23年6月30日までに付定のあった住居表示実施地区の受付簿等、日付、新築物の住居番号、町名地番が明記されている資料と当該の住居表示台帳	部分公開 (7.19)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 市街地整備課
120	H23.7.8 [103]	道路位置指定申請図	部分公開 (7.11)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
121	H23.7.12 [104]	宇栄原4・5・6丁目の住居番号が確認できる図面 平成23年5月23日 住居表示実施	公開 (7.22)		都市計画部 市街地整備課
122	H23.7.15 [教16]	1.平成22年度 小中学校建築修繕・工事契約業者 2.平成23年・24年度那覇市学校施設修繕(登録)業者	部分公開 (7.29)	第6条第1項第3号	生涯学習部 施設課
123	H23.7.7 [105]	建築計画概要書	部分公開 (7.14)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
124	H23.7.4 [106]	建築計画概要書	部分公開 (7.14)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
125	H23.7.12 [107]	道路位置指定申請図	部分公開 (7.14)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
126	H23.7.13 [108]	道路位置指定申請図	部分公開 (7.14)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
127	H23.7.19 [109]	平成23年4月1日から平成23年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面、2面、3面 ※建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知を含む	部分公開 (7.25)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
128	H23.7.25 [教17]	泊外人墓碑銘調査票	公開 (7.28)		生涯学習部 文化財課
129	H23.7.15 [110]	道路位置指定及廃止申請図	部分公開 (7.19)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
130	H23.7.15 [111]	道路位置指定申請図	部分公開 (7.19)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
131	H23.7.13 [112]	建築計画概要書	部分公開 (7.21)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
132	H23.7.13 [113]	建築計画概要書	部分公開 (7.21)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
133	H23.7.14 [114]	建築計画概要書	部分公開 (7.21)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
134	H23.7.20 [115]	道路位置指定申請図	部分公開 (7.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
135	H23.7.20 [116]	道路位置指定申請図	部分公開 (7.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
136	H23.7.22 [117]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (7.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
137	H23.7.26 [118]	平成19年度・21年度における那覇市地域活動支援 センターⅡ型事業の利用者全員の障害程度区分が わかる資料	公開 (8.3)		健康福祉部 障がい福祉課
138	H23.7.27 [119]	1 各児童クラブの補助金額がわかる資料(児童クラ ブ補助金) 2 各児童クラブの決算報告書(補助金の使途がわか る資料) ※2については、銘苅児童クラブ、壺屋児童クラブ、 大道児童クラブ、与儀児童クラブのみ	公開 (8.10)		こどもみらい部 子育て応援課
139	H23.7.22 [120]	建築計画概要書	公開 (7.26)		都市計画部 建築指導課
140	H23.7.21 [121]	建築計画概要書	部分公開 (7.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
141	H23.7.28 [122]	那覇市に対してなされたおもしろまちに関する用途地 域変更が違法であることを確認する事件について 2010年10月20日に出た判決	部分公開 (8.3)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 都市計画課
142	H23.7.28 [123]	那覇市に対してなされたおもしろまちに関する損害賠 償請求事件について2011年1月25日に出た判決文	部分公開 (7.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	総務部 管財課
143	H23.7.6 [124]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図) 平成23年7月1日から7月25日(工事種別Ⅰのみ)	部分公開 (7.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
144	H23.7.26 [125]	道路位置指定通知書・申請図 地図写	部分公開 (7.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
145	H23.7.25 [126]	建築計画概要書	部分公開 (7.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
146	H23.7.27 [127]	建築計画概要書 道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (7.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
147	H23.7.26 [128]	「建設リサイクル法」による受付簿(工事種別Ⅰのみ) 平成23年6月10日から7月26日	部分公開 (8.1)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
148	H23.7.29 [教18]	○沖縄県教育委員会・沖縄県教育庁から那覇市教育委員会宛に出された公文書・夏休みの事件・事故防止および生徒指導に関する通知・お願い(2011年度) ・八重瀬町の暴行事件に関連して出された通知・お願い(2010年度、2011年度) ○那覇市教育委員会から各小・中学校宛に出した通知・お願い文書・夏休みの事件・事故防止および生徒指導に関する通知・お願い(2011年度) ・八重瀬町の暴行事件に関連して出された通知・お願い(2010年度、2011年度)	部分公開 (8.11)	八重瀬町の関連文書不存在	学校教育部 学校教育課
149	H23.7.28 [129]	道路位置指定申請図	部分公開 (8.2)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
150	H23.7.28 [130]	道路位置指定申請図 道路位置指定変更申請図	部分公開 (8.2)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
151	H23.7.28 [131]	道路位置指定申請図	部分公開 (8.2)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
152	H23.7.28 [132]	道路位置指定変更申請図	部分公開 (8.2)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
153	H23.8.8 [133]	宇栄原4丁目・5丁目・6丁目における、住居表示台帳・住居表示案内図・新旧対象表	公開 (8.18)		都市計画部 市街地整備課
154	H23.8.2 [134]	建築計画概要書	公開 (8.4)		都市計画部 建築指導課
155	H23.8.3 [135]	建築計画概要書	公開 (8.4)		都市計画部 建築指導課
156	H23.7.29 [136]	建築計画概要書	部分公開 (8.4)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
157	H23.8.1 [137]	建築計画概要書	部分公開 (8.4)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
158	H23.8.3 [138]	建築計画概要書	部分公開 (8.9)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
159	H23.8.12 [139]	2005年10月に飲酒運転して検挙された消防職員の住所、氏名、生年月日、今の所属、退職していた場合には退職金の受給額	非公開 (8.18)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	消防本部 総務課
160	H23.8.12 [140]	生活保護法77条の適用件数 過去の審判申立ての詳細内容	取り下げ (8.22)		健康福祉部 保護管理課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
161	H23.8.9 [141]	道路位置指定申請図	部分公開 (8.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
162	H23.8.9 [142]	道路位置指定図面	部分公開 (8.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
163	H23.8.9 [143]	道路位置指定通知書・申請図 道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (8.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
164	H23.8.9 [144]	建築計画概要書	部分公開 (8.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
165	H23.8.12 [145]	建築計画概要書	部分公開 (8.15)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
166	H23.8.17 [146]	平成18年度的那覇市障害者福祉センターにおける デイサービス事業の利用状況	公開 (8.31)		健康福祉部 障がい福祉課
167	H23.8.17 [教19]	若狭小学校の配置図、平面図、断面図	公開 (8.26)		生涯学習部 施設課
168	H23.8.15 [147]	建築計画概要書	部分公開 (8.18)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
169	H23.8.17 [148]	建築計画概要書	部分公開 (8.18)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
170	H23.8.24 [149]	平成18年度、20年度、22年度における那覇市地域 活動支援センターⅡ型事業の利用者全員の障害程 度区分がわかる資料	部分公開 (9.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	健康福祉部 障がい福祉課
171	H23.8.17 [150]	既存道路変更申請図	部分公開 (8.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
172	H23.8.17 [151]	道路位置申請書・申請図	部分公開 (8.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
173	H23.8.18 [152]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (8.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
174	H23.8.23 [153]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (8.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
175	H23.8.22 [154]	建築計画概要書	部分公開 (8.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
176	H23.8.26 [155]	1 下記事業の平成18年、19年、20年、21年、22年度の見積書と決算書 2 下記事業の実施要綱(もしくは事業の根拠がわかる文書)と契約書 ・心身障害者相談員設置事業 ・ピアカウンセリング事業 ・ジョブサポーター等派遣事業 ・障害者に対する機能訓練事業	部分公開 (9.22)	・機能訓練事業は不存在 ・ジョブサポーター等派遣事業は平成19年度に事業開始したが、当該年度は直営で事業実施したことによる。	健康福祉部 障がい福祉課
177	H23.8.26 [教20]	平成24年度用中学校教科用図書採択に関する諸文書	部分公開 (9.6)	第6条第1項第2号 ・第2号、一部文書不存在	学校教育部 学校教育課
178	H23.8.24 [156]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (8.29)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
179	H23.8.25 [157]	道路位置変更申請図	部分公開 (8.29)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
180	H23.8.24 [158]	建築計画概要書	部分公開 (8.30)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
181	H23.8.26 [159]	建築計画概要書	部分公開 (8.30)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
182	H23.9.1 [160]	火災原因調査書	部分公開 (9.5)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	消防本部 予防課
183	H23.8.26 [161]	建築計画概要書	部分公開 (9.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
184	H23.8.30 [162]	建築計画概要書	部分公開 (9.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
185	H23.8.30 [163]	建築計画概要書	部分公開 (9.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
186	H23.8.30 [164]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
187	H23.8.30 [165]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
188	H23.8.30 [166]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課
189	H23.8.30 [167]	建築計画概要書	部分公開 (9.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
190	H23.9.2 [168]	障がい者認定区分に関する事項を審査会委員の氏名及び職業がわかる資料	部分公開 (9.16)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	健康福祉部 障がい福祉課
191	H23.9.1 [169]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.5)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
192	H23.9.1 [170]	「建設リサイクル法」による受付簿 平成23年7月27日から9月1日(工事種別Ⅰのみ)	部分公開 (9.6)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
193	H23.9.2 [171]	建築計画概要書	部分公開 (9.6)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
194	H23.8.30 [172]	建築計画概要書	部分公開 (9.8)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
195	H23.9.5 [173]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.8)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
196	H23.9.6 [174]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.8)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
197	H23.9.6 [175]	建築計画概要書	部分公開 (9.8)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
198	H23.9.6 [176]	建築計画概要書	部分公開 (9.8)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
199	H23.9.9 [177]	平成24年度の固定資産課税に係る全ての資料	部分公開 (9.16)	条例第6条第1項第4号オに該当	企画財務部 資産税課
200	H23.9.12 [教21]	平成24年度用使用中学校教科用図書採択に関する諸文書	部分公開 (9.22)	第6条第1項第2号・第3号、一部文書不存在	学校教育部 学校教育課
201	H23.9.14 [178]	平成23年8月6日7時40分頃、那覇市松山1丁目15-20ライオンズマンション大文閣〇〇〇号へ台風接近によるベランダの水害へ出動されています ・対応した内容 ・対応時の現場状況 ・水つまりの原因とその理由 上記の内容がわかる書類	部分公開 (9.20)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	消防本部 警防課
202	H23.9.6 [179]	建築計画概要書	部分公開 (9.13)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
203	H23.9.7 [180]	建築計画概要書	部分公開 (9.13)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
204	H23.9.12 [181]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.13)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
205	H23.9.12 [182]	道路位置指定変更申請図	部分公開 (9.13)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
206	H23.9.12 [183]	建築計画概要書	部分公開 (9.15)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
207	H23.9.15 [184]	久米2丁目〇-〇〇、住居表示の平面区画図	公開 (9.28)		都市計画部 市街地整備課
208	H23.9.16 [185]	都市計画道路位置図および平面図	部分公開 (9.30)	那覇市が図面を 保有していない ため	建設管理部 道路建設課
209	H23.9.13 [186]	建築計画概要書	公開 (9.15)		都市計画部 建築指導課
210	H23.9.13 [187]	建築計画概要書	部分公開 (9.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
211	H23.9.13 [188]	建築計画概要書	部分公開 (9.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
212	H23.9.20 [189]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (9.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
213	H23.9.20 [190]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
214	H23.9.26 [教22]	1. 市立安謝小学校PTAからの「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則」第35条に基づく学校事務所の目的外使用申請書及び許可証、平成21～23年度 2. 安謝小学校100周年事業期成会からの「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則」第35条に基づく同小学校施設の目的外使用申請書及び許可証、平成21～23年度	部分公開 (10.7)	第6条第1項第2号、文書不存在	生涯学習部 施設課
215	H23.9.26 [教22]	3. 安謝小学校PTA及び同小学校100周年事業期成会からの寄贈物品に関する那覇市物品会計規則に基づく事務処理上の書類(申し入れ書や受け入れ調査票など)	部分公開 (10.6)	一部文書不存在	学校教育部 学務課
216	H23.9.26 [教22]	4. 那覇市教育委員会の定める「寄贈物品の受け入れに関する事務取扱要領」が那覇市物品会計規則第28条における「市長と協議して定めることが出来る。」ものとして定められたものであるという法的根拠となる書類	非公開 (10.7)	文書不存在	生涯学習部 総務課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
217	H23.9.26 [水3]	・請求者と上下水道局との電話でのやりとり内容 ・上下水道局メーターの記録(平成22年4月～平成23年9月までの指数及び料金)	公開 (10.3)		上下水道局 料金サービス課
218	H23.9.27 [191]	2001年度から2011年度における那覇市議会議会開 会中に掛かる維持管理費等を含む毎議会の費用が 分かる資料(2008年度以降の事務局職員の人件費 のみ)	部分公開 (10.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	総務部 人事課
219	H23.9.27 [191]	2001年度から2011年度における那覇市議会議会開 会中に掛かる維持管理費等を含む毎議会の費用が 分かる資料(事務局職員の人件費、議員の会議中に 掛かる費用を含めて)	部分公開 (10.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	議会事務局 庶務課
220	H23.9.27 [教23]	那覇市立天久小学校天久幼稚園の平面図、配置図 等	公開 (9.28)		生涯学習部 施設課
221	H23.9.22 [192]	建築計画概要書	部分公開 (9.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
222	H23.9.27 [193]	那覇市地域活動支援センターⅡ型事業の利用者 で、障害者自立支援法に定める障害程度区分の認 定を受け、その結果が区分1、または区分2、または 区分3の利用者全員の支給決定通知書(平成18年度 から平成23年度)	部分公開 (9.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	健康福祉部 障がい福祉課
223	H23.9.22 [194]	2項道路の変更申請図	部分公開 (9.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
224	H23.9.21 [195]	建築計画概要書	部分公開 (9.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
225	H23.9.22 [196]	建築計画概要書	部分公開 (9.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
226	H23.9.26 [197]	建築計画概要書	部分公開 (9.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
227	H23.9.27 [198]	建築計画概要書	部分公開 (9.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
228	H23.9.27 [199]	建築計画概要書	部分公開 (9.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
229	H23.9.27 [200]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課
230	H23.9.28 [201]	道路位置指定申請図	部分公開 (9.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
231	H23.10.3 [202]	1 那覇市中心身障がい者相談員設置事業委託契約書 2 見積書 平成23年度	公開 (10.17)		健康福祉部 障がい福祉課
232	H23.9.29 [203]	建築計画概要書	部分公開 (10.3)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
233	H23.10.4 [204]	建築計画概要書	部分公開 (10.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
234	H23.10.11 [205]	平成23年7月1日から平成23年9月30日迄に設定の あった住居番号地番、地名町名、設定された日付が 明記されている資料及びそれに対応する住居表示 台図	公開 (10.21)		都市計画部 市街地整備課
235	H23.10.11 [206]	平成23年7月1日から平成23年9月30日までに付定 のあった住居表示実施地区の受付簿等、日付、新 築物の住居番号、町名地番が明記されている資料と 当該の住居表示台帳	部分公開 (10.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 市街地整備課
236	H23.10.5 [207]	道路位置指定	部分公開 (10.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
237	H23.9.30 [208]	仮称那覇新都心地区(おもろまち一丁目)分譲住宅 新築工事の求積図及び平面図	非公開 (10.12)	条例第6条第1項 第3号に該当	都市計画部 建築指導課
238	H23.10.12 [水4]	平成22年度「水道施設保安監視システム仕様策定 業務委託」に関する文書 1.業務完了が解る書類 2.委託料の支払済みが解る 書類 3.契約書	部分公開 (10.17)	条例第6条第1項 第3号及び第4号 (法人及び行政 の非公開情報) に該当	上下水道局 工務課
239	H23.10.13 [教24]	平成24年度中学校数学教科書採択に係る文書	部分公開 (10.25)	第6条第1項第2 号・第3号	学校教育部 学校教育課
240	H23.10.14 [209]	平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認 のあった「建築計画概要書」1面、2面、3面	部分公開 (10.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
241	H23.10.7 [210]	建築計画概要書	部分公開 (10.13)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
242	H23.10.7 [211]	建築計画概要書	部分公開 (10.13)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
243	H23.10.13 [212]	建築計画概要書	部分公開 (10.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
244	H23.10.17 [213]	建築計画概要書	部分公開 (10.18)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
245	H23.10.14 [214]	建築計画概要書	部分公開 (10.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
246	H23.10.17 [教25]	1. 那覇市立安謝小学校が取得した児童生徒に関する個人情報を同小PTA並びに同小100周年事業期成会へ外部提供する際の手続きすべき書類及び許可証若しくはそれに代わるもの 3. 那覇市立安謝小学校に那覇市より派遣された教育相談支援員の作成した報告書並びに同支援員に対する学校等からの指示書	公開 (11.10)		学校教育部 学校教育課
247	H23.10.17 [教25]	1. 那覇市立安謝小学校が取得した児童生徒に関する個人情報を同小PTA並びに同小100周年事業期成会へ外部提供する際の手続きすべき書類及び許可証若しくはそれに代わるもの 4. 那覇市立安謝小学校に那覇市より派遣された教育相談支援員の作成した報告書並びに同支援員に対する学校等からの指示書	部分公開 (10.27)	一部文書不存在	学校教育部 総合青少年課
248	H23.10.18 [215]	建築計画概要書	部分公開 (10.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
249	H23.10.18 [216]	建築計画概要書	公開 (10.20)		都市計画部 建築指導課
250	H23.10.20 [217]	道路位置指定申請図	部分公開 (10.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
251	H23.10.24 [218]	1 那覇市児童クラブ補助金額一覧表 (平成17年度から平成21年度分) 2 事業計画書(年間計画書)以下5児童クラブ (平成17年度から平成22年度分) (1)大道児童クラブ (2)安謝児童クラブ (3)曙児童クラブ (4)銘苺児童クラブ (5)末吉児童クラブ 3 上記児童クラブの収支決算書 (平成17年度から平成22年度分) 4 補助金の目的、概要(那覇市の規程、要綱等)	部分公開 (10.21)	補助金関連書類 の保存年限は5 年間のため、H17 年度の書類は廃 棄により公開でき ません。めかる児 童クラブはH19年 度開設のため、 H18年度の書類 はありません。	こどもみらい部 子育て応援課
252	H23.10.21 [219]	道路位置指定申請図	部分公開 (10.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
253	H23.10.21 [220]	建築計画概要書	公開 (10.24)		都市計画部 建築指導課
254	H23.10.26 [221]	那覇市と株式会社三栄冷蔵との土地賃貸借契約書	部分公開 (10.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	総務部 管財課
255	H23.10.13 [222]	建築計画概要書	部分公開 (10.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
256	H23.10.24 [223]	道路位置申請図	部分公開 (10.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
257	H23.10.25 [224]	建築計画概要書	部分公開 (10.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
258	H23.10.24 [225]	建築計画概要書	部分公開 (10.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
259	H23.10.25 [226]	道路位置指定申請図	部分公開 (10.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
260	H23.10.25 [227]	道路位置指定申請図	部分公開 (10.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
261	H23.10.25 [228]	建築計画概要書	部分公開 (10.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
262	H23.11.1 [229]	4 本庁舎建設後の上記庁舎(銘苅庁舎)の跡利用 に關係する一切の文書	部分公開 (11.15)	条例第6条第1項 第4号アに該当	企画財務部 企画調整課
263	H23.11.1 [229]	1 那覇市役所銘苅庁舎建設に要した費用 2 上記庁舎の設計図等 3 上記庁舎の耐震対策に用いた工夫とそれに掛 かった金額	部分公開 (12.1)	条例第6条第1項 第3号に該当	総務部 管財課
264	H23.11.1 [230]	1 改正消防法による、那覇市における住宅用火災 警報器の直近の設置率 2 那覇市内の高齢者の方に配布した火災警報器の 個数と火災警報器の購入金額(1個あたり幾らか) 3 2における、配布後の高齢者宅への再度の設置状 況の確認調査の有無と配布に要した人数とそれにか かった超勤手当等の有無 4 消防本部に寄せられた火災警報器に関する問い 合わせ件数(各年、各月の集計)と主な概要 5 4における、本部での対応状況と条例及び法例違 反における行政指導の数(口頭及び直接訪問しての 指導)また、行政手続法による文書での提出有無 6 消防本部所有の 沖縄800す701トヨタマークエッ クスの公用車の購入費用及び細目。購入後から直 近の運行日誌	部分公開 (11.8)	条例第6条第1項 第2号に該当	消防本部 総務課
265	H23.11.1 [教26]	平成元年に那覇市が真嘉比小学校の現況測量の際 に設置した真嘉比の境界に係る境界票点の記の資 料	公開 (11.8)		生涯学習部 施設課
266	H23.11.1 [教27]	平成24年中学校教科用図書に関わる文書	部分公開 (11.21)	第6条第1項第3号	学校教育部 学校教育課
267	H23.11.2 [231]	石嶺市営住宅(3期) 鏡水コミュニティーセンター(仮称) 上記2物件の建物配置図	公開 (11.7)		建設管理部 建築工事課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
268	H23.10.28 [232]	建設リサイクル法届 受付簿	部分公開 (11.4)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
269	H23.11.1 [233]	建築計画概要書	部分公開 (11.4)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
270	H23.10.26 [234]	既存道路変更申請図	部分公開 (11.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
271	H23.11.9 [235]	建築計画概要書	部分公開 (11.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
272	H23.11.10 [236]	メジロ無登録飼養調査	部分公開 (11.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	環境部 環境保全課
273	H23.11.9 [237]	建築計画概要書	部分公開 (11.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
274	H23.11.4 [238]	建築計画概要書	部分公開 (11.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
275	H23.11.7 [239]	道路位置変更申請書・申請図	部分公開 (11.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
276	H23.11.7 [240]	道路位置指定申請図	部分公開 (11.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
277	H23.11.11 [241]	1 那覇市児童健全育成事業補助金交付申請書添 付書類 (1) 事業内容説明書 (2) 運営委員又は役員名簿 (3) 児童名簿又は会員名簿 (4) 収支予算書 (5) 児童クラブ年間開設計画表 (6) 賠償責任保険・傷害保険領収書(写)及び保険 証書(写) (7) 障害者手帳の写し 2 上記書類(平成20年から平成23年まで) 以下の児童クラブ分(54所) ・大道児童クラブ ・安謝児童クラブ ・曙児童クラブ ・銘苺児童クラブ ・末吉児童クラブ	部分公開 (11.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)及び3号(法 人情報)に該当	こどもみらい部 子育て応援課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
278	H23.11.11 [242]	1 那覇市児童健全育成事業補助金交付申請書添付書類 (1)事業内容説明書 (2)運営委員又は役員名簿 (3)児童名簿又は会員名簿 (4)収支予算書 (5)児童クラブ年間開設計画書 (6)賠償責任保険・傷害保険領収書(写)及び保険証書(写) (7)障害者手帳の写し 2 収支決算書 3 上記①②の書類(平成22年から平成23年まで)以下の児童クラブ分 ・ひまわり児童クラブ ・めかるっ子児童クラブ	部分公開 (11.25)	条例第6条第1項第2号(個人情報)及び3号(法人情報)に該当	こどもみらい部 子育て応援課
279	H23.11.9 [243]	建築計画概要書	部分公開 (11.11)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
280	H23.11.9 [244]	建築計画概要書	部分公開 (11.11)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
281	H23.11.14 [245]	鏡水ふれあい会館 上記の平面図・配置図	公開 (11.21)		建設管理部 建築工事課
282	H23.11.15 [246]	物品入札「赤ちゃん用おしりふき」について、指名競争入札開始年度から平成22年度間の指名業者名・落札金額(全ての入札者入札金額)・落札者名	公開 (11.18)		総務部 管財課
283	H23.11.10 [247]	道路位置指定申請図・通知書	部分公開 (11.14)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
284	H23.11.8 [248]	建築計画概要書	部分公開 (11.14)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
285	H23.11.11 [249]	建築計画概要書	部分公開 (11.15)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
286	H23.11.14 [250]	建築計画概要書	部分公開 (11.17)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
287	H23.11.15 [251]	建築計画概要書	部分公開 (11.17)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
288	H23.11.15 [252]	建築計画概要書	部分公開 (11.17)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
289	H23.11.15 [253]	建築計画概要書	部分公開 (11.17)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
290	H23.11.16 [254]	道路位置指定申請図	部分公開 (11.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
291	H23.11.17 [255]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (11.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
292	H23.11.21 [256]	道路位置指定申請図	部分公開 (11.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
293	H23.11.17 [257]	建築計画概要書	部分公開 (11.22)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
294	H23.11.24 [258]	道路位置指定申請図	部分公開 (11.25)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
295	H23.11.24 [水5]	プリンター用カートリッジ購入の落札額	部分公開 (11.28)	条例第6条第1項 第3号及び第4号 (法人及び行政 の非公開情報) に該当	上下水道局 契約検査課
296	H23.11.25 [259]	建築計画概要書	部分公開 (11.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
297	H23.11.30 [260]	1 那覇市教育委員会若しくは那覇市立安謝小学校から那覇市立安謝小学校PTA並びに同小100周年記念事業期成会へ同機関の管理する個人情報を外部提供する際の届け 2 那覇市立安謝小学校PTA並びに同小学校100周年記念事業期成会が同小学校の管理する個人情報の外部提供を受ける為の届け 3 2に対する承認書または承認する内容を示す書類 4 3の承認に際して伏された条件を記した書類又は誓約書 5 那覇市立安謝小学校における外部提供について、個人情報の目的外利用等の事実を記録した書類等 6 那覇市立安謝小学校若しくは同小PTA又は同小100周年記念事業期成会からの個人情報に関する事故報告書 7 那覇市教育委員会と締結した個人情報の管理・処理に関する契約書などの書類	非公開 (12.5)	文書不存在	総務部 総務課
298	H23.11.30 [教28]	1. 公文書諾否決定期間延長理由「内容の確認に時間を要するため」とした「内容を示す書類又は確認のために提出された書類など 2. 公開諾否決定期間延長文書を作成したパソコン内文書のプロパティの作成日(履歴)の分かる部分のハードコピー 3. 延長を決定した稟議書など決裁者の判る書類	部分公開 (12.13)	1文書不存在	学校教育部 学校教育課
299	H23.11.30 [教29]	1. 支援簿等に記載する為記録された文書(メモを含む)、関連する書類など。	非公開 (12.13)	文書不存在	学校教育部 総合青少年課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
300	H23.11.30 [教30]	日本スポーツ振興センター共済掛金 1. 請求の対象を「PTA」と解する根拠となる文書や法令、若しくは指示・確認書など 2. 安謝小学校の保護者としてPTAから支払われた保険金の総額の分かる文書、納付書など。平成21～23年度 3. 同小における要保護・準要保護世帯数の判る文書 4. 就学費用等の減免申請書若しくは処理された世帯数と金額が判るもの 5. 同小PTAへの領収書もしくは受領書	部分公開 (12.13)	1、4文書不存在	学校教育部 学校教育課
301	H23.11.30 [教31]	1. 安謝小PTAに対する学校事務所の地方自治法に基づく「貸付」に関する書類 2. 同小PTAによる学校事務所使用を「目的内であり、手続きは省略されている」とする法的根拠や判断の基準となったもの 3. 同小100周年事業期成会を公共的団体として認める根拠となる法令や規約、文書等	部分公開 (12.14)	1文書不存在	生涯学習部 施設課
302	H23.11.30 [教32]	1. 「寄贈物品の受け入れに関する事務取扱要領」第4項第1号に定める「法令等の制限」について、確認すべき内容(行政としての法的責任や受け入れ制限など)を示すものや関連書類。 2. 「安謝小学校PTA及び同小学校100周年事業期成会からの寄贈物品に関する那覇市物品会計規則に基づく事務処理上の書類」について、同要領第4項第1号に定める「法令等の制限」について「関連する課を含めた検討調整」を行った際に確認した内容や書類、その記録などの関係書類。	部分公開 (12.13)	1文書不存在	学校教育部 学務課
303	H23.11.28 [261]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
304	H23.11.28 [262]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
305	H23.11.29 [263]	建築計画概要書	部分公開 (12.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
306	H23.11.29 [264]	建築計画概要書	部分公開 (12.1)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
307	H23.12.1 [教33]	平成24年度中学校教科用図書採択に関わる資料	部分公開 (12.6)	第6条第1項第2号・第3号	学校教育部 学校教育課
308	H23.12.5 [265]	平成23年度9月定例会総務常任委員会会議録 平成23年度9月定例会教育福祉常任委員会会議録	公開 (12.8)		議会事務局 議事管理課
309	H23.12.5 [266]	安謝前原358番地の土地所有権申請の訴訟に関する意見陳述書(〇〇氏に関する文化財課〇〇氏の意見陳述書) 平成12年12月6日	取り下げ (12.8)		総務部 管財課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
310	H23.12.5 [教34]	那覇市安謝前原の土地所有権申請の訴訟に関する 意見陳述書	取下げ (12.7)		
311	H23.11.29 [267]	建築計画概要書	部分公開 (12.1)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
312	H23.11.30 [268]	建築計画概要書	部分公開 (12.5)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
313	H23.11.30 [269]	建築計画概要書	部分公開 (12.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
314	H23.12.2 [270]	建築計画概要書	部分公開 (12.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
315	H23.12.5 [271]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
316	H23.12.8 [272]	平成10年(ワ)第997号 裁判の証拠資料 甲第14号証の1, 2, 3, 4及び甲18号証	公開 (12.9)		総務部 管財課
317	H23.12.6 [273]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.8)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
318	H23.12.6 [274]	建設リサイクル法届 受付簿	部分公開 (12.8)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
319	H23.12.6 [275]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.8)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
320	H23.12.5 [276]	建築計画概要書	部分公開 (12.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
321	H23.12.6 [277]	建築計画概要書	部分公開 (12.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
322	H23.12.5 [278]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (12.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
323	H23.12.8 [279]	建築計画概要書	部分公開 (12.12)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
324	H23.12.9 [280]	建築計画概要書	部分公開 (12.12)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
325	H23.12.14 [281]	1 那総管第35号平成23年11月11日付文書における公文書公開諾否期間延長通知書について (ア)2011年11月16日に庁舎管理係担当者と那覇市顧問弁護士とのやり取りの一切の記録 (イ)2011年11月22日に〇〇〇〇宛に回答した記録 (ウ)2011年11月17日から21日までの内部調整に関する一切の記録 (エ)2011年11月24日から12月1日までの内部調整に関する一切の記録 2 1における報告又は連絡に関する、総務部副部長への一切の記録	部分公開 (12.12)	①の(ウ)、(エ)及び②について文書不存在	総務部 管財課
326	H23.12.15 [282]	救急記録証明書	部分公開 (12.21)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	消防本部 救急課
327	H23.12.13 [283]	建築計画概要書	部分公開 (12.15)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
328	H23.12.13 [284]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.15)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
329	H23.12.14 [285]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.15)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
330	H23.12.14 [286]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.15)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
331	H23.12.16 [287]	表面管理の件	非公開 (12.27)	文書不存在	建設管理部 道路管理課
332	H23.12.15 [288]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.16)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
333	H23.12.12 [289]	建築計画概要書	部分公開 (12.16)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
334	H23.12.13 [290]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.16)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
335	H23.12.19 [291]	住居表示台帳図(那覇市古波蔵4丁目〇番)	公開 (1.4)		都市計画部 市街地整備課
336	H23.12.22 [教35]	城南小学校外の工事場所に水泳プール附属施設工事をするために土地所有者からもらった承諾書	非公開 (2.23)	文書不存在	生涯学習部 施設課
337	H23.12.14 [292]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図)平成23年11月1日から12月15日(工事種別Ⅰのみ)	部分公開 (12.20)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
338	H23.12.15 [293]	建築計画概要書	部分公開 (12.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
339	H23.12.15 [294]	建築計画概要書	部分公開 (12.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
340	H23.12.16 [295]	建築計画概要書	部分公開 (12.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
341	H23.12.20 [296]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (12.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
342	H23.12.21 [297]	道路位置指定・廃止申請図	部分公開 (12.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
343	H23.12.22 [298]	道路位置指定申請図	部分公開 (12.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
344	H23.12.26 [299]	建築計画概要書	部分公開 (12.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
345	H23.12.26 [教36]	公用文書作成において標題を付ける必要がないとい うことを確認できる資料	非公開 (2.23)	文書不存在	生涯学習部 施設課
346	H23.12.26 [教37]	権利者に関する調書及び整備承諾書(第5号様式) 及び工事請負契約書並びに工事関係書類の分類 が5年間保存の文書取扱になっていると確認できる 資料	非公開 (2.23)	文書不存在	生涯学習部 施設課
347	H24.1.4 [300]	農業現況台帳の件	公開 (1.18)		建設管理部 道路管理課
348	H24.1.4 [301]	国有財産の里道の譲与の件	公開 (1.18)		建設管理部 道路管理課
349	H24.1.4 [302]	・平成23年5月23日に住居表示が実施された宇栄原 4～6丁目の住居表示案内図及び新旧対照表 ・平成23年11月14日に住居表示が実施された楚辺3 丁目・壺川1・2丁目・泉崎2丁目の住居表示案内図 及び新旧対照表	公開 (1.12)		都市計画部 市街地整備課
350	H24.1.4 [教38]	那覇市立首里中学校、城北中学校、石嶺中学校に おける平成13～15年度使用社会科教科書、副読本 等の購入契約書及び内訳	非公開 (1.16)	文書不存在	学校教育部 学務課
351	H24.1.10 [303]	那覇市民会館を久茂地小学校へ移転させると言明 した那覇市が、その決定に至った一切の文書又はそ の発言に至った一切の文書	非公開 (1.13)	文書不存在	企画財務部 企画調整課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
352	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.17)	文書不存在	健康福祉部 障がい福祉課
353	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.18)	文書不存在	建設管理部 市営住宅課
354	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.20)	文書不存在	健康福祉部 ちゃーがんじゅう 課
355	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.20)	文書不存在	こどもみらい部 子育て応援課
356	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	部分公開 (1.23)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	市民文化部 文化振興課
357	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.23)	文書不存在	総務部 管財課
358	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	部分公開 (1.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	市民文化部 市民課
359	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.23)	文書不存在	市民文化部 まちづくり協働推 進課
360	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.23)	文書不存在	健康福祉部 健康保険局 健康推進課
361	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.24)	文書不存在	健康福祉部 福祉政策課
362	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	非公開 (1.24)	文書不存在	市民文化部 壺屋焼物博物館
363	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	部分公開 (1.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	経済観光部 なはまちなか振興 課
364	H24.1.10 [303]	那覇市内全ての公共建築物で耐力度調査を実施した建物の一覧とその調査に関する一切の書類(検討した建物と実施しなかった建物等についての検討)	公開 (1.24)		こどもみらい部 こどもみらい課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
365	H24.1.10 [304]	1 2011年12月市議会定例会、12月16日金曜日に総務常任委員会で審査予定だった陳情第124号について ①議会事務局〇〇〇〇が口頭で陳情人に伝えた「誹謗中傷」に該当すると最初に判断した人物とその根拠となる具体的な事例や先例など一切の書類 ②2011年12月16日金曜日に市議会で開かれた各派代表者会議で議論された一切の書類(異論を出した議員の発言を含む) ③議会事務局と当該陳情に関し議長と検討した、又は議長が検討した一切の書類 ④過去に市議会で今陳情に類似した陳情を不受理にした件数と一切の書類、また、それ以外の不受理とした件数と一切の書類 ⑤陳情の根拠となる請願法や地自法に照らし不受理とすることについて、人権侵害又は人権侵犯など法的問題を検討した一切の書類	部分公開 (1.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	議会事務局 議事管理課
366	H24.1.10 [305]	1 那総管第42号平成23年12月26日付公文書について ①銘苅庁舎建設に関する住商リース株式会社等との協定書について、住商リースが提示した提案書と那覇市が提示した新都心庁舎建設仕様書と有限会社〇〇〇〇と協議、調整、最終確認を含む一切の書類 2 那総管第35号平成23年11月11日付公文書について ①公文書公開諾否決定期間延長決定に至った決裁書類を含む一切の文書	部分公開 (1.24)	条例第6条第1項 第3号(法人情 報)に該当	総務部 管財課
367	H24.1.10 [305]	3 那覇市情報公開諾否調整委員会規定について ①諾否決定に至った公開請求書の過去における件数を含む一切の文書 ②諾否調整委員会が過去に開かれた件数を含む一切の文書	非公開 (1.24)	文書不存在	総務部 総務課
368	H24.1.5 [306]	建築計画概要書	部分公開 (1.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
369	H24.1.5 [307]	建築計画概要書	部分公開 (1.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
370	H24.1.11 [308]	農道首里崎山線の起点の件	非公開 (1.18)	条例第6条第1項 第3号に該当	建設管理部 道路管理課
371	H24.1.11 [309]	農道崎山線保全工事の予程図の件	取り下げ (1.19)		建設管理部 道路建設課
372	H24.1.11 [310]	私道保全を目的とする土留擁壁工事の件	公開 (1.18)		建設管理部 道路管理課
373	H24.1.6 [311]	建設リサイクル法届 受付簿	部分公開 (1.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
374	H24.1.6 [312]	建築計画概要書	部分公開 (1.11)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
375	H24.1.10 [313]	道路位置変更申請図	部分公開 (1.12)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
376	H24.1.11 [314]	建築計画概要書	部分公開 (1.12)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
377	H24.1.13 [315]	平成23年10月1日から平成23年12月31日までに付 定のあった住居表示実施地区の受付簿等、日付、 新築物の住居番号、町名地番が明記されている資 料と当該の住居表示台帳	部分公開 (1.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 市街地整備課
378	H24.1.13 [316]	昭和47年以前の墓関係の文書が記載された文書目 録	公開 (1.16)		総務部 総務課
379	H24.1.16 [317]	平成23年10月1日から平成23年12月31日迄に設定 のあった住居番号地番、地名町名、設定された日付 が明記されている資料及びそれに対応する住居表 示台帳	公開 (1.20)		都市計画部 市街地整備課
380	H24.1.17 [318]	・「墓地墳墓無許可に関する書類1964年から1971 年」(1971年度墓地納骨堂、火葬場に関する書類所収) ・「埋墓新設許可に関する書類」(1955年度墓地納骨 堂、火葬場に関する書類所収) ・「埋墓新設許可に関する書類」(1958年度墓地納骨 堂、火葬場に関する書類所収) ・「墓地新設に関する書類1967年から1972年」(1972 年度墓地納骨堂、火葬場に関する書類所収)	部分公開 (2.1)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	環境部 環境保全課
381	H24.1.17 [教39]	1. 2011年9月27日那覇市議会定例会において久茂 地公民館解体賛成の討論に関して ①賛成討論中にある教育委員会へ解体要望の近隣 住民を含む電話の件数と当該公民館への苦情など に関する書類②「概算で約3億5千万円を超える費 用」とした久茂地公民館改修に関する検討した文書 と上記金額の根拠となる文書 ③久茂地公民館・図書館解体に関する事業費5,358 万5千円の根拠文書と同規模の建物を民間が解体し た場合の予算規模を比較検討した文書 ⑤久茂地小学校及び久茂地公民館に関し〇〇議員 とやり取りした過去5年間における書類	部分公開 (1.27)	①⑤文書不存 在、③一部文書 不存在、事業適 正執行のため	生涯学習部 生涯学習課
382	H24.1.17 [教39]	④過去5年間における教育委員会の会議に那覇市 長が出席した回数と会議録を含む書類 ⑤久茂地小学校及び久茂地公民館に関し〇〇議員 とやり取りした過去5年間における書類	部分公開 (1.27)	④文書不存在	生涯学習部 総務課
383	H24.1.18 [319]	1 那企企第98号平成24年1月13日付公文書非公開 決定通知書に関して ①決定に至った一切の書類(決裁文書含む)	公開 (1.25)		企画財務部 企画調整課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
384	H24.1.19 [教40]	虚偽の供託通知書を作成した職員を服務規定の違反として懲戒処分をしたことが分かる資料	非公開 (1.27)	文書不存在	生涯学習部 施設課
385	H24.1.16 [320]	建築計画概要書	部分公開 (1.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
386	H24.1.17 [321]	建築計画概要書	部分公開 (1.19)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
387	H24.1.17 [322]	建築計画概要書	部分公開 (1.23)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
388	H24.1.19 [323]	建築計画概要書	部分公開 (1.23)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
389	H24.1.20 [水6]	那覇市上下水道図印刷製本 平成24年1月17日見積合せ 落札結果情報	公開 (1.20)		上下水道局 契約検査課
390	H24.1.24 [324]	旧小禄村の畜場の設置条例 ※1954年に那覇市と合併する前のもの ※設置場所と設置許可があるもの	公開 (2.7)		総務部 総務課
391	H24.1.20 [325]	「建設リサイクル法」による受付簿、地図(位置図) 平成23年12月16日から平成24年1月20日 (工事種別1のみ)	部分公開 (1.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
392	H24.1.23 [326]	建築計画概要書	部分公開 (1.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
393	H24.1.23 [327]	道路位置指定通知書	部分公開 (1.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
394	H24.1.24 [328]	建築計画概要書	部分公開 (1.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
395	H24.1.24 [329]	道路位置指定申請図	部分公開 (1.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
396	H24.1.25 [330]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (1.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
397	H24.1.25 [331]	道路位置指定申請書・申請図 道路位置指定通知書・変更申請図	部分公開 (1.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
398	H24.1.30 [332]	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回臨時会陳情「久場川町墓地移転の適正補償方について」の付託委員会(経済民生)の議事録 ・第56回定例会陳情「墓移転の適正補償方について」付託委員会(経済民生)の議事録 ・第57回定例会陳情「墓並びに小作権の侵害に対する損害賠償の要求について」「首里久場川町墓移転補償について」の付託委員会(経済民生)の議事録 ・第59回定例会陳情「墓並びに小作権の侵害に対する損害賠償の要求について」「首里久場川町墓移転補償について」の付託委員会(経済民生)の議事録 ・第109回定例会陳情「墓地潰壊に対する補償について陳情」の付託委員会(経済民生教育)の議事録 ・第113回定例会「龍宮神」拜所用地確保について陳情」の付託委員会(建設)の議事録 上記6件の陳情書	部分公開 (2.8)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	議会事務局 議事管理課
399	H24.1.24 [333]	建築計画概要書	部分公開 (1.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
400	H24.1.24 [334]	建築計画概要書	部分公開 (1.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
401	H24.1.25 [335]	建築計画概要書	部分公開 (1.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
402	H24.1.27 [336]	建設リサイクル法届 受付簿	部分公開 (1.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
403	H24.1.27 [337]	建築計画概要書	公開 (1.30)		都市計画部 建築指導課
404	H24.1.31 [338]	那覇市真嘉比〇〇番地内の従前の土地面積235㎡に設定された、借地権の設定根拠 地主に無断で入居し、その後無断で売買契約を締結し、土地の賃貸契約も締結した事もなく、区画整理事業に伴う立ち退き機嫌までの「一時使用」であり、賃料相当損害金を受領したまでである	部分公開 (2.14)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 区画整理課
405	H24.1.31 [339]	那覇市真嘉比〇〇番地内の従前の土地面積235㎡にて移転補償金算定調書、物件No.222・223に於いて、立竹木移植費¥1,983,500は地主の所有物であり、居住者の所有物がありません。なぜ、居住者に補償されたのか	非公開 (2.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 区画整理課
406	H24.1.31 [340]	首里金城町の実施設計図(平面図・横断図)	公開 (2.14)		建設管理部 道路建設課
407	H24.2.1 [341]	区画整理事業に伴う別紙1のピンク部の私道換地清算内容	公開 (2.14)		都市計画部 区画整理課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
408	H24.2.1 [教41]	供託通知書の記載(供託の事由)の訂正が認められたと確認できる資料	非公開 (2.14)	文書不存在	生涯学習部 施設課
409	H24.2.1 [教42]	1. 2012年1月26日付、新沖縄子どもを守る会からの要望書について ①那覇市教育委員会が検討に至った文書(決裁書類含む)②久茂地公民館の耐力度調査に要した調査費用とその調査内容が分かる書類 ③久茂地公民館の維持管理(修繕を含む)に要した書類 ④2012年1月26日、教育長、当日午後1時以降の日程が分かる書類(運行日誌を含む)	部分公開 (2.15)	第6条第1項第1号	生涯学習部 生涯学習課
410	H24.1.30 [342]	道路位置指定申請図	部分公開 (1.31)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
411	H24.2.3 [343]	1 新沖縄子どもを守る会会長宛てに送付した公文書について ①那企企業第116号平成24年1月30日付文書に関する回答を検討した一切の文書および決裁書類を含む文書 ②上記文書記載中「市の公共財産については公正公平の原則に云々」とあるが、公共財産の譲渡に関し、入札を含む市財政負担にならない検討を行った一切の書類、それと、用途変更に関する久茂地公民館の文書 ③上記文書記載中「本市の行政財産である必要性はなく云々」とあるが、では、本市議会で議論し、本市が検討している「空手道会館」誘致と本市にある県立武道場の活用について、同じハコモノが重なることの市財政負担との整合性を検討した一切の書類または空手道会館誘致に関する本市が保有する一切の書類	部分公開 (2.14)	②及び③について文書不存在	企画財務部 企画調整課
412	H24.1.30 [344]	建築計画概要書	部分公開 (2.2)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
413	H24.1.31 [345]	建築計画概要書	部分公開 (2.2)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
414	H24.2.1 [346]	道路位置指定通知書・申請図	部分公開 (2.2)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
415	H24.2.3 [347]	平成24年1月24日 14:00 公園管理課にて、高良公園擁壁についての協議メモ	公開 (2.7)		建設管理部 公園管理課
416	H24.2.6 [348]	・「墓地墳墓無許可に関する書類」(1965年) ・「墓地墳墓無許可に関する書類」(1966年) ・「墓地墳墓無許可に関する書類」(1967年) ・「墓地墳墓無許可に関する書類」(1968年)	取り下げ (2.6)		環境部 環境保全課
417	H24.2.1 [349]	建築計画概要書 道路位置指定申請図	部分公開 (2.3)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
418	H24.2.2 [350]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (2.3)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
419	H24.2.6 [351]	・「墓地新設に関する書類 1967」(『1972年度 墓地 納骨堂、火葬場に関する書類』所収) ・「墓地新設に関する書類 1968」(『1972年度 墓地 納骨堂、火葬場に関する書類』所収) ・「墓地新設に関する書類 1969」(『1972年度 墓地 納骨堂、火葬場に関する書類』所収) ・「墓地新設に関する書類 1970」(『1972年度 墓地 納骨堂、火葬場に関する書類』所収)	取り下げ (2.13)		環境部 環境保全課
420	H24.2.6 [教43]	平成21～23年度の石田中の特別支援教育校内委 員会の委員名簿議事録等、特別支援教育校内委員 会に関する活動を示したもの	部分公開 (2.20)	第6条第1項第2号	学校教育部 学校教育課
421	H24.2.7 [352]	石嶺保育所民営化のプロポーザル提案書 (選定された事務所のみ)	部分公開 (2.20)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	こどもみらい部 こども政策課
422	H24.2.3 [353]	道路位置指定申請図	部分公開 (2.6)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
423	H24.2.3 [354]	建築計画概要書	部分公開 (2.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
424	H24.2.6 [355]	建築計画概要書	部分公開 (2.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
425	H24.2.9 [356]	1 那覇市職員〇〇氏について ①〇〇氏が企画企画財務部財政課副参事で勤務 時の旅行命令簿(久茂地公民館へ現場調査に行っ たことが確認できるもの) ②〇〇氏が久茂地公民館修繕を検討及び現場調査 した後の調査報告をした書類 2 那覇市企画財務部における久茂地公民館の解体 事業の予算案を決定した文書及びそれを説明する 資料(部内決定時の会議録があればそれも含む) 3 上記2について、予算案の市長折衝時の説明資 料	非公開 (2.23)	一部文書不存 在、 条例第6条第1項 第4号アに該当	企画事務部 財政課
426	H24.2.9 [356]	那覇市企画財務部において久茂地公民館の解体事 業の予算案を決定した文書及びそれを説明する資 料(部内決定時の会議録があればそれを含む)につ いて、〇〇〇〇那覇市議員が平成23年9月議会 での賛成討論の文案作成のため、執行機関側と情報 交換した際のやりとりが分かる資料(議事録等)	非公開 (2.15)	文書不存在	総務部 秘書広報課
427	H24.2.7 [357]	道路位置指定申請図	部分公開 (2.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
428	H24.2.7 [358]	道路位置指定申請図	部分公開 (2.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
429	H24.2.7 [359]	道路位置指定申請図	部分公開 (2.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
430	H24.2.3 [360]	建築計画概要書	部分公開 (2.9)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
431	H24.2.6 [361]	建築計画概要書	部分公開 (2.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
432	H24.2.6 [362]	建築計画概要書	部分公開 (2.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
433	H24.2.9 [363]	2項道路廃止申請図	部分公開 (2.10)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
434	H24.2.16 [364]	火災原因調査書 (平成23年12月17日午前7時5分頃那覇市樋川で発生した火災について)	部分公開 (2.24)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	消防本部 予防課
435	H24.2.10 [365]	建築計画概要書	部分公開 (2.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
436	H24.2.14 [366]	建築計画概要書	部分公開 (2.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
437	H24.2.20 [367]	1 平成24年2月3日付提出「那覇市職員措置請求書」について ①上記文書提出後の監査委員が合議した日付、場所、回数、参加した委員などが分かる一切の書類 2 上記請求書に関し、提出された地自法第242号第3項の停止勧告実施と陳述を久茂地公民館にて行うよう記した要望書について ①上記要望書を検討したことが分かる一切の書類 (これを合議で議論したか否かが分かるように)	非公開 (3.2)	条例第6条第1項 第4号イに該当	監査委員事務局
438	H24.2.14 [368]	建築計画概要書	部分公開 (2.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
439	H24.2.15 [369]	建設リサイクル法届 受付	部分公開 (2.17)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
440	H24.2.20 [370]	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条1項の規定に基づく届けのうち「工事の場所」が分かる文書(平成24年1月1日から平成24年2月15日までの間に受付をしたもの)	部分公開 (2.23)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
441	H24.2.20 [教44]	1. 平成22年9月社会教育施設再編整備検討委員会について ①久茂地公民館・図書館の老朽化に伴う対応策の検討会計5回の会議録に関する記録(各回の決裁書類含む) ②久茂地公民館利用者アンケート調査の回答用紙原本を含む書類 ③久茂地公民館利用団体への説明会に関する書類 ⑤地域住民説明会に関する書類	部分公開 (2.23)	1②文書不存在	生涯学習部 生涯学習課
442	H24.2.20 [教44]	2. 久茂地公民館解体に関し教育委員会会議の会議録を含む書類(決裁書類含む)と那覇市長を含む市長部局とのやり取りした書類	公開 (2.14)		生涯学習部 総務課
443	H24.2.20 [教44]	3. 文化財課において過去において沖縄少年会館(久茂地公民館)の調査検討した書類	非公開 (2.13)	文書不存在	生涯学習部 文化財課
444	H24.2.20 [教45]	1. 那覇市立内の全市立小中学校について①2012年2月14日付琉球新報記事「老朽化は把握している。行政としては計画的に改築に取り組んでいる」とあるが、教育委員会が校舎老朽化を把握している一切の文書②修繕のための予算が分かる一切の書類(国庫負担分や地方負担分が分かる補助金等)	公開 (3.21)		生涯学習部 施設課
445	H24.2.22 [教46]	1. 牧志安里公民館図書館について ①那覇市監査委員が注意事項として指摘した書類	公開 (3.7)		生涯学習部 生涯学習課
446	H24.2.16 [371]	建築計画概要書	部分公開 (2.20)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
447	H24.2.16 [372]	建築計画概要書 道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (2.20)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
448	H24.2.17 [373]	道路位置指定申請図	部分公開 (2.20)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
449	H24.2.17 [374]	道路位置指定申請図	部分公開 (2.20)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
450	H24.2.22 [375]	道路位置指定申請図	部分公開 (2.23)	条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	都市計画部 建築指導課
451	H24.2.27 [376]	不発弾処理に係る行政文書 1 沖縄不発弾等対策協議会関係 2 個別の不発弾処理事案に係る公文書及び個別の事案毎の報告書 3 住民避難を伴う不発弾処理事案については、処理日時や避難半径、避難を要した住民数・事業所数、不発弾の種類等 4 不発弾処理に際して那覇市が依拠している申し合わせ等	部分公開 (3.9)	・文書不存在 ・条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当	総務部 総務課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
452	H24.2.22 [377]	建築計画概要書	部分公開 (2.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
453	H24.2.27 [378]	道路位置指定申請図	部分公開 (2.28)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
454	H24.2.29 [379]	1 久茂地公民館耐力度調査予算に関する監査報告について ①平成23年7月15日付那覇市公告で記載された上記監査について、同予算が安里・牧志事業の予算から使徒変更何が出されていたことについて妥当性を調査・検討した一切の文書(会議録含む)	非公開 (3.2)	文書不存在	監査委員事務局
455	H24.2.29 [380]	1 建築指導課における建築物の安全に関して ①那覇市内の学校施設、公民館・図書館、市営住宅、市民会館等、不特定多数が利用する「特殊建築物」の定期報告制度について過去における検討・報告した一切の書類(決裁文書を含む)	非公開 (3.6)	文書不存在	都市計画部 建築指導課
456	H24.2.29 [380]	2 平成22年9月那覇市教育委員会作成社会教育施設再編整備検討委員会について ①久茂地公民館を利用していたデイサービスについて「ちゃーがんじゅう課」が当該利用者に対して現在対応している一切の書類	非公開 (3.5)	文書不存在	健康福祉部 ちゃがんじゅう課
457	H24.2.29 [380]	2 平成22年9月那覇市教育委員会作成社会教育施設再編整備検討委員会について ②上記公民館を利用していた「久茂地児童館」が一時的ににぎわい広場に移転しているが、久茂地児童館母親クラブの女性に対し「子どもみらい部」が4~5年以内に久茂地地域に再度施設を作ると発言しているが、その根拠となる部内で検討・実施している一切の書類	非公開 (3.9)	文書不存在	子どもみらい部 子育て応援課
458	H24.2.29 [381]	1 那覇市監査委員について ①過去10年間の代表監査委員の名前・経歴、識見ある人物であると分かる一切の書類 ②代表監査委員の過去10年間における報酬額と勤務日数が分かる一切の書類 ③議員選出の監査委員の直近10年間の報酬額と勤務日数が分かる一切の書類 ④4名の監査委員のひとり、〇〇〇〇氏の那覇市監査委員としての在籍年数と直近3年の勤務日数及び報酬額及び識見ある人物と分かる経歴が分かる一切の書類 2 住民監査請求について ①過去における上記情報の提供件数及び受理件数、請求結果の概要が分かる一切の書類	非公開 (3.12)	・公文書一部については、那覇市役所ホームページ上で既に公開済み ・条例第6条第1項第4号イに該当	監査委員事務局
459	H24.2.29 [382]	1 那覇市職員措置請求書(那監第58号平成24年2月10日)に関して ①上記住民監査請求について、那覇市教育委員会〇〇課課長と企画財務部〇〇氏がやり取りしたメール(ログを含む)電話など記録された一切の文書 ②同監査請求について企画財務部が保有するメール(ログを含む)電話など記録された一切の文書 ③同監査請求について那覇市監査委員事務局〇〇副参事と企画財務部職員が保有するメール(ログを含む)電話などやり取りを記録された一切の文書	非公開 (3.13)	文書不存在	企画財務部 企画調整課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)		担当部課名
				非公開部分・理由	
460	H24.2.29 [383]	<p>1 「那覇市長、雪遊び開催へ再考」との2月23日付琉球新報記事について</p> <p>①那覇市への開催を望む電話が26件あったことについて電話のやり取り、時間を記録したメモ、文書など一切の書類</p> <p>②「中止の支持は久茂地児童館を利用している人から1件」について電話のやり取り、時間を記録したメモ、文書等一切の書類</p> <p>2 2月23日ラジオ沖縄での午前7時10分から放送された「やじうまニュースネットワーク」に出演した自民党石破シゲル氏の雪遊び開催中止についての反論に関して</p> <p>①自民党を含む全ての政治家から上記開催再考を望む電話、メール等のやり取り、時間を記録したメモ、文書など一切の書類</p> <p>3 青森県から運んだ雪について</p> <p>①青森県および自衛隊などが放射能検査した詳細及びデータ等を記載した一切の書類</p>	部分公開 (3.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第6条第1項第2号(個人情報)に該当(1①、②、3) ・文書不存在(2) 	総務部 平和交流男女参画課
461	H24.2.29 [384]	<p>1 那覇市内小中学校施設の老朽化について</p> <p>①災害時の避難場所に指定されている上記学校施設の安全性を那覇市消防本部が調査・検討した一切の文書</p> <p>②著しく危険な避難施設について消防法を含む行政罰などを調査・検討した一切の文書</p> <p>③2011年3月11日東日本大震災以降、那覇市消防本部が上記学校施設(災害時避難場所、その他含む)を緊急点検等直接調査したか否かが分かる一切の文書</p>	非公開 (3.12)	文書不存在	総務部 総務課
462	H24.2.29 [385]	<p>1 那企財第219号平成24年2月23日公文書非公開決定通知書について</p> <p>①上記文書に係る決裁書類を含む一切の文書</p> <p>②那覇市職員〇〇〇〇氏が企画財務部財政課所属当時、久茂地公民館へ現場調査した写真記録を含む調査報告など一切の文書</p> <p>③〇〇〇〇氏が上記部署所属時における旅行命令簿及び出勤簿など公務記録が分かる一切の文書</p> <p>④〇〇〇〇氏が自家用車公務使用の登録が分かる一切の書類</p>	部分公開 (3.14)	②～④ 文書不存在	企画財務部 財政課
463	H24.2.29 [386]	<p>1 那覇市職員措置請求書(那監第58号平成24年2月10日)に関して</p> <p>①上記住民監査請求に関して〇〇副参事と那覇市教育委員会〇〇課課長がやり取りしたメール(ログ含む)電話など記録した一切の文書</p> <p>2 住民監査請求について、監査委員事務局職員〇〇氏が示した「運用基準」なるものと住民訴訟の前置主義である準司法的役割の監査委員制度で傍聴の人数制限10名程度や陳述場所での記録方法(ICレコーダーなど含む)の問題点を指摘したが、市議会での傍聴人の数や住民訴訟を行う裁判所での傍聴人の数についての整合性と司法で行う実況見分と監査請求での関係者一同での往査との整合性を検討・実施した一切の文書</p> <p>3 上記住民監査請求の「陳述の場」での監査委員のプレッシャーを考慮して人数制限と〇〇氏が発言したことについて、那覇市議会での各種委員会、本会議でのマスコミを含めた傍聴での議員及び那覇市長及び公職に就く者のプレッシャーの違いを検討・実施した一切の文書</p>	非公開 (3.12)	文書不存在	監査委員事務局

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
464	H24.2.29 [教47]	1. 那覇市職員措置請求書に関して ①上記住民監査請求について〇〇課長と那覇市監査委員事務局とやり取りした電話、メール ②上記住民監査請求について〇〇課長と那覇市企画財務部〇〇氏とやり取りしたメール電話など	非公開 (3.13)	文書不存在	生涯学習部 生涯学習課
465	H24.2.29 [教48]	1. 平成22年9月6日教育委員会会議録について ②2時間の会議録の作成した音声データを含む書類	公開 (3.5)		生涯学習部 総務課
466	H24.2.29 [教48]	1. 平成22年9月6日教育委員会会議録について 2. 会議録中の〇〇課長の発言について ①「公民館利用者の間では移転するかどうかという話が数年前からあり」との発言の根拠となった資料 ②「公民館利用者ですが、地域の方は79%」についての数字の元となった資料	部分公開 (3.13)	2①文書不存在	生涯学習部 生涯学習課
467	H24.2.29 [教49]	1. 公文書非公開決定通知書について ①上記文書に係る決裁文書を含む検討した文書 2. ドコモモジャパンが選定した「那覇市民会館」について ①那覇市教育委員会が歴史的・文化的価値を検討・調査した文書 ②①について文化財課が調査・検討した文書	部分公開 (3.6)	2①②文書不存在	生涯学習部 文化財課
468	H24.2.24 [387]	建築計画概要書	部分公開 (3.1)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
469	H24.2.29 [388]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (3.1)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
470	H24.2.29 [389]	道路位置指定申請図	部分公開 (3.1)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
471	H24.2.29 [390]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (3.1)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
472	H24.3.6 [391]	住居表示台帳・住居表示案内図・新旧対照表 (泉崎2丁目、楚辺3丁目、壺川1丁目、壺川2丁目)	公開 (3.19)		都市計画部 市街地整備課
473	H24.3.6 [392]	平成19年12月11日に那覇市が売渡した土地の売買 契約書	部分公開 (3.7)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	総務部 管財課
474	H24.2.28 [393]	建築計画概要書	部分公開 (3.5)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
475	H24.3.1 [394]	建築計画概要書	部分公開 (3.5)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
476	H24.3.2 [395]	道路位置指定申請図	部分公開 (3.5)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
477	H24.3.8 [396]	平成19年度以降、請求日までの間、電力会社(主要10社)、その子会社(関係部局の認識の限りで構わない)、電気事業者連合会など関係団体からの財物の交付(金銭・建造物・物品などの寄付。電力会社の株式と社債を除き、対価性のないものに限る)について、庁内及び先方との協議・打ち合わせなどの会議の開催状況、内容が分かるもの(職員のメモ及び備忘録を含む)、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際の財物を受領した時期と金額及び名目が分かるもの。また、電力会社の株式及び社債の保有状況(購入・売却の経緯も分かるもの)、配当及び償還の時期と金額が分かるもの。ただし、文書が膨大(目安300頁)になる場合はその概要が分かるもの。 (ただし、健康推進課所管のものに限る。)	公開 (3.14)		健康福祉部 健康推進課
478	H24.3.8 [396]	平成19年度以降、請求日までの間、電力会社(主要10社)、その子会社(関係部局の認識の限りで構わない)、電気事業者連合会など関係団体からの財物の交付(金銭・建造物・物品などの寄付。電力会社の株式と社債を除き、対価性のないものに限る)について、庁内及び先方との協議・打ち合わせなどの会議の開催状況、内容が分かるもの(職員のメモ及び備忘録を含む)、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際の財物を受領した時期と金額及び名目が分かるもの。また、電力会社の株式及び社債の保有状況(購入・売却の経緯も分かるもの)、配当及び償還の時期と金額が分かるもの。ただし、文書が膨大(目安300頁)になる場合はその概要が分かるもの。	部分公開 (3.21)	一部文書不存在	総務部 管財課
479	H24.3.8 [397]	平成19年度以降、請求日までの間、電力会社(主要10社)、その子会社(関係部局の認識の限りで構わない)、電気事業者連合会など関係団体からの財物の交付(金銭・建造物・物品などの寄付。電力会社の株式と社債を除き、対価性のないものに限る)について、庁内及び先方との協議・打ち合わせなどの会議の開催状況、内容が分かるもの(職員のメモ及び備忘録を含む)、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際の財物を受領した時期と金額及び名目が分かるもの。また、電力会社の株式及び社債の保有状況(購入・売却の経緯も分かるもの)、配当及び償還の時期と金額が分かるもの。ただし、文書が膨大(目安300頁)になる場合はその概要が分かるもの。	非公開 (3.12)	文書不存在	経済観後部 商工農水課 (農業委員会)
480	H24.3.8 [教50]	平成18年以降請求日までの間、電力会社、その子会社、電気事業者連合会など関連団体からの財物の交付について、庁内及び先方との協議・打ち合わせなどの会議の開催状況、内容が分かるもの、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際に財物を受領した時期と金額及び名目が分かるもの。 電力会社の株式及び社債の保有状況、配当及び償還の時期と金額が分かるもの。	非公開 (3.22)	不存在	生涯学習部 総務課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容		担当部課名
			(月日)	非公開部分・理由	
481	H24.3.8 [水7]	平成19年度以降、請求日までの間、電力会社、その子会社、関連団体からの財物の交付について、庁内及び先方との協議・打合せなどの会議の開催状況、内容がわかるもの、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際に財物を受領した時期と金額及び名目がわかるもの。また、電力会社の株式及び社債の保有状況、配当及び償還の時期と金額がわかるもの。	非公開 (3.8)	文書不存在	上下水道局 総務課
482	H24.3.6 [398]	道路位置指定申請図	部分公開 (3.8)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
483	H24.3.6 [399]	建設リサイクル法受付簿	部分公開 (3.8)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
484	H24.3.6 [400]	建築計画概要書	部分公開 (3.8)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
485	H24.3.12 [401]	庁舎の高圧(電気料金計算内訳書)12か月分(2011年2月から2012年1月) ※料金、使用量、月の契約電量が分かればよい	公開 (3.15)		市民文化部 市民課
486	H24.3.12 [401]	庁舎の高圧(電気料金計算内訳書)12か月分(2011年2月から2012年1月) ※料金、使用量、月の契約電量が分かればよい	公開 (3.19)		総務部 管財課
487	H24.3.12 [402]	1 那覇市職員〇〇〇〇氏について ①現在、那覇市教育委員会生涯学習部に所属しているが、過去の所属先が分かる文書 2 那覇市職員〇〇〇〇氏について ①現在、那覇市企画財務部に所属しているが、過去の所属先が分かる文書	非公開 (3.23)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	総務部 人事課
488	H24.3.12 [402]	2 那覇市職員〇〇〇〇氏について ②企画財務部長着任における前任者との事務引継書 3 2012年3月6日付住民監査請求陳述について ①企画財務部が久茂地公民館解体後の跡利用に関して「久茂地の街づくりに活かす」と名言した調査・検討した文書	非公開 (3.26)	文書不存在	企画財務部 企画調整課
489	H24.3.15 [教51]	教育委員会管理施設の高圧(電気料金計算内訳書)12か月分(2011年2月～2012年0月)	公開 (3.19)		生涯学習部 施設課
490	H24.3.15 [教51]	教育委員会管理施設の高圧(電気料金計算内訳書)12か月分(2011年2月～2012年1月)	公開 (3.26)		学校教育部 学校給食センター
491	H24.3.9 [403]	建築計画概要書	部分公開 (3.13)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
492	H24.3.12 [404]	建築計画概要書	部分公開 (3.13)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
493	H24.3.12 [405]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (3.13)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
494	H24.3.12 [406]	建築計画概要書	部分公開 (3.15)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
495	H24.3.12 [407]	建築計画概要書	部分公開 (3.15)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
496	H24.3.13 [408]	建築計画概要書	部分公開 (3.15)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
497	H24.3.16 [409]	・道路境界抗設置平面図(公図) ・道路管理境界抗点の記 ・道路管理境界抗(観測手簿・計算簿) 地番 三原2丁目341-8から345-L37~L52まで	公開 (3.30)		建設管理部 道路管理課
498	H24.3.13 [410]	建築計画概要書	部分公開 (3.16)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
499	H24.3.15 [411]	道路位置指定申請図	部分公開 (3.16)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
500	H24.3.16 [412]	建築計画概要書	部分公開 (3.19)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
501	H24.3.16 [413]	道路位置申請図	部分公開 (3.19)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
502	H24.3.16 [414]	建築計画概要書	部分公開 (3.21)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
503	H24.3.21 [415]	建築計画概要書	部分公開 (3.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
504	H24.3.22 [416]	建築計画概要書	公開 (3.26)		都市計画部 建築指導課
505	H24.3.22 [417]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (3.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
506	H24.3.23 [418]	道路位置指定申請図・申請書	部分公開 (3.26)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
507	H24.3.26 [419]	建設リサイクル法 受付簿(解体のみ)	部分公開 (3.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

	受付日 受付番号	請求内容	決定内容 (月日)	非公開部分・理由	担当部課名
508	H24.3.26 [420]	建築計画概要書	部分公開 (3.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
509	H24.3.26 [421]	建築計画概要書	部分公開 (3.27)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
510	H24.3.26 [422]	道路位置指定申請書・申請図	部分公開 (3.29)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
511	H24.3.22 [423]	建築計画概要書	部分公開 (3.30)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
512	H24.3.27 [424]	建築計画概要書	部分公開 (4.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
513	H24.3.28 [425]	建築計画概要書	部分公開 (4.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
514	H24.3.28 [426]	道路位置指定申請図	部分公開 (4.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
515	H24.3.28 [427]	建築計画概要書	部分公開 (4.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
516	H24.3.30 [428]	建築計画概要書	部分公開 (4.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
517	H24.3.30 [429]	道路位置指定申請図	部分公開 (4.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課
518	H24.3.30 [430]	道路位置指定申請図 建築計画概要書	部分公開 (4.2)	条例第6条第1項 第2号(個人情報 報)に該当	都市計画部 建築指導課

(2) 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会、審査会の開催状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
審議会	1	4	0	0	0	0
審査会	1	0	1	5	7	9

(3) 那覇市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

名前	職業
前 津 榮 健 (会 長)	大学教授
新 城 将 孝 (副会長)	大学教授
中 村 照 美	弁護士
上 原 義 信	弁護士
当 山 恵 子	税理士

Ⅱ 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の目的

高度情報通信社会といわれる今日、個人情報がインターネットを通して迅速に処理できるようになり、市民生活に便利さと豊かさをもたらした反面、プライバシー侵害の危険が高まっています。

那覇市の個人情報保護制度は一人一人の人権を尊重し、保護することを目的として、次の4点を柱に適正な運営をめざします。

(1) 市が個人情報を扱うときのルールを定めています。

- ① 個人の思想、信条などに関する情報は収集しません。
- ② 個人情報は原則として直接、本人から収集します。
- ③ 収集した個人情報は原則として目的外に利用したり、外部には提供しません。

(2) 自分の情報は自分でコントロールできます。

市がもっている自分の個人情報について開示（閲覧、写しの交付）、訂正、削除、中止の請求ができます。

(3) 苦情も受け付けます。

自分の個人情報が保護に欠けていると思うときは、市や民間業者にその是正を求めることができます。

(4) 民間業者の協力義務を定めています。

民間業者の個人情報の取扱いに不適正があると認められるときは、市長はその業者に対して指導、勧告することができます。

個人情報保護制度の主な内容

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

(2) 個人情報の開示（閲覧、写しの交付）等を請求できる者

どなたでも市がもっている自分の個人情報について開示（閲覧、写しの交付）、訂正、削除、目的外利用・外部提供の中止を請求できます。

(3) 開示（閲覧、写しの交付）等の請求方法

開示（閲覧、写しの交付）等の請求は、本人であることを確認することができる書類（例えば運転免許証）を窓口の市政情報センター（教育委員会、上下水道局又は市立病院それぞれのコーナー）に示して、請求書を提出して行います。

(4) 決定に対する不服申立て

実施機関の決定に対して不服があるときは、不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた実施機関は情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定を行います。

(5) 費用の負担

閲覧は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

2 個人情報保護制度の運用状況

- (1) この運用状況は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年分です。
- (2) 個人情報の請求については、開示が74件、訂正が1件でした。(表1参照)
- (3) 実施機関別では47件が市長事務部局で、2件が教育委員会、14件が市立病院、11件が消防となっています。(表3参照)
- (4) 不服申立ては2件でした。(表1参照)
- (5) 個人情報の目的外利用等届出は114件で、その内訳は目的外利用10件、外部提供104件となっています。

(表1) 個人情報請求の処理状況内訳

年 度	開 示 請 求 内 訳						不服 申立	訂正 請求	削除 請求	中止 請求
	請求 件数	承認	一部 承認	拒否	取下げ	却下				
平成22年度	58	33	19	4	2	0	1	0	0	0
平成23年度	74	38	28	8	0	0	2	1	0	0

(表2) 開示請求に対する一部承認、拒否の理由内訳

	一部承認	拒否
法令秘情報	-	-
個人の評価等情報	10	-
第三者の個人情報	13	-
職務執行情報	2	-
審議会の意見	-	-
文書不存在	3	8
合 計	28	8

(表3) 実施機関別処理状況

実施機関	開 示 請 求 内 訳						不服 申立	訂正 請求	削除 請求	中 止 請 求	
	請求 件数	承認	一部 承認	拒 否	取下げ	却 下					
市	総 務 部	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
	企画財務部	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	経済観光部	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	環 境 部	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市民文化部	11	2	4	5	-	-	-	-	-	-
	健康福祉部	31	9	19	3	-	-	-	-	-	-
	こどもみらい部	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都市計画部	2	-	2	-	-	-	1	1	-	-
	建設管理部	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	出 納 室	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	47	12	27	8	0	0	2	1	0	0	
教育委員会	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査委員	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産評価委員会	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 長	11	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-
上下水道事業管理者	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議 会	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方独立行政法人 (市立病院)	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	74	38	28	8	0	0	2	1	0	0	

(2) 個人情報請求の内容

	受付日 受付番号	請求の 種類	請求内容	決定内容 (月日)		担当部課名
					不開示部分・理由	
1	H23.4.1 [病1]	開示	カルテ全て (平成20年1月14日から平成21年1月19日 まで)医師の説明文書(フィルム不用)(平成 21年11月)	承認 (4.6)		市立病院 医事課
2	H23.4.14 [1]	開示	生活保護決定調書(平成23年4月)	一部承認 (4.28)	条例第12条の2 第2号	健康福祉部 保護第1課
3	H23.4.20 [2]	開示	生活保護法による通院移送費の決定の執 行に関するすべての公文書 (平成22年8月13日から平成23年3月31日 まで)	一部承認 (5.2)	条例第12条の2 第2号、第4号、 第6号	健康福祉部 保護第1課
4	H23.4.20 [病2]	開示	外来、入院カルテ (平成20年12月23日から平成21年4月20日 まで)	承認 (4.21)		市立病院 医事課
5	H23.4.26 [3]	開示	墳墓移転補償契約にかかる支出命令書	一部承認 (4.28)	条例第12条の2 第1項第4号	都市計画部 区画整理課
6	H23.4.27 [4]	訂正	議事録 (平成8年10月28日)	拒否 (5.23)	当該議事録は、要 約型であり、明らか に誤記であると認め られないため。	都市計画部 区画整理課
7	H23.5.19 [5]	開示	請求者の住民票に関する住民票の写し等 交付申請書	拒否 (5.24)	公文書不存在	市民文化部 市民課
8	H23.5.31 [6]	開示	受診記録(医療機関) (平成21年度、平成22年度)	承認 (6.8)		健康福祉部 国保長寿医療課
9	H23.6.7 [7]	開示	請求者の戸籍(除籍)謄本の交付申請書 (平成21年1月から平成23年5月末日)	拒否 (6.7)	公文書不存在	市民文化部 市民課
10	H23.6.16 [8]	開示	1 面接記録表、保護決定調書、保護金品 支給台帳、生活就労指導記録表、ケース 記録表 2 医療券交付処理簿 3 生活保護法28条の規定により検診を受 けるべき旨を命じた際の検診命令書、 検診書、検診料請求書 4 生活保護法29条の規定による調査の 囑託を行った際の調査依頼書および 回答書 5 生活保護4条2項の扶養義務者の扶養 の可否を確認するために、要保護者の 扶養義務者に対し、扶養義務の履行に ついて照会を行った際の照会文書 6 保護申請書、資産申告書、収入申告 書、同意書、給与証明書、求職活動 状況報告書、就労状況明細報告書 7 その他、〇〇〇〇の世帯の生活保護に 関し作成された一切の記録 (2009年12月～現在まで)	一部承認 (7.8)	○請求内容のう ち、1の保険金品 支給台帳、2の医 療券交付処理 簿、3の検診料請 求書、5の扶養義 務者への照会文 書、6の勤労状況 明細報告書につ いては文書不存 在により不開示 ○請求内容のう ち、4については 個人情報保護条 例第12条の2第1 項6号により不開 示(開示すること により、適正な職 務執行が妨げら れるおそれがある ため)	健康福祉部 保護第1課

	受付日 受付番号	請求の 種類	請求内容	決定内容 (月日)		担当部課名
					不開示部分・理由	
11	H23.6.17 [9]	開示	平成17年度以降の「審査会資料」 ・認定情報 ・訪問調査票 ・主治医意見書	一部承認 (6.22)	条例第12条の2 第1項第4号	健康福祉部 ちやーがんじゅう 課
12	H23.7.7 [10]	開示	救急活動記録書 (平成23年6月21日)	承認 (7.12)		消防本部 救急課
13	H23.7.19 [11]	開示	平成23年5月26日付で那覇市福祉事務所 長により行った、那福障第3号の障害者自 立支援法による自立支援給付に関するす べての公文書(電子決裁システムによるも のをふくむ)	一部承認 (7.29)	条例第12条の2 第1項第4号及び 第6号	健康福祉部 障がい福祉課
14	H23.7.21 [12]	開示	請求者の住民票謄本及び戸籍謄本等の 交付申請書 平成23年4月1日から平成23年7月21日 (家族分含む)	拒否 (7.28)	公文書不存在	市民文化部 市民課
15	H23.8.9 [病3]	開示	精神科におけるカルテの内容 (平成5年6月17日から平成13年11月20日 まで)	承認 (8.12)		市立病院 医事課
16	H23.8.10 [13]	開示	平成23年4月1日以後の生活保護法による 通院移送費に係る決裁関係の全ての公文 書(電子決裁によるものはこれを含む。)	一部承認 (8.23)	条例第12条の2 第2号	健康福祉部 保護第1課
17	H23.8.10 [14]	開示	①請求者の印鑑証を発行した記録 ②印鑑登録証No〇〇〇〇〇が請求者のもの か確認できる資料 ③請求者の市民カードの番号が分かる書 類	一部承認 (9.8)	一部公文書不存 在	市民文化部 市民課
18	H23.8.18 [15]	開示	障害者程度区分に関する書類(平成23年7 月に決定されたものにかかる件)	一部承認 (9.1)	条例第12条の2 第1項第2号	健康福祉部 障がい福祉課
19	H23.8.18 [16]	開示	〇〇〇〇の障害者程度区分認定に関する 書類(平成23年7月に決定されたものにか かる件)	一部承認 (9.1)	条例第12条の2 第1項第2号	健康福祉部 障がい福祉課
20	H23.8.18 [17]	開示	〇〇〇〇に係る、障害程度区分の書類一 式(平成23年7月に決定されたものにかか る件)	一部承認 (9.1)	条例第12条の2 第1項第2号	健康福祉部 障がい福祉課
21	H23.8.18 [18]	開示	〇〇〇〇の障害程度区分認定の書類 (平成23年7月に決定されたものにかか る件)	一部承認 (9.1)	条例第12条の2 第1項第2号	健康福祉部 障がい福祉課
22	H23.8.18 [19]	開示	〇〇〇〇の申請した介護給付費支給申請 に伴う書類(平成23年7月に決定されたも の)	一部承認 (9.1)	条例第12条の2 第1項第2号	健康福祉部 障がい福祉課
23	H23.8.18 [20]	開示	1、障がい者認定区分に関する調査結果 に関する書類及び調査員の氏名 2、認定審査会に提出した書類及び審査 員の氏名、職業(具体的)	一部承認 (9.1)	条例第12条の2 第1項第2号	健康福祉部 障がい福祉課

	受付日 受付番号	請求の 種類	請求内容	決定内容 (月日)	不開示部分・理由	担当部課名
24	H23.8.18 [病4]	開示	外科及び整形外科の診療録、画像の全て (CD) (平成22年6月3日から平成23年7月27日まで)	承認 (8.26)		市立病院 医事課
25	H23.8.25 [21]	開示	請求者の住所を 高良2-〇-〇〇 2-〇-〇 に異動した時の住所異動届けの写し	拒否 (9.1)	高良2丁目〇番〇〇 号の住所について ・過去の住所登録 地 の履歴を確認しまし たが、上記住 所には 登録の記 録はなく、 届書は ありませんの で、届書の写しを交 付 することはできま せん。 高良2丁目〇番〇号 の住所について ・平成18年12月8日届 出平成16年12月31日 住所登録の記録があ りますが、保存期間(1 年)を過ぎているの で、届書の写しを交 付することはできま せん。	市民文化部 市民課
26	H23.8.29 [22]	開示	〇〇〇〇に係る障害程度区分の書類一式 (平成23年7月に決定されたものにかかる 件)	一部承認 (9.9)	条例第12条の2 第1項第2号	健康福祉部 障がい福祉課
27	H23.9.5 [23]	開示	国民健康保険を利用した過去の通院歴の 記録(年月日、病院・クリニック名、診断病 名、病院・クリニックの住所、電話番号等) 昭和51年度、平成12年度～平成16年度	承認 (9.27)		健康福祉部 国保長寿医療課
28	H23.9.5 [24]	開示	国民健康保険を使用して通院した過去の 記録で平成11年度の3月～9月の年月日、 病院名、クリニック名、病名	拒否 (9.20)	公文書不存在	健康福祉部 国保長寿医療課
29	H23.9.7 [病5]	開示	全ての診療記録 (平成22年10月15日から10月18日、12月16 日)	承認 (9.12)		市立病院 診療情報管理室
30	H23.9.7 [25]	開示	救急活動記録書 (平成23年9月3日)	承認 (9.14)		消防本部 救急課
31	H23.9.14 [26]	開示	国民健康保険を使用して通院した過去の 記録で平成7年度～平成11年度の年月 日、病院名、クリニック名、病名、病状、服 用薬等	拒否 (9.27)	公文書不存在	健康福祉部 国保長寿医療課
32	H23.9.30 [27]	開示	救急活動記録書 (平成23年9月18日)	承認 (10.3)		消防本部 救急課
33	H23.10.13 [28]	開示	住基カードの申請書	承認 (10.19)		市民文化部 市民課
34	H23.10.14 [29]	開示	医療機関の受診記録(H17.8～H22.8) ○病院名○病名○入院・通院期間	承認 (10.28)		健康福祉部 国保長寿医療課
35	H23.10.17 [30]	開示	救急活動記録書 (平成22年10月15日)	承認 (10.18)		消防本部 救急課

	受付日 受付番号	請求の 種類	請求内容	決定内容 (月日)	不開示部分・理由	担当部課名
36	H23.10.17 [教1]	開示	支援記録簿	承認 (10.27)		学校教育部 総合青少年課
37	H23.10.21 [31]	開示	市民カード履歴 (発行日から平成23年9月23日)	一部承認 (11.21)	平成23年1月31日に 新システムに切り替 わっているため、旧シ ステムでの履歴は 残っていません	市民文化部 市民課
38	H23.10.21 [32]	開示	戸籍謄本交付申請の履歴 (10月5日から10月21日)	拒否 (10.31)	公文書不存在	市民文化部 市民課
39	H23.10.31 [病6]	開示	外来診療記録の全て(フィルム不用) (平成20年1月29日から平成20年4月14日)	承認 (11.1)		市立病院 診療情報管理室
40	H23.10.31 [33]	開示	救急活動記録 (平成23年10月27日、母子2人分)	承認 (11.7)		消防本部 救急課
41	H23.11.1 [34]	開示	請求者と妻の収入申告書、給与明細書 (保護開始から11月1日まで)	承認 (11.9)		健康福祉部 保護管理課
42	H23.11.4 [病7]	開示	診療記録すべての写し(X-Pも含む) (平成21年1月31日から3月28日、7月24 日)	承認 (11.14)		市立病院 診療情報管理室
43	H23.11.11 [35]	開示	請求者と妻の給与変更の処理についての ケース記録(保護開始から11月11日まで)	一部承認 (11.25)	条例第12条の2 第2号、第4号、第 6号	健康福祉部 保護管理課
44	H23.11.22 [36]	開示	平成23年9月12日、午後4時すぎ、那覇市 上間〇〇番地1〇〇前の路上の交通事故 で、救急車搬送された〇〇〇〇の搬送記 録 搬送先: 沖縄県立南部医療センター、こども 医療センター	承認 (11.25)		消防本部 救急課
45	H23.11.29 [病8]	開示	診療記録の写し	承認 (12.1)		市立病院 診療情報管理室
46	H23.12.9 [37]	開示	救急活動記録 (平成23年9月12日)	承認 (12.14)		消防本部 救急課
47	H23.12.12 [38]	開示	①〇〇〇〇の事情聴取を行ったときの テープレコーダーの記録テープ(全部) ②①を翻訳し、〇〇〇〇に確認印を押 させた文書 ③懲戒審査委員会に対して任命権者が 諮問した時の一切の文書 ④懲戒審査委員会の議事録 ⑤〇〇〇〇の処分書及び説明書	一部承認 (12.22)	条例第12条の2 第1項第6号ウ、 エ	総務部 人事課
48	H23.12.14 [39]	開示	保護費受給額 (平成23年4月から12月)	承認 (12.16)		健康福祉部 保護管理課
49	H23.12.19 [40]	開示	保護費返還額 (平成22年度)	承認 (12.20)		健康福祉部 保護管理課

	受付日 受付番号	請求の 種類	請求内容	決定内容 (月日)	不開示部分・理由	担当部課名
50	H23.12.27 [41]	開示	「うつ病」に関連する傷病が含まれる医科 及び調剤レセプトの全て (平成22年3月から平成23年3月)	承認 (1.10)		健康福祉部 国保長寿医療課
51	H23.12.27 [病9]	開示	入院期間中の情報カルテなど 映像検査(フィルム)下肢	承認 (1.6)		市立病院 診療情報管理室
52	H23.12.28 [42]	開示	印鑑証明の履歴 (平成21年2月から現在)	承認 (1.27)		市民文化部 市民課
53	H24.1.4 [病10]	開示	病理組織検査結果表の写し	承認 (1.5)		市立病院 診療情報管理室
54	H24.1.6 [43]	開示	H23.12.5の救急搬送の記録	承認 (1.10)		消防本部 救急課
55	H24.1.12 [44]	開示	・住民票発行履歴 (平成23年10月20日から平成23年11月10 日)同一世帯も含む ・発行の際の委任状のコピー	一部承認 (1.26)	条例第12条の2 第1項第4号	市民文化部 市民課
56	H24.1.24 [45]	開示	道路境界承諾書 (1985年の道界プレート設置時の立会者氏 名と押印した書類)	一部承認 (1.30)	条例第12条の2 第1項第4号	建設管理部 道路管理課
57	H24.1.26 [46]	開示	平成22年4月12日開示請求を再度提出 (内容別紙)	一部承認 (2.8)	条例第12条の2 第1項第2号	健康福祉部 保護第1課
58	H24.1.26 [46]	開示	平成24年1月20日市役所保護課にて不当 な扱いについて(内容別紙)	拒否 (2.8)	請求内容が那覇 警察署への被害 届であることか ら、個人情報開 示請求にあたら ないため。	健康福祉部 保護第1課
59	H24.1.26 [46]	開示	病院への通院移送費の件(内容別紙)	一部承認 (2.8)	・条例第12条の2 第1項第2号 ・条例第12条の2 第4号 ・条例第12条の2 第6号エ	健康福祉部 保護第1課
60	H24.2.2 [病11]	開示	診療録の写し(レントゲンを除く) (平成19年2月14日から2月16日まで)	承認 (2.9)		市立病院 診療情報管理室
61	H24.2.3 [47]	開示	救急搬送記録 (平成22年3月19日)	承認 (2.8)		消防本部 救急課
62	H24.2.6 [48]	開示	所得証明交付申請書 (平成24年1月1日から平成24年2月6日)	承認 (2.10)		企画財務部 税制課
63	H24.2.6 [教2]	開示	平成21年度22年度23年度 特別支援教育 の個別支援計画書個別の指導計画	承認 (2.20)		学校教育部 学校教育課

	受付日 受付番号	請求の 種類	請求内容	決定内容 (月日)	不開示部分・理由	担当部課名
64	H24.2.10 [49]	開示	・住民票の交付申請書 (平成21年1月から今日現在) ・発行の際の委任状	一部承認 (2.23)	・一部公文書不 存在 ・条例第12条の2 第1項4号	市民文化部 市民課
65	H24.2.20 [50]	開示	・介護認定情報(平成24年2月の要介護認 定の通知に係るもの) ・訪問調査書と主治医意見書	一部承認 (2.22)	条例第12条の2 第1項4号	健康福祉部 ちやーがんじゅう 課
66	H24.2.21 [病12]	開示	・検査内容の全て ・入院中のカルテ全て (平成24年1月9日から平成24年1月22日)	承認 (2.29)		市立病院 診療情報管理室
67	H24.2.24 [51]	開示	レセプトの開示 (平成23年2月から3月までの受診記録がわ かるもの)	承認 (2.28)		健康福祉部 国保長寿医療課
68	H24.2.29 [52]	開示	救急搬送記録 (平成24年2月21日)	承認 (2.29)		消防本部 救急課
69	H24.3.1 [53]	開示	都市計画部区画整理課課長よりの墓地使 用のお知らせ(那都区第629号平成21年2 月20日)の書類の中の記入の従前地番、 那覇市真嘉比川の一部の墳墓番号 No.46,45、従前墳墓種別、タンク型の土地 及び従前の墳墓のそれに関する調査資料 すべて(この墳墓が在っていた区画境界根 ブロック塀内の資料とします)	一部承認 (3.9)	条例第12条の2 第1項4号	都市計画部 区画整理課
70	H24.3.5 [病13]	開示	整形のカルテの全て	承認 (3.5)		市立病院 診療情報管理室
71	H24.3.16 [54]	開示	平成23年6月22日認定の介護認定情報	承認 (3.22)		健康福祉部 ちやーがんじゅう 課
72	H24.3.21 [病14]	開示	2004年8月20日から2004年8月29日の入院 カルテの写し	承認 (3.23)		市立病院 診療情報管理室
73	H24.3.23 [55]	開示	ポンプ車の業務日誌及び活動報告書 (平成23年9月21日)	一部承認 (4.4)	条例第12条の2 第1項4号	消防本部 救急課
74	H24.3.28 [56]	開示	那覇市市役所生活保護に対しての個人情 報開示請求 1~20程の項目(別紙の通 り)	一部承認 (4.11)	・条例第12条の2 第1項2号 ・条例第12条の2 第1項4号 ・一部公文書不 存在	健康福祉部 保護第1課
75	H24.3.28 [57]	開示	平成10年から平成20年3月31日までの通 院歴と診療内容が分かる書類(検査含 む。)	一部承認 (4.12)	一部公文書不存 在	健康福祉部 国保長寿医療課

(3) 個人情報の目的外利用・外部提供の状況

1	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 6	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部生活安全部 生活保安課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人 4 料金支払い方法(支払方法、使用金融機関名、口座番号、口座名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
2	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 11	外部提供	消防本部 救急課	那覇市国保長寿医療課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
救急搬送者名簿 144件		<p>平成23年2月1日から平成23年3月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日時 5 搬送者住所 6 収容医療機関 		条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項第1号)		
3	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 12	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 契約年月日 2 契約者情報(契約者住所、氏名、生年月日、連絡先等) 3 料金の支払人 4 支払方法(口座振替であれば金融機関名、口座番号、名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
4	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 13	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 受傷したと推測される日 2 その日から全治までの日数 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

5	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 15	目的外利用	環境部 クリーン推進課	資産税課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		不法投棄防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の住所、氏名 ・建物所有者の住所、氏名 		条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項第1号)
6	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 18	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	年金記録確認沖縄地方 第三者委員会	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名 		条例第9条第1項第1号
7	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 25	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部生活安全部 生活保安課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		<ul style="list-style-type: none"> 1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人 4 料金支払い方法(支払方法、使用金融機関名、口座番号、口座名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
8	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 25	外部提供	上下水道局 料金サービス課	福岡入国管理局那覇支局 警備部門	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		<ul style="list-style-type: none"> 1 開栓日 2 契約者氏名、生年月日、契約時の住所及び連絡先 3 平成22年4月から本年3月までの水道使用量及び使用料金 4 料金支払方法(口座引き落としの場合は、銀行口座名、名義人及び口座番号) 		条例第9条第1項第2号 (出入国管理及び難民認定法第28条第2項)
9	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 4. 28	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	広島地方検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険加入の有無 2 加入している場合は加入番号 3 療養給付事実の有無 4 療養給付を行っている場合、診療報酬請求した医療機関の名称及び所在地、電話番号 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
10	H23. 4. 28	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県与那原警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 水道使用量 4 料金の支払い方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先 5 料金滞納の有無 6 契約廃止であれば、廃止年月日 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
11	H23. 4. 28	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄国税事務所長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		照会期間 平成20年12月から 平成23年4月 契約者氏名、住所、連絡先 支払い方法(口座振替の場合、金融機関、口座名義、口座番号) 納付書の送付先 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (所得税法235条)
12	H23. 5. 6	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 傷の部位及びその程度(長さ、深さ等) 2 傷の方向 3 当該受傷から推認される受傷ごとの加害者の行為(突き刺す行為、あるいは切り付ける行為によるか等) 4 治療の経過 (治療の経過及び今後予想される感染症等、今後の手術の可能性、診断名、全治日数) 5 その他参考となるべき事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
13	H23. 5. 10	外部提供	上下水道局 料金サービス課	大阪府大坂水上警察署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約の有無(契約があれば申込書や契約書の写し) 2 契約年月日 3 契約者住所氏名 4 支払い方法(銀行振込であれば、口座番号等) 5 平成23年1月から現在の使用状況 6 他に契約があれば、1~5の項目		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
14	H23.5.16	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	埼玉県警察本部警備部 公安第三課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		1 平成21年5月以降の使用年月日 2 医療機関名及び所在地 3 病名		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
15	H23.5.18	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部刑事部 暴力団対策課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日 3 料金の支払方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
16	H23.5.20	外部提供	上下水道局 料金サービス課	米子警察署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		・契約名義人の住所、氏名、生年月日、職業 ・契約開始年月日 ・請求書の送付先 ・料金支払方法(口座引落であれば金融機関名、口座番号) ・使用水量及び料金支払(滞納の有無及び滞納状況)		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
17	H23.5.24	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	総務省 年金記録確認 東京地方第三者 委員会	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名		条例第9条第1項第1号
18	H23.5.25	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県糸満警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 2 毎月の水道料金の支払い状況 3 料金の支払い方法 4 口座振替であれば、その口座名義人の住所、氏名、生年月日、連絡先 5 納付書であれば、その請求先の住所、氏名、生年月日、連絡先 6 その他参考となる事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)

19	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 5. 25	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 契約年月日 2 契約者情報(契約者住所、氏名、生年月日、連絡先等) 3 料金の支払人 4 料金の支払い方法 5 料金請求書等の送付先 6 解約している場合は、契約時の状況、(上記1~5)及び解約年月日等 7 その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
20	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 5. 25	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 搬送時における傷病者の容態 2 傷病人の措置の状況 3 搬送が遅れた場合の傷病者の生命の危険性の有無 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
21	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 5. 27	外部提供	こどもみらい部 子育て応援課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
児童扶養手当法に関すること。		<ol style="list-style-type: none"> ○受給年月日 ○受給額 ○振込先銀行口座 等について 		(刑事訴訟法197条2項及び那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号)		
22	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 5. 30	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部刑事部 暴力団対策課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ol style="list-style-type: none"> ① 料金の支払い状況(納付の日時、場所) 平成19年8月1日から平成23年5月27日までの間 ② 料金支払者 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
23	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 6. 8	外部提供	こどもみらい部 子育て応援課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
こども手当支給事務		<ol style="list-style-type: none"> ○受給年月日 ○受給額 ○振込先銀行口座 		(刑事訴訟法197条2項及び那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号)		

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
24	H23.6.8	外部提供	消防本部 救急課	那覇市国保長寿医療課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送者名簿 166件		平成23年4月1日から、平成23年5月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関		条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項 第1号)
25	H23.6.8	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇区検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1. 同人の病症名・治療状況 2. 今後の治療予定、完治見込みの有無等 3. 刑事施設で40日間の労務留置(卓上で軽作業等を行います)に耐えられるか(拘禁障害等の発生の有無等)、労務留置が不可能な理由 4. その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
26	H23.6.10	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1. 傷病名及び症状 2. 治療内容 3. 入院及び通院期間 4. 受傷から治ゆまでの期間(※リハビリ期間を除く) 5. 後遺症の有無 6. その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
27	H23.6.13	目的外利用	企画財務部 市民税課	日本年金機構 那覇年金事務所	承認	
		外部提供	市民文化部 市民課			
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民年金未納対策にかかる被保険者及び配偶者、世帯主の所得情報及び扶養情報の提供		(申告済及び被扶養確認済のみ 未申告を除く) 本人 8,741件 配偶者 3,337件 世帯主 4,821件		条例第9条第1項第2号 (国民年金法第108条、国民年金法第109条の4第1項第30号)

28	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 6. 15	目的外利用	企画財務部 市民税課	沖縄県福祉保健部 青少年・児童家庭課	承認	
		外部提供	こどもみらい部 子育て応援課			
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
	児童扶養手当(沖児)・特別児童扶養手当受給者本人及び配偶者、扶養義務者の所得情報の提供	受給者(配偶者及び扶養義務者含む。) 2, 083件 児童扶養手当(沖児)・特別児童扶養手当受給者の所得情報入力フロッピーディスク(平成22年1月1日~同年12月31日)2部 (正・副): 3. 5インチ(2HD)		条例第9条第1項第2号(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条)		
29	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 6. 16	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
	診療業務	1. 傷病(内側眼窩骨折、眼球打撲傷)における右眼、左眼、あるいは両眼の該当部位のいずれかであるか 2. 治療内容 3. 通院回数及び通院日 4. 予想される後遺症があればその内容 5. その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法197条2項)		
30	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 6. 17	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
	給水契約等に関する業務	1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人 4 料金支払方法(支払方法、使用金融機関名、口座番号、口座名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法197条2項)		
31	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 6. 22	外部提供	市民文化部 市民課	日本年金機構 那覇年金事務所	承認	
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
	国民年金保険料未納者にかかる被保険者、配偶者及び世帯主の所得情報及び扶養情報の提供	(申告済及び被扶養確認済のみ 未申告を除く) 本人 9, 082件 配偶者 3, 266件 世帯主 5, 504件		条例第9条第1項第2号による (国民年金法第108条、国民年金法第109条の4第1項第30号)		

32	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 6. 27	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	総務省 年金記録確認 東京地方第三者 委員会	承認	
		個人情報の名称 (目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名		条例第9条第1項第1号		
33	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 6. 28	外部提供	消防本部 救急課	那覇市労働基準監督署	承認	
		個人情報の名称 (目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
救急活動記録票 (写) 1件		1 平成22年11月19日12時 13分に覚知した救急活動記録票の 写し (住所、氏名、生年月日、年齢 、傷病名が記載された救急活動記録 票)		条例第9条第1項第2号 (労働者災害補償保険法 に基づく請求事案判断の ため照会)		
34	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 7. 1	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称 (目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ul style="list-style-type: none"> ○契約年月日 ○契約名義人の住所、氏名、生年月日、 職業、連絡先 ○請求書送付先 ○契約内容 (基本料金等) ○平成18年1月1日から同年12月 31日までの間の料金支払状況、 請求・支払年月日、利用量、請求・ 支払金額、支払方法 (口座振替であら ば、金融機関名・口座番号・名義人) ○支払遅延・未払いの有無等 (未払いで あれば、未徴収金額等) ○利用停止 (解約) 年月日、利用停止 (解約) 事由 ○その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
35	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 7. 1	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称 (目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ul style="list-style-type: none"> 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名 (法人であれば 法人名)、生年月日、連絡先 3 使用者の住所、氏名 (法人であれば 法人名)、生年月日、連絡先 4 料金支払人の住所、氏名 (法人であ れば法人名)、生年月日、連絡先 5 支払い方法 (銀行口座引き落としで あれば銀行名、口座番号、口座名義 人) 6 料金請求書の送付先 (住所、宛名) 7 その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

36	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 7. 19	外部提供	健康福祉部 健康推進課	沖縄県糸満警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
親子健康手帳交付業務		平成21年4月1日から同年5月31日の間の出産予定者として、母子健康手帳を発行した者のうち、同期間内に出生届が提出されていない者について 1. 住所・氏名・生年月日・連絡先 2. 出産予定日 3. 妊娠証明書を発行した医療機関 4. 転出先住所		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
37	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 7. 20	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人 4 料金支払方法(支払方法、使用金融機関名、口座番号、口座名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
38	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 7. 20	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者情報(契約者住所、氏名、生年月日、連絡先等) 3 料金の支払人 4 支払方法(口座振替であれば金融機関名、口座番号、名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
39	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 7. 22	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	総務省 年金記録確認 北海道地方第三者 委員会	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名		条例第9条第1項第1号		
40	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 8	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 国民健康保険加入年月日 資格喪失年月日並びに喪失理由		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

41	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 9	外部提供	消防本部 救急課	那覇警察署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
	救急活動記録票(写) 1件	1 平成23年7月31日に搬送した救急活動記録票の写し		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
42	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 10	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
	診療業務	①初診年月日、通院歴及び最終診療年月日 ②入院歴(現在入院中であれば、入院日及び退院予定日) ③病名、病状 ④処方薬の種類及び効力等 ⑤理非曲直の分別能力の有無及び程度 ⑥入院中であれば外出(一時帰宅)の可否 ⑦警察官による取調べの可否(取調にあたっての留意事項) ⑧留置施設等への収監の可否 ⑨その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
43	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 15	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	警視庁 尾久警察署 署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
	国民健康保険業務	1 資格取得年月日、申請年月日 2 加入者及び家族の氏名 3 保険証番号 4 保険の使用状況		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
44	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 19	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県与那原警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
	国民健康保険業務	1 保険証番号 2 加入(発給)年月日 3 喪失年月日 4 被保険者の氏名、生年月日		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

45	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 19	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国保長寿医療課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
救急搬送者名簿 153件		平成23年6月1日から、平成23年7月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1 事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日時 5 搬送者住所 6 収容医療機関		条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項 第1号)		
46	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 22	外部提供	消防本部 救急課	那覇地方裁判所民事第2部	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
救急活動記録票(写) 1件		1 平成19年11月3日に搬送した救急活動記録票の写し ※整理番号 12180		条例第9条第1項第2号		
47	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 29	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県与那原警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 料金支払方法 ○請求書払い、口座引落の別 ○口座引落の場合は、金融機関名、口座番号、名義人 5 料金請求書の送付先 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
48	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 31	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 保険証番号 2 加入状況 3 保険料支払状況 4 医療機関(医療機関名・所在地・受診機関)		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
49	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 8. 31	外部提供	市立病院 医事課	那覇労働基準監督署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		初診日の診療録(写し)およびX線写真(CD)		条例第9条第1項第2号 (労働者災害保障保険法第49条1項)		

50	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 9. 7	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方裁判所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務			1. 平成20年6月2日初診から作成された診療録、検査記録、X線フィルム、CTフィルム、MRIフィルム、看護記録等の書類一切 2. 平成20年6月2日の受診日に診断された傷病以外で、当院にて治療を受けたことがあれば、その全ての治療に関し作成された診療録、検査記録、X線フィルム、CTフィルム、MRIフィルム、看護記録等の書類一切		条例第9条第1項第2号 (民事訴訟法第226条)	
51	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 9. 12	外部提供	市立病院 医事課	沖縄県知事	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務			患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、診断(疑診)年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 90件		条例第9条第1項第5号 (審議会の意見)	
52	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 9. 15	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務			1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、連絡先電話番号 3 料金支払方法(口座振替であれば、振替金融機関名、種別、口座番号、口座名義人) 4 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)	
53	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 9. 15	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務			1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名(法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 3 使用者の住所、氏名(法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 4 料金支払人の住所、氏名(法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 5 支払い方法(銀行口座引き落としであれば銀行名、口座番号、口座名義人) 6 料金請求書の送付先(住所、宛名) 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)	

54	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.9.16	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	総務省 年金記録確認 沖縄地方第三者 委員会	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名		条例第9条第1項第1号		
55	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.9.20	目的外利用	健康福祉部 健康推進課	那覇市特定健診課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
特定健康診査除外対象抽出業務		那覇市国保に加入する40歳から74歳の妊産婦		条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項第1号)		
56	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.9.20		健康福祉部 健康推進課	那覇市特定健診課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
特定健康診査除外対象抽出業務		那覇市国保に加入する40歳から74歳の妊産婦		条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項第1号)		
57	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.9.21	外部提供	消防本部 救急課	那覇市労働基準監督署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
救急活動記録票(写)1件		1 平成23年7月16日に搬送した救急活動記録票の写し		条例第9条第1項第1、2号		
58	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.9.21	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇地方裁判所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		1. 平成20年11月10日初診から作成された診療録、検査記録、X線フィルム、CTフィルム、MRIフィルム、看護記録等の書類一切 2. 平成20年11月10日の受診日に診断された傷病以外で、当院にて治療を受けたことがあれば、その全ての治療に関し作成された診療録、検査記録、X線フィルム、CTフィルム、MRIフィルム、看護記録等の書類一切		条例第9条第1項第2号 (民事訴訟法第226条)		

59	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 9. 22	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県警察本部警備部 警備第一課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		平成20年1月1日から平成23年7月31日までの受診記録 1 診察、治療年月日 2 医療機関、法人名 3 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
60	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 9. 26	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		①使用供給契約者(住所、氏名、生年月日、連絡先) ②使用供給契約年月日 ③使用料金請求送付先 ④料金支払い方法(口座振替であれば、金融機関及び口座番号)		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
61	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 9. 26	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部刑事部 暴力団対策課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約者名義 2 契約者住所 3 契約者の生年月日 4 契約者連絡先 5 契約年月日 6 使用量 7 使用料金 8 料金の支払い方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先、支払場所 9 料金滞納の有無 10 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
62	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 4	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	和歌山県和歌山東警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 加入状況 2 証の発行年月日・有効期限 3 受診状況		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

63	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 4	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	総務省 年金記録確認 沖縄地方第三者 委員会	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名		条例第9条第1項第1号		
64	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 4	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県与那原警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 加入・喪失年月日 2 国民健康保険証の発行年月日 3 国民健康保険の記号・番号 4 その他参考事項(保険料未払いの有無)		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
65	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 5	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県与那原警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 水道使用量 4 料金支払方法 ○請求書払いであればその請求先 ○口座引落の場合は、金融機関名、口座番号、名義人 5 料金滞納の有無 6 契約廃止であれば、廃止年月日 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
66	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 7	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県与那原警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 料金支払い方法(口座引き落としであれば、使用金融機関名、口座番号、口座名義人) 5 料金請求書の送付先 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

67	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 14	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県宜野湾警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金の支払人 4 料金支払方法 (銀行振込の場合は、銀行名、支店名、口座番号、口座名義人) 5 料金請求書の送付先 6 契約状況 7 平成20年1月分以降の支払明細 (毎月の支払状況) 8 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
68	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 17	目的外利用	健康保険局 健康推進課	那覇市特定健診課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
親子健康手帳交付業務		平成22年4月1日から平成23年5月31日の間に親子健康手帳を交付した40歳以上の妊婦について「交付日、妊婦氏名、生年月日、年齢、住所」		条例第9条第1項第5号 (平成18年3月29日審議会承認 類型事項1)		
69	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 17	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		①平成23年5月30日以後における貴院での受診の有無 ②受診があれば、受診の年月日、傷病名、傷病の原因 ③初診日以後の来院日		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
70	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 19	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国保長寿医療課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
救急搬送者名簿 173件		平成23年8月1日から平成23年9月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で 1、事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関		条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項第1号)		

71	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 20	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県与那原警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
給水契約等に関する業務	1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先等 3 水道使用量 4 料金の支払い方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先 5 料金滞納の有無 6 契約廃止であれば、廃止年月日 7 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)			
72	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 20	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
給水契約等に関する業務	1 使用者氏名 2 使用者住所		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)			
73	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 10. 28	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	警視庁 多摩中央警察署長	承認	
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
国民健康保険業務	1 取得年月日 2 加入者名 記号 番号 3 受診状況		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)			
74	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 11. 9	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	那覇地方裁判所民事第2部	承認	
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
国民健康保険業務	1 加入の有無 2 保険証の送付		条例第9条第1項第2号 (民事訴訟法第186条)			
75	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 11. 24	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	総務省 年金記録確認 沖縄地方第三者委員会	承認	
		個人情報の名称(目的)	個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠	
国民健康保険業務	1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名		条例第9条第1項第1号			

76	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 11. 24	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇区検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務	1 同人の病症名・治療状況 2 今後の治療予定、完治見込みの有無等 3 刑事施設で108日間の労務留置 (卓上で軽作業等を行います)に耐えられるか(拘禁障害等の発生の有無等)、労務場留置が不可能な理由 4 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)	
77	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 11. 25	外部提供	市民文化部 市民課	日本年金機構 那覇年金事務所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民年金保険料未納者にかかる被保険者、配偶者及び世帯主の所得情報及び扶養情報の提供	(申告済及び被扶確認済のみ、未申告を除く) 本人 32,288件 配偶者 7,408件 世帯主 9,431件		条例第9条第1項第2号 (国民年金法第108条及び第109条の4第1項第30号)	
78	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 11. 28	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部 生活安全部少年課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務	(1) 契約者(住所、氏名、生年月日、連絡先) (2) 供給契約年月日 (3) 使用料金請求書の送付先 (4) 料金支払方法(口座契約であれば、金融機関名、口座名義人、口座番号) (5) その他参考となる事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)	
79	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 11. 29	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部 刑事部暴力団対策課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務	1 契約者名義 2 契約者住所 3 契約者の生年月日 4 契約者連絡先 5 契約年月日 6 使用量 7 使用料金 8 料金の支払い方法 ・口座振替であれば、その金融機関名、口座番号、名義人 ・請求書払いであれば、その請求先、支払場所 9 料金滞納の有無 10 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)	

80	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 11. 29	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	那覇区検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務			1 傷病名 2 入院期間 3 治療状況(リハビリを除く) 4 リハビリの有無 (あればリハビリ箇所・内容・開始・終了時期) 5 後遺症の有無及びその内容等 6 全治・加療(見込み)日数 7 その他参考事項	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
81	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 12. 2	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	沖縄県知事	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務			患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、診断(疑診)年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 224件	条例9条第1号第5号 (審議会の意見)		
82	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 12. 6	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	トランスコスモス健康保険組合	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務			1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名	条例第9条第1項第1号		
83	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23. 12. 8	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務			1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人 4 料金支払方法(支払方法、使用金融機関名、口座番号、口座名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

84	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.12.9	外部提供	上下水道局 料金サービス課	警視庁成城警察署長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約者連絡先 2 使用料金支払い方法(口座振替の場合は、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義、クレジットカード払いの場合は、クレジット会社名・会員番号)		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
85	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.12.9	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	浦添警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		1 担当医師の氏名 2 負傷部位及び負傷程度 3 全治日数		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
86	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.12.12	外部提供	建設管理部 市営住宅課	沖縄県警察本部 交通指導課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
市営住宅の入退去管理		石嶺市営住宅22棟〇〇号室入居者関連 契約日・契約者・家族構成・連絡先(勤務先含む)・保証人		刑事訴訟法197条2項		
87	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.12.15	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	沖縄警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		1 出産、死産、流産、中絶の有無 (あればその年月日) 2 転院していれば、転院先医療機関名		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
88	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H23.12.16	外部提供	市民文化部 市民課	日本年金機構 那覇年金事務所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民年金保険料未納者にかかる被保険者、配偶者及び世帯主の所得情報及び扶養情報の提供		本人、配偶者、世帯主について申告済、被扶養確認済、未申告の情報		条例第9条第1項第2号 (国民年金法第108条及び第109条の4第1項第30号)		

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
89	H24. 12. 19	外部提供	市立病院 診療情報管理室	沖縄労働者災害補償保険審査官	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 平成22年7月12日、外来診療録複写 2 受診時のレントゲンフィルム(CD)		労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第2号
90	H23. 12. 19	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国保長寿医療課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		救急搬送記録 167件		平成23年10月1日から平成23年11月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1 事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日時 5 搬送者住所 6 収容医療機関		条例第9条第1項第5号(審議会承認事項第1号)
91	H24. 1. 11	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	那覇地区検察庁	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		1 国民健康保険加入の有無 2 加入している場合は加入番号 3 療養給付事実の有無 4 療養給付を行っている場合、平成23年1月1日から回答日現在までの期間に診療報酬請求して医療機関の名称及び所在地 5 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第507条)
92	H24. 1. 16	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県名護警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		1 契約年月日 2 連絡先 3 料金支払い方法 4 その他参考事項		条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法197条2項)

93	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 1. 18	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	糸満警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務	1 退院日及び入院期間並びに通院日 2 妊娠の有無、有れば、診察時における妊娠期間及び出産予定日 3 中絶及び流産の有無、有れば、その胎児の中絶及び流産時における成長期間並びに処置状況 4 その他参考となる事項 (中絶及び流産児の火葬の有無等)		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)			
94	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 1. 20	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	福島県会津若松警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務	1 国民健康保険証資格取得の有無		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)			
95	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 1. 24	外部提供	消防本部 救急課	沖縄弁護士会	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
救急活動記録票(写) 回答書	1 平成19年7月23日に搬送した救急活動記録票の写し及び回答書		条例第9条第1項第2号 (弁護士法23条の2)			
96	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 1. 26	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	糸満警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務	1 退院日及び入院期間並びに通院日 2 妊娠の有無、有れば、診察時における妊娠期間及び出産予定日 3 中絶及び流産の有無、有れば、その胎児の中絶及び流産時における成長期間並びに処置状況 4 その他参考となる事項 (中絶及び流産児の火葬の有無等)		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)			
97	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 1. 31	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務	○ 契約者名義 ○ 契約者住所、生年月日 ○ 契約年月日 ○ 連絡先電話番号 ○ 料金支払方法 (口座引落としの場合、金融機関名、口座番号、口座名義人) (請求書送付であれば、送付先住所、氏名) ○ その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)			

98	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 6	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部刑事部 暴力団対策課長	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 契約者名 2 契約年月日 3 使用者名 4 料金請求書送付先(送付先住所・送付先名) 5 料金支払方法(口座振替であれば金融機関名、種別、口座番号名義人) 6 平成23年1月から同年12月までの使用料金及び料金支払状況 7 その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
99	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 7	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	年金記録福岡地方第三者委員会	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の加入状況 2 被保険者氏名 		条例第9条第1項第1号		
100	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 15	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 契約年月日 2 契約者情報(契約者住所、氏名、生年月日、連絡先等) 3 料金の支払人 4 支払方法(口座振替であれば金融機関名、口座番号、名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
101	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 16	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		<ol style="list-style-type: none"> 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名(法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 3 料金支払方法(口座振替であれば金融機関名、口座番号、口座名義人) 4 料金支払状況 5 料金請求書送付先 6 料金支払者の住所、氏名(法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 7 その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

102	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 17	外部提供	市民文化部 市民課	日本年金機構 那覇年金事務所	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民年金保険料未納者にかかる被保険者、配偶者及び世帯主の所得情報及び扶養情報の提供		(申告済、非扶養確認済、及び未申告) 本人 116件 配偶者 74件 世帯主 4件		条例第9条第1項第2号 (国民年金法108条及び109条の41項30号)		
103	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 23	目的外利用	消防本部 救急課	那覇市国保長寿医療課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
救急搬送者名簿 154件		平成23年12月1日から平成24年1月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で 1 事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2 搬送者氏名 3 生年月日 4 搬送日時 5 搬送者住所 6 収容医療機関		条例第9条第1項第5号 (審議会承認事項第1号)		
104	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 27	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		1 契約者氏名 2 契約年月日 3 納付方法(口座支払いであれば、金融機関、支店名、口座番号等)及び平成23年4月1日以降の納付状況 4 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
105	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 27	外部提供	市立病院 医事課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		1 通院している科名 2 通院期間(初診、最終、入退院歴) 3 病名、症状(手術があれば実施日) 4 処方薬 5 主治医 6 是非弁別の有無 7 留置の可否 8 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

106	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 2. 29	外部提供	市立病院 ドクターエイド室	沖縄県宮古島警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
診療業務		1 初診日及び最終通院日 2 通院期間 3 入院の有無、あればその期間 4 病名及びその病状等 5 投薬種類及び効能 6 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
107	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 3. 12	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		平成23年2月分の病院利用状況 1 診療医療機関名 2 診療日 3 医療費		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
108	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 3. 13	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
国民健康保険業務		1 国民健康保険証資格取得の有無 2 記号番号		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		
109	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 3. 15	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部 警備部外事課	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
給水契約等に関する業務		(1) 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 (2) 契約年月日、使用開始日 (3) 料金請求書の送付先 (4) 料金の支払方法について、口座振替であれば、振替金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人 (5) 本人の契約時から現在までの水道使用状況(料金等) (6) 契約解除、休止の有無、あればその年月日、事由 (7) 料金滞納の有無、あればその状況 (8) その他参考事項(契約者にかかる身分の確認方法等、身分証明書の提示の有無等)		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)		

110	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 3. 15	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	沖縄県警察本部 警備部外事課	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		(1) 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 (2) 契約年月日、使用開始日 (3) 料金請求書の送付先 (4) 料金の支払方法について、口座振替であれば、振替金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人 (5) 本人の契約時から現在までの水道使用状況（料金等） (6) 契約解除、休止の有無、あればその年月日、事由 (7) 料金滞納の有無、あればその状況 (8) その他参考事項（契約者にかかる身分の確認方法等、身分証明書の提示の有無等）		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
111	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 3. 15	外部提供	市立病院 医事課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		診療業務		1 入退院年月日及び手術年月日、並びに通院年月日 2 傷病名、傷病状況 3 身元確認方法（身分証の写しがあれば同写し） 4 保証人の氏名、住所、連絡先 5 手術費及び入院費用、並びに通院費用（請求総額の内訳） 6 支払方法（口座振替であれば引落口座に係る事項） 7 償還状況（個別の支払年月日及び支払金額、未払金額） 8 その他参考事項		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
112	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 3. 16	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称（目的）		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		平成23年2月分の病院利用状況 1 診療医療機関名 2 診療日 3 医療費		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)

113	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 3. 19	外部提供	上下水道局 料金サービス課	沖縄県那覇警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		給水契約等に関する業務		<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約年月日 ○ 契約名義人の住所、氏名、生年月日、職業、連絡先 ○ 請求書送付先 ○ 契約内容(基本料金等) ○ 平成22年1月1日から平成24年1月31日までの間の料金支払状況(明細表等)、支払方法(口座振替であれば、金融機関名・口座番号・名義人) ○ 支払遅延・未払いの有無等(未払いであれば、未徴収金額等) ○ 利用停止(解約)年月日、利用停止(解約)事由 ○ その他参考事項 		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)
114	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	決定内容	一部承認の内容又は条件
	H24. 3. 26	外部提供	健康福祉部 健康保険局 国保長寿医療課	沖縄県豊見城警察署	承認	
		個人情報の名称(目的)		個人情報の記録の内容、項目		利用及び提供の根拠
		国民健康保険業務		平成21年1月から現在までの病院利用状況		条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法197条2項)

Ⅲ 審査会の答申

那覇市長 翁長 雄志 様

1 当審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)(が、平成22年9月10日付け那環放第42号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。))は、妥当である。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人は、平成22年9月8日に那覇市情報公開条例(以下「条例」という。)(第7条の規定に基づき、実施機関に対して、〇〇〇〇(以下「当該事業者」という。))の社長及び社員の〇〇〇氏からのし尿不法投棄事実返答書面(「不法投棄したのか、させたのか?」又は「不法投棄したのか、しなかつたのか?」の確認書面をいう。以下「本件対象文書」という。)(の公文書公開請求を行った。

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成22年10月28日付け諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を保有してしないとして非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、平成22年9月27日、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第60号)第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成22年10月26日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

19条により、当該事業者からの報告の徴収及び現場立入検査をすることになります。

イ 平成22年4月に請求人が環境政策課へ来課し、那覇市許可6号の当該事業者が社員に仲井真にある事務所敷地及び南風原町字兼城にある南風原営業所敷地から国場川へし尿の不法投棄をさせているとの訴えがあったことから、環境政策課では、担当者が前述の廃掃法第19条に基づき、5月13日及び10月22日の2回に渡って現場の立入検査を行い、写真撮影・現場確認、周辺住民から聞き取り調査を行った。また、当該事業者の社長から聞き取り及び書類の閲覧も行った。

その担当者からの立入検査の報告(口頭による報告)を受け、不法投棄はしていないと判断し、当該事業者から文書での報告書の徴収(廃掃法第18条による)は行っていない。

また、異議申立人との話の中で、文書の徴収を行うことを約束したことはない。

ウ よって、本件公文書公開請求については、前述のとおり、当該事業者からの文書での報告書の徴収は行っていないことから、公開できる公文書が存在するため、非公開として本件処分を行った。

なお、本請求前に異議申立人が来課した際に、立入検査結果や現場写真等を公開し、不法投棄の事実は確認されなかった旨説明を行っている。

4 併合審査について

当審査会は、諮問があった本件処分に対する2件の異議申立てについて、異議申立ての趣旨、内容が同一であるので、行政不服審査法第36条の規定に基づき、審理の円滑かつ迅速な進行のため、併合審査とした。

5 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき異議申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 請求に係る本件対象文書について

3 当事者の主張

(1) 異議申立人の主張の要旨

平成22年9月27日付け異議申立書並びに平成23年9月9日受付の意見書及び同日聴取した口述意見から判断すると異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 国場川や下水道へし尿の不法投棄している情報については、環境政策課にはどのような方法で、誰が、国場川にし尿の不法投棄を行ったかをすべて、分りやすく説明を行っている。その際、環境政策課の担当者と、当該事業者の社長及び社員の〇〇氏から「不法投棄したのか、させたのか？」又は「不法投棄したのか、しなかったのか？」書面でもらってくるように話をし、約束もしている(社員の〇〇氏は、元同僚で不法投棄の事実を知っている人物である。)

イ 那覇市は環境マネジメントシステムの環境ISO14001の認証を受けているので、誰が見てもわかり、納得いくように書面で報告を受けているはずである。ましてや国際的に重要なラムサール条約に登録された漫湖の上流である国場川にし尿の不法投棄をしたという情報があれば、ちゃんと資料も揃えて積極的に情報を開示すべきである。また、環境政策課では、当該事業者に対し、汲み取りの許可を与えているのであって、許可を与えているのであれば、誰が見ても納得するよう資料が必要である。

ウ 当該事業者がし尿の不法投棄を知りながら、何も知らない、関係ない、何もしない、そして、し尿の汲み取りの許可を与え続けることは許されない行為である。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成23年8月2日付け公文書非公開決定処分理由書及び同月23日に聴取した実施機関職員からの意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

ア し尿が不法投棄されている疑いがある場合は、その事実確認のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第18条及び第

ア 本件対象文書の存否について

本件異議申立ては「公文書不存」に起因するものであることから、当審査会が本件処分の妥当性を判断するに当たっては、実施機関が本件対象文書を保有していない事実を認定するか否かによって決定されることになる。

当審査会は、本件対象文書の存否について、実施機関から事情聴取を含めて調査を行ったが、実施機関が前記3(2)イで説明するとおり、立入検査の報告を行っているが、当該事業者からの報告の聴取は行われていないことを確認した。

また、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、廃棄法の趣旨等を勘案すると特段不自然な点は無く、これを保有しないとすると実施機関の説明が、不合理であるとは認められない。

イ したがって、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件対象文書につき実施機関が行った本件処分については妥当であると判断する。

(2) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、那覇市が環境ISO14001を取得したこと等をもって、誰が見ても納得するような資料が必要であると主張する。

しかし、当審査会が確認したところによれば、そのような資料作成の根拠は見当たらない。

また、異議申立人は、その他に、実施機関がし尿の不法投棄について知りながら、不知、無関係等を装っていることは許されない行為である旨の主張をしているが、これらは本件処分とは直接関係のない主張であり、公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会の性格になじまないことから、判断を行わない。

(3) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

- 平成22年10月26日 ・実施機関からの諮問書を受理
- 平成23年 7月28日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査会への出席要求
- 8月 2日 ・実施機関から非公開理由説明書を受理
- 8月23日 ・平成23年度第2回審査会
実施機関職員からの説明及び聴取
- 8月25日 ・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼
- 9月 9日 ・異議申立人からの意見書を受理
- 9月27日 ・平成23年度第3回審査会 争点の審査
- 10月20日 ・平成23年度第4回審査会 答申内容の検討
- 11月22日 ・平成23年度第5回審査会

答申内容の検討及び答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前津 栄健

副会長 新城 将孝

委 員 上原 義信

委 員 当山 恵子

那覇市教育委員会 様

1 当審査会の結論

那覇市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、平成22年11月30日付け那覇生徒第118-2号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。))については、これを取り消すとともに、請求の趣旨から公開できる公文書特定できるのであるから改めて当該公文書の公開を決定すべきである。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

異議申立人(以下「申立人」という。)は、沖縄県土地対策課の地籍調査において、城南小学校敷地と申立人他共有地との境界に疑義があることから、平成22年11月1日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。))第7条の規定に基づき、実施機関に対して、実施機関が「現在の境界の位置を主張する法的根拠」(以下「本件対象文書」という。)について公文書公開請求を行った。

平成22年12月7日付け諮問第4号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成22年12月3日、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第60号)第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成22年12月7日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成22年12月3日付け異議申立書及び平成23年12月9日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 現在、沖縄県土地対策課により、城南小学校敷地（那覇市首里崎山町4丁目△）と隣接地（同町4丁目○-○）の地籍調査が行われています。

ところで、昭和47年9月ごろ、城南小学校敷地内において擁壁を建設するにあたり、擁壁と構造上一体となった側溝を境界を越境し、隣接地（当時○○○○所有）に埋設させ、もって同土地侵奪（他人の所有する他人の不動産を奪取すること）したものである。

そうすると、学校用地との境界は、現在の境界ではなく、擁壁と構造上一体となった埋設された側溝が正しい境界になります。

なお、民法第207条及び刑法235条の2には、土地は単に地面のみではなく、その上の空間及び地下を含むとありますので、法務局は調停書を、検察庁は告訴状を受理しています。

イ よって、実態にあった正しい境界は、所有権に基づき越境部分（埋設されている側溝）になります。

あわせて、側溝が埋設されている箇所を掘り返して、擁壁と側溝が構造上一体であることを確認することが、たいへん重要なことだと思います。

ウ しかしながら、教育委員会は現在の境界の位置を主張していますので、教育委員会の主張の法的根拠を公開してください。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成23年10月14日付け公文書非公開決定処分書及び同月20日に聴取した実施機関職員からの意見から判断すると実施機関の主旨の要旨は、次のとおりである。

ア 土地の境界である筆界や所有権界は、土地の所有者同士の同意をもって境界が確定され

るものであり、境界の同意がなされず、境界の特定や境界を巡る紛争がある場合は、裁判や不動産登記法に基づく筆界特定制度等により、互いの主張等の物証や書証を考慮しただうえで、境界が確定されることとなります。そのため、互いの主張そのものには、法的根拠といったものではありません。

イ また、土地境界確定の法的根拠となるところの不動産登記法等については、那覇市情報公開条例第2条で定義する「職員が職務上作成し、又は取得した文書」ではありませんので、「公文書」に該当しません。

ウ 本請求に関しては、前述のとおり、公開できる公文書が存在するため、非公開としていきます。

エ しかし、本市が主張する境界の根拠として、平成8年3月13日付けで申立人及び他の共有者が那覇市教育委員会に申請した首里崎山町4丁目○番○の土地境界確認申請書等の資料（平成8年3月時点で申立人及び他の共有者からの申請に基づき当該土地の境界を確認している（公函なし。））がありますので、これを情報提供いたします。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 請求に係る本件対象文書の特定について

本請求は、前記2（1）によれば、境界紛争が端となり行われたものであることが分かる。土地の境界は、土地の所有者同士の同意をもって確定されるものであり、また、境界の同意がなされず、境界の特定や境界を巡る紛争がある場合は、裁判や不動産登記法に基づく筆界特定制度等により、互いの主張等の物証や書証を考慮しただうえで、境界が確定されることになることについては、実施機関の主張のとおりである。

この点で、実施機関が「互いの主張そのものには、法的根拠といったものではありません。」と述べたことは妥当でないとはいえない。

しかし、境界紛争が端となり行われたものことからすると申立人が「法的」根拠ではなくその主張の根拠となる資料を求めているのではないかと考えるのが通常と思われ、実施機関が「法的」根拠のみを捉えて行った本件処分は、請求の内容をあまりにも狭く解しており、十分検討したとはいえない。

実施機関は、情報開示請求を認めた条例の趣旨からも、請求がなされた以上、対象文書が存しないか十分には十分に探索し、開示・不開示を決定すべきである。

当審査会は、実施機関から事情聴取を含めて調査を行ったところ、那覇市道路管理課の道路境界杭設置及び灌漑地調査測量業務に際し、平成8年3月時点で申立人及び他の共有者からの申請に基づき当該土地の境界を確認している資料（土地境界確認申請書等の資料）があることを確認した。当該資料はまさに実施機関がその主張の根拠とする資料であり、請求の趣旨を考慮すると公開すべき公文書は存在することとなる。

したがって、請求の趣旨から公開できる公文書を特定できるのであるから、当該公文書を公開すべきであり、本件対象文書につき実施機関が行った本件処分については妥当でないとは判断する。

(2) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他に、擁壁と構造上一体となった側溝を境界を越境し、隣接地に埋設させ、もって同土地侵奪（他人の所有する他人の不動産を奪取すること）した等の主張をしているが、これらは本件処分とは直接関係のない主張であり、公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会の性格になじまないことから、判断を行わない。

(3) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成22年12月14日	・実施機関からの諮問書を受理
平成23年10月7日	・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査会への出席要求
10月14日	・実施機関から非公開理由説明書を受理
10月20日	・平成23年度第4回審査会 実施機関職員からの説明及び聴取
11月22日	・平成23年度第5回審査会 事案検討
12月6日	・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼
12月12日	・申立人からの意見書を受理
12月15日	・平成23年度第6回審査会 争点の審査及び答申内容の検討
平成24年1月17日	・平成23年度第7回審査会 答申内容の検討及び答申書の作成
2月14日	・平成23年度第8回審査会 答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 榮健
副会長 新城 将幸
委員 上原 義信
委員 当山 恵子

那覇市長 翁長 雄志 様

1 当審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)が、平成23年1月5日付け那建道第347号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)については、これを取り消すとともに、請求の趣旨から公開できる公文書を特定できるのであるから改めて当該公文書の公開を決定すべきである。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成22年11月26日付け那市第199号道路建設課の回答に、農道(首里崎山町4丁目〇-〇。申立人他共有地)箇所のため、杭式擁壁を設置する工事を予定していることから、実施機関に対して、平成22年12月3日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、「杭式擁壁工事の図面」(以下「本件対象文書」という。)について公文書公開請求を行った。

平成23年1月24日付け諮問第1号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書が「工事設計図書作成中のため」公文書が存在しないとして非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成23年1月12日、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第60号)第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年1月24日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査

会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成23年1月12日付け異議申立書及び平成23年1月21日受付の意見書によると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

杭式擁壁を設置する箇所を地図で確認できる資料を公開してください。なお、杭式擁壁構造の詳細図面等はいりません。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成23年10月14日付け公文書非公開決定処分理由書及び同年11月22日に聴取した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 当該図面は、本請求時点で、当該図面等工事設計図書が作成中であったため、当該図面が、那覇市情報公開条例第2条で定義する「職員が職務上作成し、又は取得した文書」ではありませんでしたので、「公文書」に該当しませんでした。

本請求に関しては、前述のとおり、公開できる公文書が存在しないため、非公開としています。

イ 当初の請求は工事図面の請求だった(2(1)参照)ので、作成段階の図面であったことから公文書に該当しないということを開示できなかったが、それを受けて、異議申立書に工事図面ではなく、「杭式擁壁を設置する位置が分かる図面」ということで内容を変えての請求があったので、それについては、公開することは可能であります。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 請求に係る本件対象文書の特定について

本件公文書は、申立人から実施機関へ、「現在、那覇市建設管理部門道路建設課より、急傾斜地崩壊危険区域に指定された私道(首里崎山町4丁目〇-〇。申立人他共有地)を緊急に工事を行わなければならないとし、土地所有者から書面による土地所有者の承諾書を得ないで工事を施工しようとしている。～中略～道路建設課が工事の為に当該私道を使用するときは土地収用法に基づいて使用していただきたい。」との要望がなされ、平成22年11月26日付け那覇市第199号道路建設課の回答で、「今回、本市が予定している工事は、農道(首里崎山町4丁目〇-〇。申立人他共有地)の保全のため、農道に隣接する本市所管の里道内に、杭式擁壁を設置する工事であり、農道内に構造物を設置するものではありません」との回答があったことから、その工事の図面の公開を請求したものである。

このこと及び前記3(1)における主張の内容からすると、申立人は、その工事箇所が分かるものを求めていると考えるのが妥当である。

当審査会は、実施機関から事情聴取を含めて調査を行ったところ、処分理由書においては本件処分当時工事設計図書作成中とのことであったが、当該工事の設計委託による成果物である図書(図面)については本件処分当時に存在したことを確認した。

実施機関によれば、工事請負契約を締結するまでは、厳密に「工事の図面」とは言えないとして、本件処分を行ったとしているが、前述のとおり、申立人がその工事箇所が分かるものを求めていることから考えると、その予定していた工事の箇所については図面が作成されており、示すことができるのであるから、請求の趣旨を考慮すると公開すべき公文書は存在することとなる。

したがって、請求の趣旨から公開できる公文書を特定できるのであるから、当該公文書を公開すべきであり、本件対象文書につき実施機関が行った本件処分は、「工事の図面」に固執して行ったものであり、請求の内容を理解しておらず、当該公文書の特定について十分検討したとはいえない。

市政に関する情報を積極的に公開して、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市

民の理解と信頼を深めるという条例の趣旨からも、実施機関は、請求がなされた以上、対象文書が存しないかは十分に探索し、開示・不開示を決定すべきである。

(2) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成23年	1月27日	・実施機関からの諮問書を受理
	10月7日	・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査会への出席要求
	10月14日	・実施機関から非公開理由説明書を受理
	10月20日	・平成23年度第4回審査会 実施機関職員からの説明及び聴取
	11月22日	・平成23年度第5回審査会 実施機関職員からの説明及び聴取
	12月6日	・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出 依頼
	12月12日	・甲立人からの意見書を受理
	12月15日	・平成23年度第6回審査会 争点の審査及び答申内容の検討
平成24年	1月17日	・平成23年度第7回審査会 答申内容の検討及び答申書の作成
	2月14日	・平成23年度第8回審査会 答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 栄健

副会長 新城 将孝

委員 上原 義信

委員 当山 恵子

那覇市教育委員会 様

1 当審査会の結論

那覇市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、平成22年10月26日付け那覇市施第101号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、供託通知書平成21年度金第3262号の供託の事由に「土地賃貸借契約や賃料の増額要求に掛かる訴訟が結審した。」とあることから、実施機関に対して、平成22年9月27日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、「供託書にある訴状及び判決書」(以下「本件対象文書」という。)について公文書公開請求を行った。

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成22年11月11日付け諮問第3号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書にあたる公文書が存在しないとして非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成22年10月29日、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第60号)第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成22年11月11日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成22年10月29日付け異議申立書及び平成23年12月12日受付の意見書によると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

民法493条には、弁済の提供は「本旨（ほんとうのわけ）に、そったものでなければなりません」とある。

そうすると、公務員が虚偽の公文書を作成すると刑法156条虚偽公文書作成罪になるので、本旨にそった供託書を作成したと思う。

よって、供託通知書 平成21年度金第3262号の供託書の事由に「土地賃貸借契約や賃料の増額要求に掛かる訴訟が結審した。」とあるので供託書にある訴状及び判決書の公開を要求する。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成23年10月14日付け公文書非公開決定処分理由書及び同年11月22日に聴取した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 請求人から請求があったため、調査したところ、「土地賃貸借契約や賃料の増額要求にかかる訴訟が結審した」と記載した部分については、別の訴訟の控訴審判決があったことを増額要求等にかかる訴訟が結審したと勘違いし、事実を誤認して誤った記載となっていることが判明した。

イ 本請求に関しては、前述のとおり、事実を誤認して誤った記載となっていることから、公開できる公文書が存在するため、非公開としている。

なお、非公開決定後、本人に対し、その旨お詫びの文書を送付したところである。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 請求に係る本件対象文書について

本件異議申立ては「公文書不存在」に起因するものであることから、

当審査会が本件処分の妥当性を判断するに当たっては、実施機関が本件対象文書を保有していない事実を認定するか否かによって決定されることになる。

当審査会は、本件対象文書の存否について、実施機関から事情聴取を含めて調査を行ったが、本件請求にある供託通知書記載の目的物（那覇市首里崎山町4丁目〇番〇の学校用地。申立人他共有地）に係る固定資産税に関する訴訟の控訴審判決があったことは確認できたが、「増額要求等に掛かる訴訟」については事実を誤認して誤った記載がされたことによることを確認したうえで、本件対象文書が存在しないことを確認した。

また、実施機関は、本件処分と同時に「公文書非公開決定通知書に係る公文書について」（平成22年10月26日付け那覇生施第101号）により供託通知書に誤った記載をしたことについて申立人あてお詫びしているところである。このような状況であることから、これを保有しないとす実施機関の説明が、不合理であるとは認められない。

したがって、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件対象文書につき実施機関が行った本件処分については妥当であると判断する。

(2) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他に、公務員が虚偽の公文書を作成すると刑法156条虚偽公文書作成罪になる旨の主張をしているが、これについては公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会の性格にないことから、判断を行わない。

(3) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」とおり判断する。

付言

書作成の原則）では、「文書の作成に当たっては、～中略～平易、簡潔かつ正確に表現するよ

うに努めなければならない。」となっていることから文書の作成は「正確に表現」することが

求められている。

当審査会としては、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、

もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与するという、本市の情報公

開条例の目的を考えると、市民の信頼を損ねるような不正確な公文書の作成は厳に慎むべきで

あり、実施機関においては、今後、同規程に基づき、適切な文書作成に努めるべきである。

5 処理経過

- 当審査会の処理経過は次のとおりである。
- 平成22年11月11日 ・実施機関からの諮問書を受理
- 平成23年10月 7日 ・実施機関に非公開開理由説明書の提出要求及び次回審査会への出席要求
- 10月14日 ・実施機関から非公開開理由説明書を受理
- 10月20日 ・平成23年度第4回審査会
- 11月22日 ・平成23年度第5回審査会
- 12月 6日 ・公文書非公開開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出
- 12月12日 ・申立人からの意見書を受理
- 12月15日 ・平成23年度第6回審査会
- 平成24年 1月17日 ・平成23年度第7回審査会

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 榮健

副会長 新城 将孝

委員 上原 義信

委員 当山 恵子

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成22年11月11日 ・実施機関からの諮問書を受理

平成23年10月 7日 ・実施機関に非公開開理由説明書の提出要求及び次回審査会への

出席要求

10月14日

・実施機関から非公開開理由説明書を受理

10月20日

・平成23年度第4回審査会

実施機関職員からの説明及び聴取

11月22日

・平成23年度第5回審査会

專案検討

12月 6日

・公文書非公開開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出

依頼

12月12日

・申立人からの意見書を受理

12月15日

・平成23年度第6回審査会

争点の審査及び答申内容の検討

平成24年 1月17日

・平成23年度第7回審査会

那覇市長 翁長 雄志 様

1 当審査会の結論

那覇市長 (以下「実施機関」という。)が、平成23年1月5日付け那建道第347号で行った非公開決定 (以下「本件処分」という。)は、妥当である。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人 (以下「申立人」という。)は、「平成22年11月26日付け那州市第199号 (道路建設課の回答) に、農道崎山線は地権者の陳情・要請に基づき整備したとある。そうすると、道路建設課は、地権者の陳情書・要請書があるということになります」として、実施機関に対して、平成22年12月3日に那覇市情報公開条例 (昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。) 第7条の規定に基づき、「道路建設課が所有している農道崎山

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

平成23年1月24日付け諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

線の陳情書・要請書」 (以下「本件対象文書」という。) について公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成23年1月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条の規定に基づき、実施機関に対して、異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年1月24日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成23年1月12日付け公文書非公開異議申立書及び平成23年12月9日付けの意見書からすると申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

日本は法治国家ですので、国家権力の行使はすべて法律に基づいて行われています。那覇市も日本国の地方自治体ですので、那覇市の職員は職務を遂行するのに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則に従う義務があります(地方公務員法第32条職務命令に従う義務)。

刑法でも「人を罰するには、あらかじめ定められた法律によらなければなりません(法律がなければ刑罰なし、罪刑法定主義)。

ところで、道路管理課は、農道(農道首里崎山線のうち首里崎山町4丁目〇-〇地番の私道という。以下同じ。)を土地所有者の承諾書もなく、法的根拠もなく、機能管理できると主張して、農道を機能管理していますが、言葉を言いかえると「道路管理課は法律である」ので、道路管理課の気に入らない農道の土地所有者がいるときは「道路管理課が新たな法律をつくって農道を管理しています。」となり、専制政治下の国王と同じで、国王が気に入らない行為を行った市民を、新しい法律を作って、その行為を罰していたのと同じです。

しかしながら、平成8年(ノ)第441号民事一般調停事件において、調停委員は「那覇市が土地所有者の承諾書もなく法的根拠なしに、当該農道を管理することはできないので不法占拠と言われてもしかたない。」それゆえに「農道を買ひ上げるか、もしくは、土地の使用料を支払って農道を使いなさい。」との調停案でしたが、那覇市(道路管理課の係長当間さん)が調停案を拒否し調停は不成立に終わりましたので、那覇地検に不動産侵害罪で刑事告訴しました。

そうすると、道路法の規定する道路以外で道路管理課が農道を法的根拠もなく機能管理することは、道路交通法第80条第2項(道路法に規定する道路以外の道路管理者)の規定に違反しています。並びに地方公務員法第32条の規定(職務命令に従う義務)にも違反して

います。

また、平成6年12月12日付け那覇市第9962号には、「私道の整備に市が資材提供等を行う場合は、施工者と地主間のトラブルを防止するために、申請時に地主の承諾書の添付を義務付けております。」とある。

よって、道路建設課が所有している農道崎山線の陳情書・要請書・承諾書を公開してください。

(2) 実施機関の説明の要旨

平成23年10月14日付け公文書非公開決定処分理由書及び同年11月22日に聴取した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

本件異議申立ての趣旨及び理由で示されているところによると、平成6年12月12日付け那覇市活第9962号には、「私道整備に市が資材提供等を行う場合は、施工者と地主間のトラブルを防止するために、申請時に地主の承諾書の添付を義務付けております。」とあることから本請求があったと思われま。

しかし、整備当時の関連文書が存在するため、本請求に係る資料の確認ができません。

本請求に関しては、前述のとおり、公開できる公文書が存在するため、非公開として

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

(1) 条例の基本的考え方について

条例は、「市の保有する公文書の公開を求めめる権利を明らかにすることにより、日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障するとともに、市政に関する情報を積極的に

公開して、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与すること」(第1条)を目的として、昭和63年11月1日に制定し、同年4月1日に施行された。

条例は、その理念を基に「何人」(第5条)に対しても公開請求権を認めるとともに、制度の対象となる実施機関(第2条第2号)に対しては、第6条第1項各号に掲げられた情報が記録されている場合を除き、請求に係る公文書を公開しなければならぬ義務を課している。そして、公開請求の対象となる「公文書」の範囲については、「実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員を含む。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、実施機関が現に保有しているものをいう」(第2条第1号)と規定している。

しかしながら、条例施行前において、公文書の種類・整理等公文書の管理が必ずしも万全に行われてこなかった事情から過去の公文書について公開に耐えうるよう整理する必要性を勘案して、付則第2項第2号において経過措置として「この条例の施行の前日に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が整理されたもの」について適用することと規定したところである。

(2) 付則第2項第2号適用について

本件対象文書に係る農道崎山線は、実施機関の主張によると、昭和39年11月に地権者等の陳情・要請に基づき、整備したものであるとされている。

本件対象文書については、当該農道の整備工事にかかる設計図書と一緒に保管されていた可能性はあるが、当該承諾書を取ったかどうかの資料は発見されず、当該設計図書等がいつ廃棄されたのかは不明となっているが、本件処分と関連する民事調停事件に関する報告書

の非公開決定処分の不服審査において、当時の那覇市情報公開審査会長が、当時の那覇市長が回答した文書(平成10年2月6日付け那土道管第285号)において、「なにぶん(昭和39年)当時は文書管理も不十分であり、また、今日まで30年以上もの長年月を経過する間に農道主管課の変更等もあって、承諾書等の資料は散逸又は廃棄処分されたものと思われる」として示できないのが実情である」との回答となっていることからすると、文書は平成10年当時においても存在していなかったことが推認できる。

また、その事実関係を確認するため当審査会が調査したところによると、昭和39年当時の文書目録としては、「永年文書簿冊件名目録」のみ存在し、当該目録を確認したところ、昭和39年前後の当該農道の整備工事に関する文書は確認できなかった。

上記の内容も含め、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段自然な点はなく、これを保有しないとすることが、不合理であるとは認められない。このような状況を踏まえ、昭和39年当時作成し、又は取得した公文書であって、目録等が作成されていないものについては、条例が適用されないことから、本件対象文書につき実施機関が行った本件処分は妥当であったものと認められる。

(3) 申立人その他の主張について

申立人は、その他に、道路法の規定する道路以外で道路管理課が農道を法的根拠もなく機能管理することは、道路交通法第80条第2項(道路法に規定する道路以外の道路管理者)の規定に違反している等の主張をしているが、これらは本件処分とは直接関係のない主張であり、公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会の性格になじまないことから、判断を行わない。

(4) 結論

以上のことから、「1 当審査会の結論」とおとり答申する。

平成24年 1月17日 ・平成23年度第7回審査会

争点の審査及び答申内容の検討

2月14日 ・平成23年度第8回審査会

答申内容の検討及び答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 榮健

副会長 新城 将孝

委員 上原 義信

委員 当山 恵子

付言

一般に、情報公開の条例が公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしてい
るのは、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑
制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜
を与える趣旨に出たものというべきである（参照：警視庁情報公開非開示決定処分取消請求事
件最高裁判決（平成4年12月10日））。

当審査会としては、このような理由付記制度の趣旨及び条例の目的が「市政に対する市民の
理解と信頼を深める」ことにあることから、今後実施機関においては、説明責任の観点
から文書が存在しない理由を開示請求者が知り得る程度に付記すべきである。

5 処理経過

本件異議申立てに係る経緯についての処理経過は、次のとおりである。

平成23年 1月24日 ・実施機関からの諮問書を受理

10月 7日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査への

出席要求

10月14日 ・実施機関から非公開理由説明書を受理

10月20日 ・平成23年度第4回審査会

実施機関職員からの説明及び聴取

11月22日 ・平成23年度第5回審査会

引き続き実施機関職員からの説明及び聴取

12月 6日 ・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出

依頼

12月 9日 ・申立人からの意見書を受理

那覇市教育委員会 様

1 当審査会の結論

那覇市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、平成22年12月27日付け那覇生施第139号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、1996年5月22日付け那覇市活第2767号で「擁壁工事と道路改修工事は、土地賃貸借契約の範囲と解釈いたしております。」とあることから、平成22年11月29日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対して、「百里崎山町4丁目〇-〇まで土地賃貸借契約の範囲内と確認できる資料」(以下「本件対象文書」という。)について公文書公開請求を行った。

平成23年1月17日付け諮問第7号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成23年1月12日、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第60号)第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年1月17日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成23年1月12日付け異議申立書及び平成23年12月9日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 1996年5月22日付け、那州市活第2767号で「擁壁工事と道路改修工事は、土地賃貸借契約の範囲と解釈しております」とある。

イ そうすると、擁壁と構造上一体となった側溝が越境し、農道（首里崎山町4丁目〇〇）まで使用していますので、土地賃貸借の範囲となります。

ウ よって、同町4丁目〇〇まで土地賃貸借契約の範囲内と確認できる資料を公開してください。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成23年10月14日付け公文書非公開決定処分申立書及び同月20日に聴取した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 本公開請求において、『1996年5月22日付け那州市活第2767号「擁壁工事と道路改修工事は、土地賃貸借契約の範囲と解釈しております」とある』と記載していますが、ここで言う工事は、擁壁工事と擁壁工事の際につぶれた、元からあった道路側溝を復旧した工事のことです。

イ また、この中に出てくる「土地賃貸借契約」については、学校用地である首里崎山町4丁目△と首里崎山町4丁目〇〇の土地についての賃貸借契約の事を指しており、首里崎山町4丁目〇〇は含まれていません。

ウ よって、首里崎山町4丁目〇〇まで土地賃貸借契約の範囲内と確認できる資料は存在しません。

エ 本請求に関しては、前述の通り、公開できる公文書が存在しないため、非公開としています。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書の存否について

本件異議申立ては「公文書不存在」に起因するものであることから、当審査会が本件処分 の妥当性を判断するに当たっては、実施機関が本件対象文書を保有していない事実を認定する かどうかによって決定されることになる。

本請求は、前記2(1)及び3(1)にあるとおり、申立人が平成7年3月13日付けで 要請（市民相談）をし、1996年5月22日付け那州市活第2767号で道路建設課が回 答した内容が基となっているものであると思われる。

申立人は、「擁壁と構造上一体となった側溝が越境し」で申立人所有の土地を使用している ので、そのまま土地賃貸借契約の範囲内となる旨主張しているが、実施機関は、前記3(2) イにあるとおり、回答文書内の「土地賃貸借契約」については、学校用地である首里崎山町 4丁目△及び同町4丁目〇〇のことを指しており、申立人所有の土地である首里崎山町 4丁目〇〇までは当該契約は及んでいないとのことである。これらの主張を基に本件につ いて概観すると、解釈の相違があるものと思われる。

しかし、公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会は、両当事 者における解釈の相違を判断することは、その任務の性質上なまない。

また、申立人の主張に照らしてみても、本件対象文書を保有していないとする実施機関の 説明には、特段不自然な点は無く、これを保有しないとすることが不合理であるとは認めら れない。

したがって、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件対象文 書につき実施機関が行った本件処分については妥当であると判断する。

(2) 結論

会長 前津 榮健
副会長 新城 将孝
委員 上原 義信
委員 当山 恵子

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

- 平成22年12月14日 ・実施機関からの諮問書を受理
- 平成23年10月 7日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査会への出席要求
- 10月14日 ・実施機関から非公開理由説明書を受理
- 10月20日 ・平成23年度第4回審査会
実施機関職員からの説明及び聴取
- 11月22日 ・平成23年度第5回審査会
事案検討
- 12月 6日 ・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出
依頼
- 12月12日 ・申立人からの意見書を受理
- 12月15日 ・平成23年度第6回審査会
争点の審査及び答申内容の検討
- 平成24年 1月17日 ・平成23年度第7回審査会
答申内容の検討及び答申書の作成
- 2月14日 ・平成23年度第8回審査会
答申内容の検討及び答申書の作成

答 申 第 7 号
平成24年3月29日

答 申 書 (答申第7号)

那覇市教育委員会 様

1 当審査会の結論

那覇市教育委員会(以下「実施機関」という。))が、平成22年10月26日付け那覇市実施第110号で行った非公開決定(以下「本件処分」という。))は、妥当である。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。))は、昭和47年ごろ、城南小学校敷地(那覇市首里崎山町4丁目△)に擁壁と構造上一体となった側溝を隣地土地(同町4丁目○-○)に埋設し使用する際に当該隣接土地所有者から承諾書をもらっているとして、実施機関に対して、平成22年10月12日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。))第7条の規定に基づき、「側溝を埋設し、使用するために隣接土地所有者からもらった承諾書」(以下「本件対象文書」という。))について公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成22年10月29日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して、異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年1月18日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成23年1月18日付け諮問第8号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

3 当事者の主張

(1) 異議申立人の主張の要旨

平成22年10月29日付け公文書非公開異議申立書及び平成23年12月9日付けの意見書からすると異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1964年(昭和39年)新設崎山線は、起点を那覇市首里崎山町4丁目49から、終点を那覇市首里金城町4丁目31-1までの間で、崎山町4丁目〇から崎山町4丁目〇-〇までは、崎山線に含まれていませんでした。

そうすると、隣接土地(崎山町4丁目〇-〇)に越境し、擁壁と構造上一体となった側溝を埋設するときは、あらかじめ、隣接土地所有者の承諾が必要になります。

よって、土地所有者の承諾書の公開を要求します。

(2) 実施機関の説明の要旨

平成23年10月17日付け公文書非公開決定処分理由書及び同月20日に聴取した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

昭和47年城南小学校敷地(那覇市首里崎山町4丁目△)擁壁工事(側溝部分)は、学校用地として貸借されている借用校地内の擁壁工事の際につぶれた、元からあった側溝を復旧する際、補強のため擁壁と側溝を一体工事として施工したものであります。

それを示す資料としては、擁壁の工事請負契約書及び工事関係書類が考えられますが、これらの書類は、那覇市教育委員会文書取扱規程第36条第1項第3号アの規定により保存年限が5年とされており、当該工事の施工(昭和47年)から5年以上経過し、保存年限が経過していることから既に廃棄となっており、工事の際に承諾書を取っていたかどうか確認できません。

本請求に関しては、前述のとおり、公開できる公文書が存在しないため、非公開としています。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

(1) 条例の基本的考え方について

条例は、「市の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障するとともに、市政に関する情報を積極的に公開して、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与すること」(第1条)を目的として、昭和63年1月1日に制定し、同年4月1日に施行された。

条例は、その理念を基に「何人」(第5条)に対しても公開請求権を認めるとともに、制度の対象となる実施機関(第2条第2号)に対しては、第6条第1項各号に掲げられた情報が記録されている場合を除き、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している。そして、公開請求の対象となる「公文書」の範囲については、「実施機関の職員(～中略～)が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、実施機関が現に保有しているものをいう」(第2条第1号)と規定している。

しかしながら、条例施行前において、公文書の分類・整理等公文書の管理が必ずしも万全に行われてこなかった事情から過去の公文書について公開に耐えうるよう整理する必要性を勘案して、付則第2項第2号において経過措置として「この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が整理されたもの」について適用することと規定したところである。

(2) 付則第2項第2号適用について

本件の側溝工事は、実施機関の主張によると、昭和47年度の擁壁築造工事の際に、工事の影響範囲にあった側溝を原状復旧したものであるとされている。

原状復旧に際しての隣接地主の承諾書については、当該工事にかかる工事請負契約書及び工事関係書類と一緒に保管されていた可能性はあるが、当該承諾書を取ったかどうかの資料は発見されず、当該工事関係書類等がいつ廃棄されたのかは不明となっているが、申立人の請求内容と同様の調査依頼が平成9年3月に那覇市議会議員から行われ、それに対する実施機関の回答も前記3(2)と同様の回答となっていることからすると、その当時から文書は存在していなかったものと思われる。

また、その事実関係を確認するため当審査会が調査を行ったが、昭和47年当時の文書目録等は、教育委員会では整備されておらず、昭和47年前後の当該側溝工事に関係のある文書は確認できなかった。

参考までに他の部署（建設管理部、都市計画部）の工事関係書類についても確認したところ、5年保存となっている。

上記の内容も含め、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段自然な点はなく、これを保有しないことが、不合理であるとは認められない。

このような状況を踏まえ、昭和47年当時に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が作成されていないものについては、前記(1)で述べたとおり条例が適用されないことから、本件対象文書につき実施機関が行った本件処分は妥当であったものと認められる。

(3) 結論

以上のことから、「1 当審査会の結論」とおり答申する。

付言

一般に、情報公開の条例が公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしてい

るのは、非開示理由の有無について実施機関の判断の真重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである（参照：警視庁情報公開非開示決定処分取消請求事件最高裁判決（平成4年12月10日））。

当審査会としては、このような理由付記制度の趣旨及び条例の目的が「市政に対する市民の理解と信頼を深める」ことにあることからすると、今後実施機関においては、説明責任の観点から文書が存在しない理由を開示請求者が知り得る程度に付記すべきである。

5 処理経過

本件異議申立てに係る諮問についての処理経過は、次のとおりである。

平成23年	1月18日	・実施機関からの諮問書を受理
10月	7日	・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査会への出席要求
10月	17日	・実施機関から非公開理由説明書を受理
10月	20日	・平成23年度第4回審査会
12月	6日	・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼
12月	12日	・申立人からの意見書を受理
平成24年	1月17日	・平成23年度第7回審査会

争点の審査及び答申内容の検討

2月14日 ・平成23年度第8回審査会

答申内容の検討及び答申書の作成

3月29日 ・平成23年度第9回審査会

答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前津 榮健

副会長 新城 将孝

委 員 上原 義信

委 員 当山 恵子

那覇市長 翁長 雄志 様

1 当審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)が、平成23年1月5日付け那建道第347号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、農道(農道首里崎山線のうち首里崎山町4丁目〇-〇地番の私道をいう。以下同じ。)に隣接する那覇市所管の幅員5m以上の里道は、戦前より一般の通行の用に供されていたが、道路建設課が農道崎山線を建設する際に、その里道は法面とされ、一般の通行ができなくなっている。この道路建設課の行為は通行の自由の侵害に当たり、原状回復しなければならぬが原状の回復がなされていないとして、平成22年12月3日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対して、「道路建設課が里道の原状回復をなくしても良い法的根拠」(以下「本件対象文書」という。)について公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成23年1月12日、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第60号)第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年1月24日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成23年1月24日付け諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成23年1月12日付け異議申立書及び平成23年12月9日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア (本件処分のお知らせ)「当該里道は那覇市が国から譲与を受けた時点(平成17年3月17日)で法面であった。」とあるが、昭和39年新設崎山線に里道を編入した時に法面になっています。

あわせて、昭和47年以前の里道の示地盤は、那覇市教育委員会の図面及び戦前の首里古地図、戦後の米軍作製地図から確認できます。

イ 日本は法治国家ですので、国家権力の行使はすべて法律に基づいて行われています。那覇市も日本国の地方自治体ですので、那覇市の職員は職務を遂行するのに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則に従う義務があります(地方公務員法第32条職務命令に従う義務)。刑法でも「人を罰するには、あらかじめ定められた法律によらなければなりません(法律がなければ刑罰なし、罪刑法定主義)。

ところで、道路管理課は、農道を土地所有者の承諾書もなく、法的根拠もなく、機能管理できると主張して、農道を機能管理していますが、言葉を言いかえると「道路管理課である」ので、道路管理課の気に入らない農道の土地所有者がいるときは「道路管理課が新たな法律をつくって農道を管理しています。」となり、専制政治下の国王と同じで、国王が気に入らない行為を行った市民を、新しい法律を作って、その行為を罰していたのと同じです。

しかしながら、平成8年(ノ)第441号民事一般調停事件において、調停委員は「那覇市が土地所有者の承諾書もなく法的根拠なしに、当該農道を管理することはできないので不法占拠と言われてもしかたない。」それゆえに「農道を買い上げるか、もしくは、土地の使用料を支払って農道を使いなさい。」との調停案でしたが、那覇市(道路管理課の係長 当間さん)が調停案を拒否し調停は不成立に終わりましたので、那覇市に不動産侵害罪で刑事告訴しました。

そうすると、道路法の規定する道路以外で道路管理課が農道を法的根拠もなく機能管理することは、道路交通法第80条第2項(道路法に規定する道路以外の道路管理者)の規定に違反しています。並びに地方公務員法第32条の規定(職務命令に従う義務)にも違反しています。

ウ また、平成6年12月12日付け那覇市第9962号には、「私道の整備に市が資材提供等を行う場合は、施工者と地主間のトラブルを防止するために、申請時に地主の承諾書の添付を義務付けております。」とある。

エ よって、道路建設課が当該里道を原状回復(通行自由権の侵害の排除)をしなくても良いという理由が確認できる資料を公開してください。

(1) 実施機関の主張の要旨

平成23年10月14日付け公文書非公開決定処分理由書及び同日20日に聴取した実施機関職員からの意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

本請求及び本件異議申立ての趣旨等で示されているところによると、道路建設課が農道崎山線を建設する際に当該里道は法面とされ、一般車両及び歩行者の通行ができなくなり、通行の自由を侵害したことから、道路建設課はこれを原状に復しないといけないが、原状の回復がされていないので、原状回復しなくても良い根拠の公開請求であったと思われま

す。
農道崎山線は、地権者等の陳情・要請に基づき、本市が農業振興の立場から、昭和39年11月に農道として整備しておりますが、整備当時の関連文書が不存在であり、本市が隣接する里道を法面とした事実については確認できません。

本請求に関しては、前述のとおり、公開できる公文書が不存在であるため、非公開としていきます。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、

実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 条例の基本的考え方について

条例は、「市の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障するとともに、市政に関する情報を積極的に公開して、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与すること」(第1条)を目的として、昭和63年1月1日に制定し、同年4月1日に施行された。

条例は、その理念を基に「何人」(第5条)に対しても公開請求権を認めるとともに、制度の対象となる実施機関(第2条第2号)に対しては、第6条第1項各号に掲げられた情報が記録されている場合を除き、請求に係る公文書を公開しなければならぬ義務を課している。そして、公開請求の対象となる「公文書」の範囲については、「実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員を含む。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、実施機関が現に保有しているものをいう」(第2条第1号)と規定している。

しかしながら、条例施行前において、公文書の分類・整理等公文書の管理が必ずしも万全に行われてこなかった事情から過去の公文書について公開に耐えようよう整理する必要性を勘案して、付則第2項第2号において経過措置として「この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が整理されたもの」について適用することと規定したところである。

(2) 本件対象文書の存否及び付則第2項第2号適用について

ア 申立人は、「昭和39年新設崎山線に里道を編入した時に法面になっています。」と主張し、本件対象文書の公開を求めていることから、当審査会としては、実施機関が本件対象文書を保有しているか否かを認定する必要がある。

本件対象文書に関係する農道崎山線は、実施機関の主張によると昭和39年11月に地権者等の陳情・要請に基づき、整備したものであるとされている。

これらの内容が分かる文書としては、里道を法面としたとする工事等の起案文等関連資料があればそれを開示することによって示すことができると考えられる。しかし、このような資料は、当該農道の整備当時の関連文書と一緒に保管されていた可能性はあるがこれらの資料が発見されず、当該関連文書がいつ廃棄されたのかも不明となっており、那覇市においてどのような工事が施工されたのか確認ができない。

本件処分と関連する民事調停事件に関する報告書の非公開決定処分の不服審査において、当時の那覇市情報公開審査会長あて那覇市長が回答した文書(平成10年2月6日付け那土道管第285号)において、「なにぶん(昭和39年)当時は文書管理も不十分であり、また、今日まで30年以上もの長年月を経過する間に農道主管課の変更等もあって、承諾書等の資料は散逸又は廃棄処分されたものと思われ提示できないのが実情である」との回答となっていることからすると、文書は平成10年当時においても存在していなかったことが推認できる。

また、その事実関係を確認するため当審査会が調査したところによると、昭和39年当時の文書目録としては、「永年文書簿冊件名目録」のみ存在し、当該目録を確認したところ、昭和39年度の当該農道の整備工事に関係のある文書は確認できなかった。

イ 上記の内容も含め、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然な点は無く、これを保有しないとすることが、不合理であるとは認められない。

このような状況を踏まえると、昭和39年当時に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が作成されていないものについては、前記(1)で述べたとおり条例が適用されないことから、本件対象文書につき実施機関が行った本件処分は妥当であったものと認められる。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他に、道路法の規定する道路以外で道路管理課が農道を法的根拠もなく機

答申書の作成

能管理することは、道路交通法第80条第2項（道路法に規定する道路以外の道路管理者）の規定に違反している等の主張をしているが、これらは本件処分とは直接関係のない主張であり、公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会の性格になじまないことから、判断を行わない。

(3) 結論

本件対象文書につき実施機関が行った本件処分は妥当であったものと認められる。よって、当審査会は、「1 審査会の結論」とおり判断する。

5 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成22年12月14日 ・実施機関からの諮問書を受理

平成23年10月7日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査会への出席要求

10月14日 ・実施機関から非公開理由説明書を受理

10月20日 ・平成23年度第4回審査会

実施機関職員からの説明及び聴取

11月22日 ・平成23年度第5回審査会

事案検討

12月6日 ・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出依頼

12月12日 ・申立人からの意見書を受理

12月15日 ・平成23年度第6回審査会

争点の審査及び答申内容の検討

平成24年1月17日 ・平成23年度第7回審査会

答申内容の検討及び答申書の作成

3月29日 ・平成23年度第9回審査会

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 前津 栄健

副会長 新波 将孝

委員 上原 義信

委員 当山 恵子

那覇市長 翁長 雄志 様

1 当審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)が、平成23年1月5日付け那建道第347号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成22年11月26日付け那州市協第199号(道路建設課の回答)に、「申立人の所有地(崎山町4丁目〇-〇)は一般の車両及び歩行者の安全で円滑な通行ができるように維持管理を行っている」とあることから、農道は、一般公衆が通ることを容認されている資料を道路建設課が所有していること becoming として、平成22年12月3日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対して、「道路建設課が所有している農道は一般公衆が通ることを容認されているという資料」(以下「本件対象文書」という。)について公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を「文書不存在」として非公開とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成23年1月12日、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第60号)第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年1月24日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成23年1月24日付け諮問第1号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成23年1月12日付け異議申立書及び平成23年12月9日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 平成6年ごろ道路管理課の職員から、口頭にて当該農道は農道などの公道であるいは、一般公衆が通ることを容認している私道とは性格を異にして道路法の管理規定に基づいて管理しておらず、道路法の適用を受けないとの説明を受けました。

しかしながら、那覇市道路建設課は、農道は、道路法の管理規定に基づいた「一般車両及び歩行者の安全で円滑な通行ができるように維持管理をおこなっている。」とある。

イ 日本は法治国家ですので、国家権力の行使はすべて法律に基づいて行われています。那覇市も日本国の地方自治体ですので、那覇市の職員は職務を遂行するのに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則に従う義務があります（地方公務員法第32条職務命令に従う義務）。

刑法でも「人を罰するには、あらかじめ定められた法律によらなければなりません（法律がなければ刑罰なし、罪刑法定主義）。

ところで、道路管理課は、農道（農道首里崎山線のうち首里崎山町4丁目〇〇地番の私道をいう。以下同じ。）を土地所有者の承諾書もなく、法的根拠もなく、機能管理できる主張して、農道を機能管理していますが、言葉を言いかえると「道路管理課は法律である」ので、道路管理課の気に入らない農道の土地所有者がいるときは「道路管理課が新たな法律をつくって農道を管理しています。」となり、専制政治下の国王と同じで、国王が気に入らない行為を行った市民を、新しい法律を作って、その行為を罰していたのと同じです。

しかしながら、平成8年（ノ）第4441号民事一般調停事件において、調停委員は「那覇市が土地所有者の承諾書もなく法的根拠なしに、当該農道を管理することはできないの

で不法占拠と言われてもよしかたない。」それゆえに「農道を買い上げるか、もしくは、土地の使用料を支払って農道を使いなさい。」との調停案でしたが、那覇市（道路管理課の係長当間さん）が調停案を拒否し調停は不成立に終わりましたので、那覇地検に不動産侵害罪で刑事告訴しました。

そうすると、道路法の規定する道路以外で道路管理課が農道を法的根拠もなく機能管理することは、道路交通法第80条第2項（道路法に規定する道路以外の道路管理者）の規定に違反しています。並びに地方公務員法第32条の規定（職務命令に従う義務）にも違反しています。

ウ また、平成6年12月12日付け那覇市第9962号には、「私道の整備に市が資材提供等を行う場合は、施工者と地主間のトラブルを防止するために、申請時に地主の承諾書の添付を義務付けております。」とある。

エ よって、道路建設課が所有している当該農道は道路法の管理規定に基づいて管理していることと確認できる資料を公開してください。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成23年10月14日付け公文書非公開決定処分申立て及び同日20日に取得した実施機関職員の意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

農道崎山線は、地権者等の陳情・要請に基づき、本市が農業振興の立場から、昭和39年11月に農道として整備後、今日まで継続して地域の生活道路等として一般交通の用に供され、公共性の高い道路であることから本市が維持管理（表面管理）しています。

それを踏まえたと、本請求に係る資料としては、本市が当該農道を地権者等の陳情・要請に基づいて維持管理してきたことを示す資料が考えられますが、整備当時の関連文書が存在するため、当該資料の確認ができません。

本請求に関しては、前述のとおり、公開できる公文書が存在しないため、非公開としています。

なお、異議申立ての趣旨及び理由で、『那覇市建設課は、当該農道は道路法の管理規定に基づいた「一般車両及び歩行者の安全で円滑な通行ができるように維持管理を行っている。」とある』との記述があるが、当該農道は、道路法第2条の規定に基づく道路ではないことから、那覇市において同法の規定に基づき管理を行っておりません。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

(1) 条例の基本的考え方について

条例は、「市の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、日本国憲法の保障する基本的権利としての知る権利を保障するとともに、市政に関する情報を積極的に公開して、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与すること」(第1条)を目的として、昭和63年1月1日に制定し、同年4月1日に施行された。

条例は、その理念を基に「何人」(第5条)に対しても公開請求権を認めるとともに、制度の対象となる実施機関(第2条第2号)に対しては、第6条第1項各号に掲げられた情報が記録されている場合を除き、請求に係る公文書を公開しなければならぬ義務を課している。そして、公開請求の対象となる「公文書」の範囲については、「実施機関の職員(～中略～)が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、実施機関が現に保有しているものをいう」(第2条第1号)と規定している。

しかしながら、条例施行前において、公文書の分類・整理等公文書の管理が必ずしも万全に行われてこなかった事情から過去の公文書について公開に耐えうるよう整理する必要性を勘案して、付則第2項第2号において経過措置として「この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が整理されたもの」について適用することと規定したところであ

る。

(2) 本件対象文書の存否及び付則第2項第2号適用について

ア 申立人は、本件請求において、本件対象文書の公開を請求したが、前記3(1)にあるとおり、異議申立書及び意見書においては「当該農道は道路法の管理規定に基づいて管理していると確認できる資料」を請求している。しかし、当審査会が本件処分妥当性を判断するに当たっては、あくまで実施機関が本件対象文書を保有しているか否かによる。

本件対象文書に係る農道崎山線は、実施機関の主張によると、昭和39年11月に地権者等の陳情・要請に基づき、整備したものであるとされている。

実施機関は、前記3(2)で、当該農道を整備後「今日まで継続して地域の生活道路等として一般交通の用に供され、公共性の高い道路であることから本市が維持管理(表面管理)しています。」として、あくまで地権者等の陳情・要請に基づき維持管理を行っていることを主張している。

本件対象文書は、実施機関の主張の根拠となりうるものでなければならぬが、その資料として「農道崎山線に関する地権者等からの陳情書・要請書」を開示することが考えられる。しかし、当該資料は、当該農道の整備当時の関連文書と一緒に保管されていた可能性はあるが、当該陳情書等を取ったかどうかの資料は発見されず、当該関連文書がいつ廃棄されたのかは不明となっている。

本件処分と関連する民事調停事件に関する報告書の非公開決定処分の不服審査において、当時の那覇市情報公開審査会長あて那覇市長が回答した文書(平成10年2月6日付け那覇道管第285号)において、「なにぶん(昭和39年)当時は文書管理も不十分であり、また、今日まで30年以上もの長年月を経過する間に農道主管課の変更等もあって、承諾書等の資料は散逸又は廃棄処分されたものと思われ提示できないのが実情である」との回答となっていることからすると、文書は平成10年当時においても存在していなかったことが推認できる。

上記の内容も含め、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然な点は無く、これを保有しないことが、不合理であるとは認められない。

イ 条例付則第2項第2号適用について、目録等に整備されているかどうかを確認するため当審査会が調査したところ、昭和39年当時の文書目録としては、「永年文書簿冊件名目録」のみ存在し、当該目録を確認したところ、昭和39年前後の当該農道の整備工事に関係のある文書は確認できなかつた。

このような状況を踏まえ、昭和39年当時に作成し、又は取得した公文書であつて、目録等が作成されていないものについては、前記(1)で述べたとおり条例が適用されないことから、本件対象文書につき実施機関が行つた本件処分は妥当であつたものと認められる。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他に、道路法の規定する道路以外で道路管理課が農道を法的根拠もなく機能管理することは、道路交通法第80条第2項(道路法に規定する道路以外の道路管理者)の規定に違反している等の主張をしているが、これらは本件処分とは直接関係のない主張であり、公文書の公開請求に関する処分の妥当性の審査を任務とする当審査会の性格になじまないことから、判断を行わない。

(4) 結論

本件対象文書につき実施機関が行つた本件処分は妥当であつたものと認められる。よつて、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 附帯意見

当審査会は、本件事案の結論を得る審議の過程において、以下の点について意見をまとめたので、附帯意見として付することとする。

当審査会の判断は、上記のとおり、本件処分が妥当であるとしたが、これはあくまで条例付則第2項第2号が適用されることからの判断であつて、文書が存在しないことについて妥当であると判断したことにはならない。

当審査会としては、本件対象文書のように、那覇市が農道(私道)を管理することができる根拠となる文書は、継続して農道(私道)を管理しているのであれば、保存されてしかるべきと考え、仮にそのような文書が存在しない場合は、農道(私道)を管理する法令等の根拠を示し、説明責任を果たすべきである。少なくとも本件の申立人は、何をもつて継続して農道を管理することができるのかについて異議を述べているのであるから、そのことの説明を怠るべきではない。今後実施機関においては、説明責任を果たすことにより、条例の目的である「市政に対する市民の理解と信頼」を深めることに努められるよう要望する。

6 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成22年12月14日 ・実施機関からの諮問書を受理

平成23年10月7日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査会への

出席要求

10月14日 ・実施機関から非公開理由説明書を受理

10月20日 ・平成23年度第4回審査会

実施機関職員からの説明及び聴取

11月22日 ・平成23年度第5回審査会

専案検討

12月6日 ・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出

依頼

12月12日 ・申立人からの意見書を受理

- 12月15日 ・平成23年度第6回審査会
争点の審査及び答申内容の検討
- 平成24年 1月17日 ・平成23年度第7回審査会
答申内容の検討及び答申書の作成
- 3月29日 ・平成23年度第9回審査会
答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 前津 榮健
副会長 新城 将孝
委 員 上原 義信
委 員 当山 恵子

答 申 第 10 号
平成24年3月29日

答 申 書 (答申第10号)

那覇市長 翁長 雄志 様

1 当審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)が、平成23年1月5日付け那建道第347号で行った公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

那覇市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 前 津 榮 健

2 異議申立てに至る経緯

(1) 公文書公開請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成22年11月26日付け那州市協第199号(道路建設課の回答)に、「本市の管理の一環として農道を使用することが可能であると考えています。」とあることから、道路建設課は、農道(崎山町4丁目〇-〇)に重機を設置し、使用する法的根拠の資料を所有していることになるとして、平成22年12月3日に那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に対して、「道路建設課が農道を工事の為に使用できる法的根拠」(以下「本件対象文書」という。)について公文書公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、公文書非公開の理由を「農道は、那覇市が整備し、今日まで長年にわたり管理してきたという状況等から、本市の管理の一環として農道を使用することが可能であると考えています。」とする本件処分を行った。

(3) 異議申立て

申立人は、平成23年1月12日、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第60号)第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年1月24日付けで、条例第11条第2項の規定に基づき、当審査

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

平成23年1月24日付け諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

3 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

平成23年1月12日付け異議申立書及び平成23年1月29日受付の意見書から判断すると申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 農道崎山線の整備では、道路敷地に係る地権者全員の土地使用承諾書を付した陳情書、要請書もなく、農道を認定する申請書、路線を認定する議案書もない。

イ 日本は法治国家ですので、国家権力の行使はすべて法律に基づいて行われています。那覇市も日本国の地方自治体ですので、那覇市の職員は職務を遂行するのに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則に従う義務があります（地方公務員法第32条職務命令に従う義務）。

刑法でも「人を罰するには、あらかじめ定められた法律によらなければなりません（法律がなければ刑罰なし、罪刑法定主義）。

ところで、道路管理課は、私道（農道首里崎山線、首里崎山町4丁目〇-〇以下農道という。）を土地所有者の承諾書もなく、法的根拠もなく、機能管理できると主張して、農道を機能管理していますが、言葉を言いかえると「道路管理課は法律である」ので、道路管理課の気に入らない農道の土地所有者がいるときは「道路管理課が新たな法律をつくって農道を管理しています。」となり、専制政治下の国王と同じで、国王が気に入らない行為を行った市民を、新しい法律を作って、その行為を罰していたのと同じです。

しかしながら、平成8年（ノ）第444号民事一般調停事件において、調停委員は「那覇市が土地所有者の承諾書もなく法的根拠なしに、当該農道を管理することはできないので不法占拠と言われてもしかたない。」それゆえに「農道を買上げるか、もしくは、土地の使用料を支払って農道を使いなさい。」との調停案でしたが、那覇市（道路管理課の係長 当間さん）が調停案を拒否し調停は不成立に終わりましたので、那覇地検に不動産侵害罪

で刑事告訴しました。

そうすると、道路法の規定する道路以外で道路管理課が私道（農道）を法的根拠もなく機能管理することは、道路交通法第80条第2項（道路法に規定する道路以外の道路管理者）の規定に違反しています。並びに地方公務員法第32条の規定（職務命令に従う義務）にも違反しています。

ウ よって、道路建設課が地主の承諾なしに農道を工事の為に使用できると確認できる資料を公開してください。

(2) 実施機関の主張の要旨

平成23年10月14日付け公文書非公開決定処分理由書及び同月20日に聴取した実施機関職員からの意見から判断すると実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

本件異議申立ての趣旨及び理由では、「農道崎山線の整備では、道路敷地に係る地権者全員の土地使用承諾書を付した陳情書・要請書もなく、農道を認定する申請書、路線を認定する議案書もない。よって、道路建設課が地主の承諾なしに、農道を工事の為に使用できると確認できる資料を公開してください。」とあります。

農道崎山線は、地権者等の陳情、要請に基づき、本市が農業振興の立場から、昭和39年11月に農道として整備し、今日まで多くの市民に利用され、地域の生活道路等として一般交通の用に供されており、道路として公共性の高いことから維持管理（表面管理）を継続しています。

しかし、陳情書や要請書等の資料については、整備当時の関連文書が存在しないため、当該資料の確認ができません。

本請求に関しては、前述のとおり、公開できる公文書が存在しないため、非公開としています。

なお、当該資料については不存在的であるが、本市が農道として長年管理してきた状況から、その保全工事のため使用することは可能であると考えております。

4 当審査会の判断

当審査会は、条例に基づき申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

(1) 条例の基本的考え方について

条例は、「市の保有する公文書の公開を求める権利を明かにすることにより、日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障するとともに、市政に関する情報を積極的に公開して、市政への市民参加を一層推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与すること」(第1条)を目的として、昭和63年1月11日に制定し、同年4月1日に施行された。

条例は、その理念を基に「何人」(第5条)に対しては、第6条第1項各号に掲げられた情報の対象となる実施機関(第2条第2号)に対しては、第6条第1項各号に掲げられた情報が記録されている場合を除き、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している。そして、公開請求の対象となる「公文書」の範囲については、「実施機関の職員(～中略～)の役員を含む。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、実施機関が現に保有しているものをいう」(第2条第1号)と規定している。

しかしながら、条例施行前において、公文書の分類・整理等公文書の管理が必ずしも万全に行われてこなかった事情から過去の公文書について公開に耐えようよう整理する必要性を勘案して、付則第2項第2号において経過措置として「この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が整理されたもの」について適用することと規定したところである。

(2) 付則第2項第2号適用について

本件対象文書に係る農道崎山線は、昭和39年11月に地権者等の陳情・要請に基づき、整備したものである。

本件対象文書については、陳情書や要請書等をもって根拠づけることができると思われるが、整備当時の関連文書が発見されず、当該要請書等がいつ廃棄されたのかは不明となつてはいるが、本件処分と関連する民事調停事件に関する報告書の非公開決定処分の不服審査において、当時の那覇市情報公開審査会長あて那覇市長が回答した文書(平成10年2月6日付け那土道管第2.8.5号)において、「なにぶん(昭和39年)当時は文書管理も不十分であり、また、今日まで30年以上もの長年月を経過する間に農道主管課の変更等もあつて、承諾書等の資料は散逸又は廃棄処分されたものと思われ提示できないのが実情である」との回答となつてはいることからすると、文書は平成10年当時においても存在していなかったことが推認できる。

また、その事実関係を確認するため当審査会が調査したところによると、昭和39年当時の文書目録としては、「永年文書簿冊件名目録」のみ存在し、当該目録を確認したところ、昭和39年前後の当該農道の整備工事に関する文書は確認できなかつた。

上記の内容も含め、本件対象文書を保有していないとする裏施機関の説明には、特段不自然な点はなく、これを保有しないとすることが、不合理であるとは認められない。このような状況を踏まえると、昭和39年当時に作成し、又は取得した公文書であつて、目録等が作成されていないものについては、前記(1)で述べたとおり条例が適用されないことから、本件対象文書につき裏施機関が行つた本件処分は妥当であつたものと認められる。

(3) 申立人及び裏施機関のその他の主張について

申立人は、その他に、道路法の規定する道路以外で道路管理課が農道を法的根拠もなく機能管理することは、道路交差法第80条第2項(道路法に規定する道路以外の道路管理者)の規定に違反している等の主張をしており、また、裏施機関においても前記3(2)において「当該資料については不存在であるが、本市が農道として長年管理してきた状況から、その保全工事のため使用することは可能であると考へております」との主張がなされているが、これらの主張は本件処分とは直接関係のない主張であり、公文書の公開請求に関する処分の

妥当性の審査を任務とする当審査会の性格になじまないことから、判断を行わない。

(4) 結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 附帯意見

当審査会は、本件事案の結論を得る審議の過程において、以下の点について意見をまとめたので、附帯意見として付することとする。

当審査会の判断は、上記のとおり、本件処分が妥当であるとしたが、これはあくまで条例付則第2項第2号が適用されることからの判断であって、文書が存在しないことについて妥当であると判断したことにはならない。

当審査会としては、本件対象文書のように、那覇市が農道（私道）を管理することができる根拠となる文書は、継続して農道（私道）を管理しているのであれば、保存されてしかるべきと考えられる。仮にそのような文書が存在しない場合は、農道（私道）を管理する法令等の根拠を示し、説明責任を果たすべきである。少なくとも本件の申立人は、何をもって継続して農道を管理することができるのかについて異議を述べているのであるから、そのことの説明を怠るべきではない。今後実施機関においては、説明責任を果たすことにより、条例の目的である「市政に対する市民の理解と信頼」を深めることに努められるよう要望する。

6 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

平成22年12月14日 ・実施機関からの諮問書を受理

平成23年10月7日 ・実施機関に非公開理由説明書の提出要求及び次回審査会への

出席要求

10月14日	・実施機関から非公開理由説明書を受理
10月20日	・平成23年度第4回審査会 実施機関職員からの説明及び聴取
11月22日	・平成23年度第5回審査会 事案検討
12月6日	・公文書非公開理由説明書の送付とこれに対する意見書の提出 依頼
12月12日	・申立人からの意見書を受理
12月15日	・平成23年度第6回審査会 争点の審査及び答申内容の検討
平成24年1月17日	・平成23年度第7回審査会 答申内容の検討及び答申書の作成
3月29日	・平成23年度第9回審査会 答申書の作成

那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長	前津 榮健
副会長	新城 将孝
委員	上原 義信
委員	当山 恵子

IV 会議公開制度

1 会議公開制度の目的

情報公開制度の目的が実効的に保障されるためには、市政に関する情報が広く公開される必要があり、そのためには公文書の公開だけでなく、会議の公開についてもその充実を図らなければなりません。このような観点にたち、市政に関する意思形成に重要な役割、機能を有する市の会議について、会議運営の公正性を確保するとともに、市政への市民参加を一層推進するため「公開原則」のもとに会議の公開を行っています。

会議公開制度の主な内容

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

(2) 公開の対象となる会議

- ① 条例で設置された審議会、審査会等の会議
- ② 行政委員会の会議

(3) 会議公開の基準

公開原則ですが、①情報公開条例により非公開とすることができる情報に関して審議する場合、②公開することにより公正、円滑な審議が著しく阻害される場合は、公開しないことができます。

(4) 公開の内容

公開される会議の主な内容は、①開催日時、議題等の事前公表、②傍聴の可否、③意見書の提出数、④会議録等の公開となっています。

2 会議公開制度の運用状況

- (1) 「会議日程の事前公表」等については、市政情報センターに報告があったのは107件となっています。
- (2) 報告のあった会議について傍聴できたものは73件、傍聴できなかったものは34件となっています。

(1) 会議の開催状況

部名	課名	会議の名称	開催数	公開	非公開	傍聴人数	意見提出
総務部	総務課	那覇市情報公開・個人情報保護審査会	9	-	9	-	-
	平和交流・男女参画課	那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者選定委員会	1	-	1	-	-
	管財課	那覇市財産評価委員会	4	-	4	-	-
企画財務部	情報政策課	那覇市IT戦略会議	4	4	-	4	-
市民文化部	市民生活安全課	那覇市安全で住みよいまちづくり推進協議会	1	1	-	-	-
	文化振興課	那覇市文化行政審議会	1	1	-	-	-
	博物館	壺屋博物館協議会	2	2	-	-	-
経済観光部	商工農水課	那覇市伝統工芸館運営審議会	1	-	1	-	-
		那覇市IT創造館運営審議会	2	-	2	-	-
		那覇市中小企業振興審議会	3	3	-	-	-
健康福祉部	福祉政策課	那覇市保健福祉医療審議会地域福祉部会	1	1	-	-	-
	ちゃーがんじゅう課	那覇市保健福祉医療審議会	3	2	1	-	-
		那覇市保健福祉医療審議会 健康福祉部所管施設指定管理者等選考部会	5	-	5	-	-
		那覇市保健福祉医療審議会 高齢者部会	3	2	1	-	-
(健康保険局)	健康推進課	平成23年度地方独立行政法人 那覇市立病院評価委員会	8	8	-	-	-
	保健所準備室	那覇市保健福祉医療審議会	1	1	-	-	-
こどもみらい部	こども政策課	那覇市こども政策審議会	2	1	1	-	-
		那覇市こども政策審議会 保育所運営法人選考部会	4	1	3	-	-
	こどもみらい課	那覇市こども政策審議会	2	1	1	-	-
		那覇市こども政策審議会 那覇市安謝保育所指定管理予定候補者選考部会	1	-	1	-	-
	子育て応援課	那覇市こども政策審議会	2	2	-	-	-
		那覇市こども政策審議会 那覇市児童館指定管理予定候補者選考部会	3	2	1	-	-

部名	課名	会議の名称	開催数	公開	非公開	傍聴人数	意見提出
都市計画部	都市計画課	那覇市都市計画審議会	3	3	-	5	-
		那覇市都市景観審議会	2	2	-	7	-
	建築指導課	建築審査会	5	5	-	41	-
建設管理部	建設企画課	建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会	4	2	2	1	-
		那覇市住宅政策等審議会	1	-	1	-	-
教育委員会 生涯学習部	総務課	教育委員会会議	27	27	-	1	-
	生涯学習課	那覇市社会教育委員の会議	2	2	-	-	-
		那覇市こどもの読書活動推進委員会	1	1	-	-	-
		生涯学習推進協議会	2	2	-	-	-
合計			107	73	34	59	0